

# 第 71 回 厚生科学審議会科学技術部会

## － 議 事 次 第 －

【 日 時 】 平成 24 年 5 月 16 日(水) 15:30～17:30

【 場 所 】 厚生労働省 省議室(中央合同庁舎第5号館9階)

### 【 議 題 】

1. 遺伝子治療臨床研究について
2. ヒト幹細胞臨床研究について
3. その他

### 【 配布資料 】

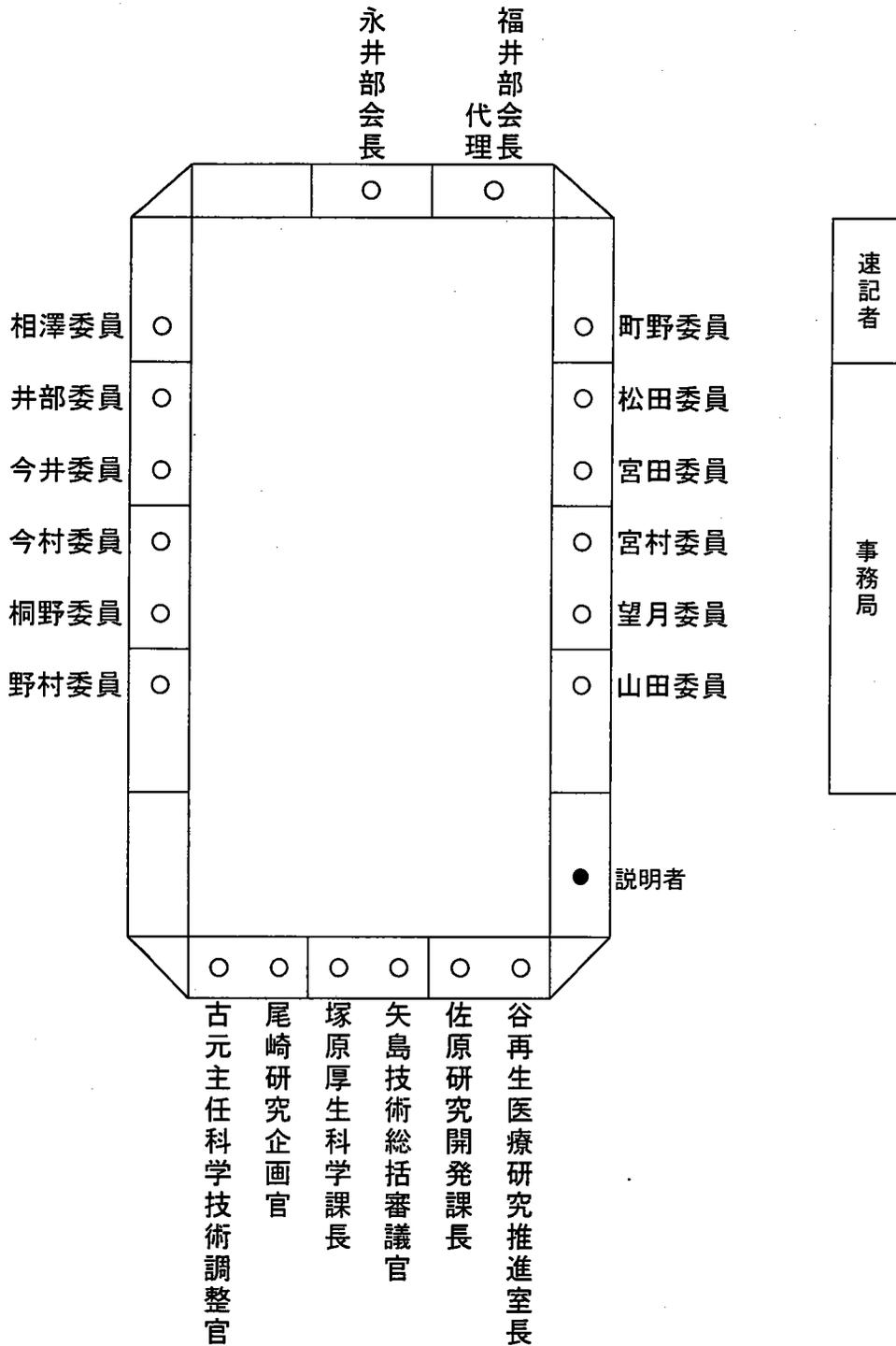
- 資料1-1. 遺伝子治療臨床研究実施計画等について
- 資料1-2. 遺伝子治療臨床研究実施計画変更報告について
- 資料1-3. 遺伝子治療臨床研究実施計画について
- 資料1-4. 遺伝子治療臨床研究に係る第一種使用規程について
- 資料 2. ヒト幹細胞臨床研究実施計画の申請について
- 資料 3. 国立感染症研究所の評価報告等について
- 資料 4. 遺伝子治療臨床研究に関する実施施設からの報告について
- 資料 5. ヒト幹細胞臨床研究に関する実施施設からの報告について

- 参考資料 1. 厚生科学審議会科学技術部会委員名簿
- 参考資料 2. 遺伝子治療臨床研究実施計画の申請及び遺伝子治療臨床研究に係る生物多様性影響評価に関する参考資料
- 参考資料 3. ヒト幹細胞を用いる臨床研究実施計画の申請に関する参考資料

# 第71回厚生科学審議会科学技術部会

平成24年5月16日（水） 15:30～17:30

於：厚生労働省 省議室（9階）



事務局席

傍聴席

## 厚生科学審議会科学技術部会委員名簿

氏名	所属
相澤 英孝	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
井部 俊子	聖路加看護大学長
今井 通子	株式会社ル・ベルソ一代表取締役
今村 定臣	社団法人日本医師会常任理事
岩谷 力	国際医療福祉大学大学院副大学院長
金澤 一郎	国際医療福祉大学大学院長
川越 厚	クリニック川越院長
桐野 高明	独立行政法人国立病院機構理事長
佐藤 洋	独立行政法人国立環境研究所理事
◎ 永井 良三	自治医科大学長
西島 正弘	昭和薬科大学長
野村 由美子	中日新聞社編集局整理部記者
橋本 信夫	独立行政法人国立循環器病研究センター理事長
○ 廣橋 説雄	慶應義塾大学医学部特任教授
○ 福井 次矢	聖路加国際病院長
町野 朔	上智大学生命倫理研究所員
松田 譲	協和発酵キリン株式会社相談役
南 裕子	高知県立大学長
宮田 満	日経BP社医療局主任編集委員
宮村 達男	国立感染症研究所名誉所員
望月 正隆	東京理科大学薬学部教授
山田 澄人	日本医用光学機器工業会理事代理

(50音順、敬称略)

◎部会長 ○部会長代理

遺伝子治療臨床研究実施計画等について

三重大学医学部附属病院  
 大阪大学医学部附属病院  
 (財)田附興風会医学研究所 北野病院

課題名 : MAGE-A4 抗原特異的 TCR 遺伝子導入リンパ球輸注による  
 治療抵抗性食道癌に対する遺伝子治療臨床研究

遺伝子治療臨床研究実施計画に係る意見について

- 遺伝子治療臨床研究作業委員会の意見 . . . . . P. 1
- 申請機関からの回答 . . . . . P. 3  
 (多施設共同研究に変更することについての合理的理由)  
 <参考添付>平成22年3月30日 医政発第0330第2号  
 「医療機関における自家細胞・組織を用いた  
 再生・細胞医療の実施について」 P. 7
- 遺伝子治療臨床研究作業委員会の意見 . . . . . P. 17  
 (第67回 厚生科学審議会科学技術部会 資料)
- 遺伝子治療臨床研究作業委員会 名簿 . . . . . P. 23  
 (三重大学医学部附属病院、大阪大学医学部附属病院、  
 (財)田附興風会医学研究所 北野病院:MAGE-A4 抗原特異  
 的 TCR 遺伝子導入リンパ球輸注による治療抵抗性食道癌  
 に対する遺伝子治療臨床研究)

平成 24 年 5 月 16 日

大阪大学医学部附属病院、田附興風会医学研究所北野病院から申請のあった遺伝子治療臨床研究実施計画等に係る意見について  
(追加報告)

遺伝子治療臨床研究作業委員会  
委員長 島田 隆

大阪大学医学部附属病院、田附興風会医学研究所北野病院から申請のあった遺伝子治療臨床研究実施計画及び三重大学医学部附属病院からの変更報告書の関係事項について、平成 23 年 11 月 9 日に開催された科学技術部会における指示を踏まえ、再度申請者等への確認を行いましたので、下記のとおり報告いたします。

記

(1) 経緯

- 本申請等に係る臨床研究は、現在単一施設(三重大学医学部附属病院)で行われている遺伝子治療臨床研究について、安全性評価の途中段階において、新たに大阪大学医学部附属病院及び田附興風会医学研究所北野病院を含めた多施設共同研究として実施するものである。
- 安全性評価の途中段階において多施設共同研究に変更することについては、平成 23 年 11 月 9 日の科学技術部会において、「合理的理由があり、患者や医療・医学にとって有益であることが認められるのであれば、変更を認めることはあり得るものの、今般の変更に係る妥当性・合理性については、再度詳細に確認して報告すること」とされた。
- これを受け、申請者等に対し、多施設共同研究に変更する理由とその妥当性・合理性について改めて照会し、回答を得た(回答書:P.3~5、参考添付:P.7~15)。

(2) 作業委員会における意見

- まず、前回報告した作業委員会の意見の中で、「科学的にも倫理的にも

問題が多いという意見が複数の委員より出された」とした意見の概要は次のとおりである。

- ① 第I相試験は安全性を確認するための重要な段階である。そのため、一般的には、第I相試験の結果を評価した上で、それに基づき、次の段階として多施設に拡大することを考えるべきである。
  - ② 上記の点に関し、申請者等からは、安全性評価の途中段階で多施設共同研究に変更する必要性について、特別な事情は説明されなかったと考える。なお、三重大学医学部附属病院の現在の研究計画において、目標とする被験者数が集まりにくいという課題があるとしても、それは当初より想定され得るものであり、一般的なことである。
  - ③ したがって、本件については、まずは現在の研究計画を完了させ、その結果を評価することがより重要であると考えます。
  - ④ なお、多施設共同研究として実施せずとも、他の施設において、三重大学医学部附属病院と同じ研究計画に基づき、本臨床研究を独自に実施することはできる（すなわち、当該他の施設の医師等が三重大学医学部附属病院の施設に赴いて細胞の調製等を行うことにより、当該他の施設の責任の下で実施することができる）と考える。
- 次に、今般提出された申請者等の回答について見ても、施設間の細胞輸送システムを確立することの必要性や患者の便宜について説明されており、また、安全性については、これまでに遺伝子導入細胞が投与された3例の被験者について、遺伝子導入細胞に起因する有害事象は認められないことが説明されているものの、安全性評価の途中段階において多施設共同研究に変更するという本質的な問題点に関する妥当性・合理性としては、依然十分な説明がされていないと考える。
- 一方、前回報告したとおり、新たに提案されている多施設共同研究として遺伝子治療を行うための、遺伝子導入細胞の輸送や受け入れ等の技術的課題については、十分検討されており特段の問題はないと考えられるものである。

### (3) まとめ

- 以上を踏まえ、本臨床研究を多施設共同研究として実施することの妥当性については、遺伝子治療臨床研究の安全性等に関する科学的課題にとどまらず、臨床研究の進め方に関する基本的課題という側面が含まれることから、科学技術部会においてご判断いただきたい。

(平成 23 年 12 月 7 日照会)

回答日：平成 24 年 3 月 7 日

実施計画申請書等に係る厚生科学審議会科学技術部会での指摘事項への対応  
(三重大学医学部附属病院、大阪大学医学部附属病院、田附興風会医学研究所北野病院)

1. 三重大学医学部附属病院単独で実施中の遺伝子治療臨床研究を、この時点で多施設に変更することについて、理由とその妥当性・合理性(科学的・倫理的視点から)を説明してください。

(回答)

「実用化を目指した細胞療法の早期臨床試験の考え方」、「本遺伝子治療臨床研究を単一施設で開始した理由」及び「この時点で多施設に変更することの理由とその妥当性・合理性(科学的・倫理的視点から)」につきまして、以下のとおりご説明させていただきます。

**【実用化を目指した細胞療法の早期臨床試験の考え方】**

我々は、三重大学を中心に遺伝子治療の開発に参画意思のある大学・企業を含めた共同研究ネットワークを構築して、TCR 遺伝子細胞療法の実用化を目指し、当該遺伝子治療技術の研究開発を進めております。実用化を想定した遺伝子細胞免疫療法の研究開発を進める上で、ひとりでも多くの患者さんに、なるべく早く本治療法を届けるため、特に、日本国内では細胞調製 GMP 施設で加工された調製細胞を他施設で利用するための輸送システムを確立することが不可欠です。したがって、実用化を想定した早期臨床試験において確認されるべき安全性とは、個々の患者さんにおける安全性はもとより、投与細胞の製造、運搬を含むシステム全般にわたる安全性としてとらえるべきだと考えております。実用化に向けた細胞療法の安全性確認を目的とした臨床試験は、緊密な協力関係のもと少数多施設で行うことが望ましいと考えます。

**【本遺伝子治療臨床研究を単一施設で開始した理由】**

本遺伝子治療臨床研究は平成21年7月21日付けで厚生労働大臣に三重大学医学部附属病院での実施を了承されました。大阪大学医学部附属病院消化器外科の土岐医師、和田医師及び田附興風会医学研究所北野病院消化器センターの上田医師からは、早くから本遺伝子治療臨床研究を共同で実施したいとの希望がありましたが、本遺伝子治療臨床研究を立案した当時は、三重大学医学部附属病院で調製された遺伝子導入細胞の他施設への提供に関して妥当性を検討するための指針がなかったことから、単一施設で遺伝子治療臨床研究を開始しました。

**【この時点で多施設に変更することの理由とその妥当性・合理性(科学的・倫理的視点から)】**

平成22年3月30日に厚生労働省医政局長通知「医療機関における自家細胞・組織を用いた再生・細胞療法の実施について(医政発0330 第2号)」が発出され、複数の医療機関において共同で再生・細胞医療を実施する場合の要件が示されました。そこで、平成22年4月26日に厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課を訪問し、細胞療法の臨床研究における細胞輸送に関する考え方の助言を受け、本遺伝子治療臨床研究の少数多施設化を可能と判断しました。

少数多施設化に向けた細胞輸送システム構築及びそのシステムバリデーションに関しましては、三重大学医学部附属病院が臨床研究を開始した当初から3年近くに渡って整備を進めて本多施設臨床研究の実施に備えてきました。実地における搬送テストを行い、搬送された細胞の安全性・安定性に関するデータを取得し、科学的に十分多施設化が行い得るという確認を行いました。この点に関しましては、先の作業委員会においても確認いただいたとおりです。したがって、この時点で実施可能な細胞輸送システムが構築できたと考えております。

また、三重大学医学部附属病院、大阪大学医学部附属病院、田附興風会医学研究所北野病院の3施設において5年に渡って行ってきたがんワクチンの多施設共同臨床研究での経験も活かし、本遺伝子治療臨床研究においても医師・研究者からなる均一な臨床の能力を持つ少数多施設共同実施チーム体制作りにより早期から着手し、安全性情報の共有や評価においても各施設が密に連携することで情報交換を速やかに行い、各施設における状況を随時把握するための体制が完成したと考えます。具体的には、安全・効果評価・適応判定中央部会の体制構築、3施設が協力して多施設化のための標準業務手順書の作成、各施設の責任体制などを整え、各施設での遺伝子治療臨床研究審査委員会の審査・承認を得ました。

その間、先行して開始された三重大学単施設での臨床研究においては、これまでに3例の被験者に遺伝子導入細胞が投与されましたが、現在までに遺伝子導入細胞に起因する有害事象は認められておらず、その他の安全性評価項目である遺伝子導入細胞のクローン化、増殖性レトロウイルス

(Replication competent retrovirus: RCR) の発生も認められておりません。さらに、3例の投与患者全てにおいて、血中における遺伝子導入細胞の長期生存性が確認されており、今後効果が期待されるデータが得られております。コホート1 (投与量:  $2 \times 10^8$ 個) の3例の結果は安全・効果評価・適応判定部会にて評価が行われ、現在はコホート2 (投与量:  $1 \times 10^9$ 個) へと移行しております。

以上のことから、少数多施設での細胞療法のシステム全般に関わる安全性評価が可能となったこの時点で、本遺伝子治療臨床研究の実施施設として、大阪大学医学部附属病院及び田附興風会医学研究所北野病院を加え、少数多施設化することは科学的視点からも倫理的視点からも妥当であり、合理的であると考えます。

さらに少数多施設化により、試験も迅速化され、新規治療技術の早期開発が望まれている治療抵抗性の食道癌患者さんに対する早期治療手段の確立に寄与する可能性も高まると考えます。

現在、中部圏や関西圏などからの遠方の患者さんにおかれましては、主治医の先生からのご紹介で三重大学医学部附属病院までお越しいただき、本遺伝子治療臨床研究に参加あるいは検討いただいております。本来であれば、当該患者さんの病状、経過を良くご存じである主治医の先生のもとで、精神的、肉体的、経済的及びご家族のご負担等も考慮し、ご安心して治療されることをお望みかと思われませんが、単一施設ではそれが叶わない状況です。このようなことから、本遺伝子治療臨床研究の試験目的を考慮した少数多施設化は、このような遠方の患者さんの様々なご負担を軽減するという観点からも妥当であると考えます。

#### **【田附興風会医学研究所北野病院における本遺伝子治療臨床研究実施の要望】**

当院消化器外科は年間 25 例程度の食道癌症例に対し、根治手術、化学放射線療法等の集学的治療を実施していますが、標準治療に抵抗性となった再発、難治となった患者さんも診療しております。標準治療に抵抗性となりますと、通常は継続的に当院で緩和的医療に移行するか、近隣のホスピスへ転院いただくこととなりますが、新規治療法を希望される患者さんには三重大学と連携してがんワク

チン臨床試験を平成 19 年より実施してきました。

当院は医学研究所内に設置され、新規治療法を積極的に開発していく環境・体制にあります。最近、患者さん自身の情報収集が高まり、新規治療（本遺伝子治療臨床研究など）への参加を希望される患者さんも多く、現時点では三重大学に紹介し治療を受けておられますが、当院における実施の要望が高まっております。

当院遺伝子治療臨床研究審査委員会における本臨床研究実施計画の審議においては、臨床研究の重要性と患者さんの要望も十分に考慮し、また細胞搬送が安全に実施されることが確認されたので、三重大学医学部附属病院及び大阪大学医学部附属病院と共同して本遺伝子治療臨床研究を実施することが承認（平成 23 年 2 月）されるに至りました。

#### 【大阪大学医学部附属病院における本遺伝子治療臨床研究実施の要望】

当院消化器外科では、食道癌に対する根治的外科切除は年間 80 症例を数え、さらには毎年ほぼ同数の再発進行食道癌患者に対して集学的治療を実施しています。標準治療抵抗性となった再発進行症例に対しては、新規組み合わせによる抗がん剤治療を行ったりしておりますが、絶対予後不良であり、新規治療を希望される患者も多数おります。このような例に対して、CHP-NY-ESO-1、NY-ESO-1 f ペプチド、NY-ESO-1 複合ペプチド、CHP-MAGE-A4 などによる独自のがんワクチン臨床試験を平成 16 年より行ってきました。

このように、当院では臨床及び研究的背景において、遺伝子治療を実施する基盤が整っております。当院遺伝子治療臨床研究審査委員会における本臨床研究実施計画の審議においては、その基盤を十分に考慮し、また細胞搬送に関しても安全性が確保されることが確認されたので、三重大学医学部附属病院及び北野病院と共同して本遺伝子治療臨床研究を実施することが承認（平成 23 年 1 月）された次第です。

多施設共同研究において起こりがちな施設間偏差の問題に関しては、基本的に共通した計画書のもと臨床試験を行うとともに、臨床的・実験室的データの収集・解析・判定は中央化することにより解消できると考えています。特に「セントラル安全・効果評価・適応判定部会」の設置は、この目的に沿うものです。

(以上)

医政発0330第2号  
平成22年3月30日

各都道府県知事  
各政令市長  
各特別区長

殿

厚生労働省医政局長

医療機関における自家細胞・組織を用いた再生・細胞医療の実施について

再生・細胞医療は、臓器機能の再生等を通じて、国民の健康の維持並びに疾病の予防、診断及び治療に重要な役割を果たすことが期待されている。

今般、先端的な医療である再生・細胞医療が有効性及び安全性の高い形で患者に提供され、普及していくよう、医療機関における自家細胞・組織を用いた再生・細胞医療の実施に当たり、関係者が留意すべき要件を別添のとおり定めたので、貴管下関係者へ周知方御配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

## 医療機関における自家細胞・組織を用いた再生・細胞医療の実施について

再生・細胞医療（ヒトの細胞・組織を採取し、加工した上で、移植又は投与を行う医療をいう。以下同じ。）は、臓器機能の再生等を通じて、国民の健康の維持並びに疾病の予防、診断及び治療に重要な役割を果たすことが期待されている。

今般、先端的な医療である再生・細胞医療が有効性及び安全性の高い形で患者に提供され、普及していくよう、医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に定める「病院」又は「診療所」をいう。）における自家細胞・組織（患者本人の細胞・組織をいう。）を用いた再生・細胞医療の実施に当たり、関係者が尊重すべき要件を定めることとする。

### 0. 初めに

- ① 実施する再生・細胞医療技術の内容に応じて、有すべき施設、設備等は異なることから、各技術に共通的な事項として、医療機関が確保すべき最低限の要件について定める。
- ② 医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、医療法等の法令やガイドライン等医療一般に適用される事項を遵守することは当然のことであることから、再生・細胞医療に固有に求められる事項を中心に定める。特に、再生・細胞医療を研究として実施する場合には、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」（平成18年厚生労働省告示第425号）、「臨床研究に関する倫理指針」（平成20年厚生労働省告示第415号）等に基づき実施する必要がある。
- ③ 現段階での再生・細胞医療の実態等を踏まえ、主として、薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく承認取得や保険適用をした上で幅広く実施される以前の段階において必要とされる要件を定める。
- ④ 再生・細胞医療における科学的進歩や経験の蓄積は日進月歩であることから、本要件を一律に適用したり、本要件の内容が必要事項すべてを包含しているとみなすことが必ずしも適切でない場合もある。したがって、個々の再生・細胞医療の実施や評価に際しては、本要件の目的を踏まえ、科学的原則やその時点の学問の進歩を反映した合理的根拠に留意しつつ、ケース・

バイ・ケースで柔軟に対応することが必要である。

- ⑤ 本要件は、科学技術の進歩、関連制度の見直し状況等を勘案して、必要に応じ見直しを行うこととする。

## 第1章 基本的な考え方

- ① 再生・細胞医療の一般化や普及を図ることが目的であり、そのためには、再生・細胞医療は先端的な医療ではあるが、いかに有効性及び安全性の高い形で提供されるかという患者の視点から考えることが重要である。

- ② 複数の医療機関において共同で実施する場合においても、加工の段階が分断されるのではなく、細胞・組織の採取から、加工、搬送、移植又は投与までに至る各過程が一貫して複数の医療機関により実質的に管理されていることが必要である。共同での医療の実施は、複数の医療機関の関係者が1つのチームとなり、当該関係者がすべての患者の症例を把握しているなど十分な連携体制（顔の見える関係）の中で実施されることが必要である。

\* 「細胞・組織の加工」とは、疾患の治療や組織の修復又は再建を目的として、細胞・組織の人為的な増殖、細胞・組織の活性化等を目的とした薬剤処理、生物学的特性改変、非細胞・組織成分との組み合わせ又は遺伝子工学的改変等を施すことをいう。（「ヒト（自己）由来細胞や組織を加工した医薬品又は医療機器の品質及び安全性の確保について」（平成20年2月8日付け薬食発第0208003号厚生労働省医薬食品局長通知））

- ③ インフォームド・コンセントについても、細胞・組織の採取から、加工、搬送、移植又は投与までに至る一貫したものが必要であるとともに、医療機関は患者がインフォームド・コンセント時の説明を理解できるよう支援するよう努めることが重要である。
- ④ 一般に医療については、臨床研究の段階から企業が加わり利用が拡大していく段階まで、対象患者が拡大するにつれて、上

乗せの要件が求められる。

## 第2章 総則

再生・細胞医療を1つの医療機関で一貫して実施する場合には以下の要件によるものとする。

### 1. 再生・細胞医療提供の体制等の在り方

① 医療機関の細胞加工施設（以下、「CPC」という。）において加工された細胞・組織等は、薬事法に基づき有効性及び安全性が評価されたものではないことから、医療機関は、ヒト幹細胞由来であるか否かにかかわらず、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」において求められている体制を有するなど、医療機関として管理・責任体制を明確にするとともに、同指針において求められている安全対策等を講じた上で再生・細胞医療を実施することが求められる。

② 再生・細胞医療の実施については、医療機関としての管理・責任体制を明らかにするために、倫理審査委員会の承認を求めることが必要である。

\* 倫理審査委員会に求められる役割：製造・品質管理等に関する手順書や搬送方法の承認、それらが適切に守られているかの確認、依頼医療機関において実施された患者についての有効性及び安全性に関する情報の集約、当該技術を継続する妥当性の検証、問題事例への対応の検討 等

③ 再生・細胞医療は、医療機関内の複数の医療関係者の連携のもと実施されるものであることから、医療関係者が連携し、患者の診療情報を共有した上で、患者の治療や治療後のモニタリングを実施することが必要である。例えば、主治医を中心としてカンファレンスを実施した上で治療方針や重大な事態が生じた場合の対応の決定等を行う必要がある。

### 2. 再生・細胞医療の実施の判断及び細胞・組織の採取

① 患者に再生・細胞医療を実施するか否かの判断に当たっては、病状、年齢、同意能力等を考慮し、慎重に検討する必要がある。

- ② 採取段階における安全対策等については、「ヒト又は動物由来成分を原料として製造される医薬品等の品質及び安全確保について」（平成12年12月26日付け医薬発第1314号厚生省医薬安全局長通知）及び「ヒト（自己）由来細胞や組織を加工した医薬品又は医療機器の品質及び安全性の確保について」の規定するところによるものとする。

### 3. 加工・品質管理体制

- ① 細胞・組織の加工を行う医療機関は、病院や特定機能病院に限定すべきではなく、有効性、安全性及び品質確保のために下記の要件を満たしている医療機関であればよい。
- ② 細胞・組織の加工は、必ずしも医師又は歯科医師が行う必要はないが、医療の一環として、当該医療機関の医師又は歯科医師の実質的な監督の下で実施することが必要である。
- ③ CPCの施設の要件
- 加工した細胞・組織の品質の確保のために、細胞加工室、品質検査室、細胞管理室を有するなど必要な構造設備を備える必要があるとともに、脱衣室と着衣室を別に設けるなど、交差汚染を防止するために必要な対策を講じておく必要がある。
  - 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、培養器、顕微鏡、安全キャビネット、モニタリング用機器など、細胞・組織の加工及び保存に必要な設備を有する必要がある。
  - 製品管理、品質管理、バリデーション等について、製造管理の手順に関する文書、品質管理の手順に関する文書、衛生管理の手順に関する文書、教育訓練の手順に関する文書等を定めるとともに、これらに基づき適切に製造管理及び品質管理を行う必要がある。
- ④ CPCの人員の要件
- 製造管理責任者、品質管理責任者、細胞培養責任者及び細胞検査責任者の配置が必要である。
  - 少なくとも製造管理責任者と品質管理責任者は分ける必要がある。

- 細胞・組織の加工を監督する医師又は歯科医師、品質管理、製造管理等の責任者及び実施者には十分な知識・経験が必要である。

- ⑤ 加工・品質管理の在り方については、「治験薬の製造管理、品質管理等に関する基準（治験薬GMP）」（平成20年7月9日付け薬食発第0709002号厚生労働省医薬食品局長通知）、「ヒト又は動物由来成分を原料として製造される医薬品等の品質及び安全性確保について」及び「ヒト（自己）由来細胞や組織を加工した医薬品又は医療機器の品質及び安全性の確保について」に規定するところによるものとする。

#### 4. 移植又は投与

- 移植又は投与の段階においては、十分な安全対策等を行う必要がある。

#### 5. 情報管理及び記録の保存

- 再生・細胞医療に関する記録を良好な状態の下で、少なくとも10年間保存しなければならない。

#### 6. 有効性、安全性など治療効果の評価

- ① 評価療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第3号に規定する「評価療養」をいう。以下同じ。）の対象でない再生・細胞医療や薬事法に基づく承認取得や保険適用がされていない再生・細胞医療は、まずは研究として実施することが必要である。

実施後は、実施した再生・細胞医療に関する成績について、医療機関は査読のある学術雑誌へ寄稿し評価を受けるなど、第三者の評価を受けた上でホームページで公表することが必要である。

なお、情報公開を行う上では、効果が認められた症例の紹介だけではなく、他の治療を受けた集団と再生・細胞医療を受けた集団の生存期間の延長効果を比較した情報を公開するなど、客観的な有効性及び安全性に関する情報を公開することが必要である。

- ② 治療を目的とする再生・細胞医療であって、研究段階で一定の評価を得たものについては、先進医療(「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」(平成18年厚生労働省告示第495号)第1条第1号に規定する「先進医療」をいい、高度医療評価制度を含む。以下同じ。)や治験といった評価療養の枠組みの中で、行政の一定の関与の下、有効性及び安全性について更なる評価をすることが必要である。
- ③ 先進医療として実施し、一定の評価が得られた再生・細胞医療については、速やかに治験や薬事承認、保険適用につなげていくことが必要である。
- ④ さらに、保険の対象とならない予防や美容を目的とする再生・細胞医療は、先進医療の対象とならないため、実施医療機関において、より一層有効性及び安全性の確保に万全を期すとともに、特に有効性及び安全性の評価についてインフォームド・コンセントを徹底した上で実施することが必要である。

### 第3章 複数の医療機関において共同で再生・細胞医療を実施する場合の要件

再生・細胞医療の実施初期には、1つの医療機関において、患者への移植等や細胞の培養・加工が一貫して行われるが、一定の有効性及び安全性の評価が行われた後には、複数の医療機関において共同で同じ再生・細胞医療を実施することが考えられる。複数の医療機関において共同で再生・細胞医療を実施する場合には、第2章の要件に加えて、以下の要件を満たすことが必要である。

#### 1. 再生・細胞医療提供の体制等

- ① 第2章1②に規定する倫理審査委員会は、各々の医療機関が固有のものを設置し、有効性及び安全性、品質に関する情報を共有するためにも、互いの医療機関で開催される際には、少なくとも互いの倫理審査委員会で行われた議論の内容がわかるような書面を提示し、相手の医療機関における実施体制等について理解することが必要である。その上で、相手側の倫理審査委員会の要請がある場合には、医療機関の関係者が出席し、各医療機関における実施体制等について説明を行うことが必要である。

- ② 第2章1③に規定する医療関係者の連携については、複数の医療機関において共同で一体となって再生・細胞医療を実施する場合には、特に重要であり、患者の診療情報を両医療機関の関係者が共有した上で、患者の治療や治療後のモニタリングを共同で実施し、各々の医療機関で記録を保存することが必要である。例えば、主治医を中心として両医療機関の医師又は歯科医師の参加によるカンファレンスを実施した上で治療方針や重大な事態が生じた場合の対応の決定等を行うことが必要である。
- ③ 両医療機関の関係者は、長期間にわたって、共同で有効性や安全性に関して患者をフォローすることが必要である。
- ④ 両医療機関の医師又は歯科医師は、実施する再生・細胞医療に関する知識・技能（細胞・組織の加工に関する事項を含む。）を有することが必要である。
- ⑤ 第2章3③に規定する製造管理、品質管理、バリデーション等に関することについても、あらかじめ両医療機関で共有することが必要である。
- ⑥ 医療機関が加工を実施した細胞・組織を他の医療機関に提供する場合には、一定の有効性及び安全性が確認されたものが提供されるべきである。したがって、加工を実施する医療機関についても、少なくとも十分な有効性及び安全性が確立されていない段階（臨床研究や評価療養）においては、細胞・組織の加工のみに特化することなく、自ら実際にこれを用いた医療を実施し、十分な評価を行っていることが求められる。
- ⑦ 第2章6①に規定する実施した再生・細胞医療に関する成績の評価やホームページでの公表については、複数医療機関で連携して実施する必要がある。

## 2. 搬送

- ① 搬送には、採取した細胞・組織の搬送と加工したものの搬送があるが、いずれも温度、気圧、無菌性のバリデーション、搬

送時間の管理などが重要である。

- ② 両医療機関においては、これらの条件を含め、品質が確保されるよう適切に検証し、搬送体制についても明確に定めておくことが必要である。
- ③ 専用の搬送容器の開発や搬送の担当者の教育が前提となる。

平成 23 年 11 月 9 日

大阪大学医学部附属病院、田附興風会医学研究所北野病院から申請のあった遺伝子治療臨床研究実施計画等に係る意見について

遺伝子治療臨床研究作業委員会  
委員長 島田 隆

大阪大学医学部附属病院、田附興風会医学研究所北野病院から申請のあった遺伝子治療臨床研究実施計画及び三重大学医学部附属病院からの変更報告書の関係事項について、本作業委員会で検討を行い、その結果を別紙のとおりとりまとめたので報告いたします。

記

【申請】

1. MAGE-A4 抗原特異的 TCR 遺伝子導入リンパ球輸注による治療抵抗性食道癌に対する遺伝子治療臨床研究  
申請者：大阪大学医学部附属病院 病院長 福澤 正洋  
申請日：平成 23 年 7 月 5 日
2. MAGE-A4 抗原特異的 TCR 遺伝子導入リンパ球輸注による治療抵抗性食道癌に対する遺伝子治療臨床研究  
申請者：田附興風会医学研究所北野病院 病院長 藤井 信吾  
申請日：平成 23 年 7 月 6 日

【関係変更報告書】

3. MAGE-A4 抗原特異的 TCR 遺伝子導入リンパ球輸注による治療抵抗性食道癌に対する遺伝子治療臨床研究  
報告者：三重大学医学部附属病院 病院長 竹田 寛  
報告日：平成 23 年 7 月 6 日

## 1. 遺伝子治療臨床研究実施計画の概要

- (1) 研究課題名: MAGE-A4 抗原特異的 TCR 遺伝子導入リンパ球輸注による治療抵抗性食道癌に対する遺伝子治療臨床研究
- (2) 申請等年月日: 平成 23 年 7 月 5 日又は 6 日
- (3) 実施施設及び代表者: ①大阪大学医学部附属病院 病院長 福澤 正洋  
②田附興風会医学研究所北野病院 病院長 藤井 信吾  
③三重大学医学部附属病院 病院長 竹田 寛一
- (4) 総括責任者: ①大阪大学大学院医学系研究科 外科系臨床医学専攻  
外科学講座 消化器外科 教授 土岐 祐一郎  
②田附興風会研究所北野病院 消化器センター  
外科・副部長 上田 修吾  
③三重大学大学院医学系研究科 遺伝子・免疫細胞治療学講座  
大学教員 珠玖 洋
- (5) 対象疾患: 食道癌  
導入遺伝子: MAGE-A4 抗原特異的 T 細胞受容体(TCR)  $\alpha$  鎖及び  $\beta$  鎖遺伝子  
ベクターの種類: 非増殖性レトロウイルスベクター  
用法・用量: 腫瘍抗原 MAGE-A4 を認識する TCR  $\alpha$  鎖及び  $\beta$  鎖遺伝子を導入した自己リンパ球を経静脈的に投与し、投与後 14 日目及び 28 日目に MAGE-A4143-151 ペプチド 300  $\mu$ g (不完全フロイントアジュバントとの懸濁液) を皮下投与する。TCR 遺伝子導入リンパ球の投与量は各コホート  $2 \times 10^8$  個、 $1 \times 10^9$  個及び  $5 \times 10^9$  個。  
研究実施期間: 平成 21 年 7 月 17 日 (三重大学医学部附属病院の実施計画の承認日) から 3 年間  
目標症例数: 3 施設合計 9 例 (各コホート 3 例。有害事象が発現した場合には、各コホート最大 6 例まで増加し、最大 18 例。)
- (6) 研究の概略:  
本研究は、標準的な治療法 (化学療法、放射線療法等) による効果が期待できない治療抵抗性の食道癌患者を対象として、腫瘍抗原 MAGE-A4 をヒト白血球抗原 (HLA)-A2402 存在下で特異的に認識する TCR  $\alpha$  鎖及び  $\beta$  鎖の遺伝子をレトロウイルスベクターにより遺伝子導入した自己リンパ球 (TCR 遺伝子導入リンパ球) 輸

注の安全性を主要エンドポイントとする。副次エンドポイントは、TCR 遺伝子導入リンパ球の血中動態及び腫瘍組織への浸潤、腫瘍特異的免疫反応、及び腫瘍縮小効果。

今回の申請等は、従来三重大学医学部附属病院単独で行っていた臨床研究について、共同実施施設として2施設を追加するもの。共同実施施設で行う場合も遺伝子導入・細胞培養等は三重大学において行われる。具体的には、各共同実施施設で患者から採取された自己リンパ球が三重大学細胞調製施設に搬送され、遺伝子導入・細胞培養が行われた後、各共同実施施設に戻され、TCR 遺伝子導入リンパ球が患者に投与される。

(7) その他（現在実施中の臨床研究の状況等）：

三重大学医学部附属病院で現在実施されている臨床研究の状況は、6例が登録され、うち3例に遺伝子導入細胞の投与が実施され、残り3例は脳内転移や原病悪化により遺伝子導入細胞投与前に中止されている。遺伝子導入細胞を投与された3例については、平成23年6月28日時点において遺伝子導入細胞に起因する有害事象は認められていない。

## 2. 遺伝子治療臨床研究作業委員会における審議概要及び検討結果

(1) 開催日時： 平成23年10月19日(水) 14:00～16:10

(2) 議事概要：

三重大学医学部附属病院の遺伝子治療臨床研究に関連する、大阪大学医学部附属病院及び田附興風会医学研究所北野病院より申請のあった遺伝子治療臨床研究実施計画（対象疾患：食道癌、多施設共同研究）について、審議が行われた。

申請者から説明を受けた後、質疑応答が行われた。

主な議論は以下の通り。

- ① 三重大学医学部附属病院の遺伝子治療臨床研究実施計画自体は既に平成21年に承認されており、ベクターや遺伝子導入法は同一である。
- ② 今回、新たに提案されている多施設共同研究として遺伝子治療を行うための、遺伝子導入細胞の輸送や受け入れ等の技術的課題についても作業委員会開催前の申請者等との事前のやりとり（別添参照）により十分検討されており特段の問題はないと考えられる。

- ③ しかし、作業委員会での当日の議論のなかで、安全性の評価を主要エンドポイントとして開始された臨床研究を、途中で多施設共同研究に変更することは、安全性の確認が済んだかのような誤った情報を発信することになり、科学的にも倫理的にも問題が多いという意見が複数の委員より出された。また、既に三重大学医学部附属病院単独で開始している臨床研究をこの時点で、多施設共同研究に変更する理由について申請者側から合理的な説明は得られなかった。
- ④ その結果、作業委員会としては、現在進行中の三重大学医学部附属病院の臨床研究はこのまま継続し、第I相試験としての安全性の評価を行うべきであり、多施設共同研究については新たな臨床研究として申請することが妥当であるという意見でまとまった。
- ⑤ 一方で、多施設共同研究を進めることは遺伝子治療の発展のためにも重要であると考えられる。今後、再申請を行う場合や、新たに多施設共同の遺伝子治療臨床研究を申請するためには、②の技術的問題だけでなく③で指摘されたような臨床研究の妥当性についても十分に検討する必要があることを申請者に伝達することが妥当とした。
- ⑥ 今回の作業委員会の審議を通し、遺伝子治療の安全性や科学的問題だけでなく、臨床研究としての妥当性や倫理性が主な問題点として取り上げられた。これらの問題をどこまで議論するべきか、作業委員会の役割をより明確にしていく必要がある。

以上について、作業委員会として、科学技術部会に報告することとした。

以 上

(別添)

○ 本作業委員会の事前意見

1. 凍結細胞搬送方法及び解凍方法の設定と手順書に従った運用により、凍結保存細胞の安定性は担保できると考えられるため、各実施施設での凍結保存バイアルによる生存率測定は実施しない予定とのことであるが、搬送中あるいは解凍中の不慮の事態による影響を確認する観点からも、各実施施設において、細胞生存率の確認をすることを検討すること。

【追加意見】

凍結保存細胞の生存率を測定する際、安全性を担保する「生存率の下限」を何%にするのか説明すること。

2. 具体的な搬送時の、業者に渡してから業者のハンドリング方法、保存容器や設定温度、温度モニターの有無などの搬送時の情報について説明すること。

【追加意見】

容器内温度の規格値設定は予定していないとのことだが、本来、規格値は設定すべきではないか説明すること。

3. 各実施施設で検討しない場合には、搬送バリデーションの詳細な内容等を示した上で、搬送及び各実施施設における解凍操作により品質に影響を及ぼさないことを説明すること。

4. 三重大学において搬送前に品質を確認することが記載されているが、他の実施施設において品質を確認できるようなサンプル保存などの方法がとられているか説明すること。

5. 各施設に搬送された後、実際に使用する際の解凍の条件・手順は施設間で統一されているか明らかにすること。

6. 移送に伴って生じる移動や時間によって、遺伝子導入の効率や導入後のリンパ球の数、活性などに変化がないことが実験的に示されているか説明すること。

【追加意見】

実験結果を提示すること。

上記「1.」から「6.」の項目については平成23年9月6日付け、「1.」、「2.」及び「6.」における追加意見については平成23年10月11日付けで三重大学医学部附属病院等へ照会を行った。

○ 事前の意見に対する申請者等の対応

- ・ 輸注用細胞と同時に凍結保存バイアルを搬送することとし、搬送したバイアルを

用いて、共同実施施設にて凍結保存細胞の生存率を測定し、品質の確認を行うこととされた。

厚生科学審議会科学技術部会  
遺伝子治療臨床研究作業委員会 委員名簿

【三重大学、大阪大学、北野病院】

「MAGE-A4抗原特異的TCR遺伝子導入リンパ球輸注による治療抵抗性食道癌に対する遺伝子治療臨床研究」

氏名	所属
あさの 浅野 茂隆	早稲田大学理工学術院 特任教授
あらと 荒戸 照世	(独)医薬品医療機器総合機構 レギュラトリーサイエンス推進部研修課 研修課長
おおはし 大橋 十也	東京慈恵会医科大学 DNA医学研究所教授
おのでら 小野寺 雅史	(独)国立成育医療研究センター研究所 成育遺伝研究部長
かねこ 金子 周一	金沢大学 医学部長
さいとう 斎藤 泉	東京大学医科学研究所 遺伝子解析施設教授
しまだ 島田 隆	日本医科大学 医学部教授
たに 谷 憲三郎	九州大学 生体防御医学研究所所長
なす 那須 保友	岡山大学病院 新医療研究開発センター教授
はまだ 濱田 洋文	東京薬科大学 生命科学部教授
はやかわ 早川 堯夫	近畿大学 薬学総合研究所所長

○

(食道がん)

あんどう 安藤 のぶし 暢敏	東京歯科大学市川総合病院病院長
----------------	-----------------

○：委員長（五十音順 敬称略）

## 遺伝子治療臨床研究実施計画変更報告について

### 【 三重大学医学部附属病院 】

課題名 : MAGE-A4 抗原特異的 TCR 遺伝子導入リンパ球輸注による  
治療抵抗性食道癌に対する遺伝子治療臨床研究

#### 遺伝子治療臨床研究実施計画変更報告

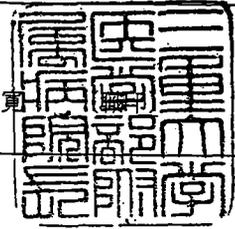
- 遺伝子治療臨床研究実施計画変更報告書 . . . . . P. 1
- 実施計画書 . . . . . P. 17
- 説明同意文書 . . . . . P. 112



平成23年7月6日

厚生労働大臣 殿  
(文部科学大臣)

実施施設	所在地	三重県津市江戸橋二丁目174番地 (郵便番号 514-8507)
	名称	国立大学法人三重大学医学部附属病院 (電話番号 059-232-1111) (FAX番号 059-321-5276)
	代表者 役職名・氏名	国立大学法人三重大学医学部附属病院 病院長・竹田 寛



下記の遺伝子治療臨床研究について、別添のとおり実施計画を変更したことを報告します。

記

遺伝子治療臨床研究の課題名	総括責任者の所属・職・氏名
MAGE-A4抗原特異的TCR遺伝子導入リンパ球輸注による治療抵抗性食道癌に対する遺伝子治療臨床研究	国立大学法人三重大学大学院医学系研究科 遺伝子・免疫細胞治療学講座・ 大学教員・珠玖 洋

別紙様式第2の別添

遺伝子治療臨床研究実施計画変更報告書

(受付番号)	初回申請年月日：平成20年6月9日
--------	-------------------

研究の名称	MAGE-A4抗原特異的TCR遺伝子導入リンパ球輸注による治療抵抗性食道癌に対する遺伝子治療臨床研究
研究実施期間	平成21年7月17日(承認日)から3年間

総括責任者	所属部局の所在地	三重県津市江戸橋二丁目174番地 (郵便番号 514-8507)	
	所属機関・部局・職	三重大学大学院医学系研究科 遺伝子・免疫細胞治療学講座・大学教員	
	氏名	珠玖 洋 	
実施の場所	所在地	三重県津市江戸橋二丁目174番地 (郵便番号 514-8507)	
	名称	三重大学医学部附属病院	
	連絡先	三重県津市江戸橋二丁目174番地 (電話番号 059-232-1111)	
総括責任者以外の研究者	氏名	所属機関・部局・職	役割
	影山 慎一	三重大学大学院医学系研究科・ 遺伝子・免疫細胞治療学講座・准教授	レトロウイルスベクター製剤の品質管理責任者、遺伝子導入細胞製剤の品質管理責任者、試験登録患者の診療
	池田 裕明	三重大学大学院医学系研究科・ 遺伝子・免疫細胞治療学講座・准教授	レトロウイルスベクター製剤の製造管理責任者、遺伝子導入細胞製剤の製造管理責任者 遺伝子導入細胞製剤の体内動態及び免疫反応の評価
	宮原 慶裕	三重大学大学院医学系研究科・ がんワクチン講座・講師	遺伝子導入細胞製剤の体内動態及び免疫反応の評価、試験登録患者の診療
	今井 奈緒子	三重大学大学院医学系研究科・ 遺伝子・免疫細胞治療学講座・助教	遺伝子導入細胞製剤の体内動態及び免疫反応の評価、試験登録患者の診療
	片山 直之	三重大学大学院医学系研究科・ 病態制御医学講座・ 血液・腫瘍内科学・教授 三重大学医学部附属病院・ 血液内科、腫瘍内科・科長	試験登録患者の診療
	中瀬 一則	三重大学医学部附属病院・ がんセンター・准教授、センター長	試験登録患者の診療
	榎屋 正浩	三重大学大学院医学系研究科・ 病態制御医学講座・ 血液・腫瘍内科学・准教授	試験登録患者の診療
	水野 聡朗	三重大学医学部附属病院・ 腫瘍内科・講師、副科長	試験登録患者の診療
	齋藤 佳菜子	三重大学医学部附属病院 腫瘍内科・助教	試験登録患者の診療

大石 晃嗣	三重大学医学部附属病院・ 輸血部・部長、講師	アフェレーシスの管理
田中 匡介	三重大学医学部附属病院・ 光学医療診療部・助教	試験登録患者の診療
白石 泰三	三重大学大学院医学系研究科・ 病態解明医学講座・ 腫瘍病理学・教授	病理組織学的診断
佐藤 永一	東京医科大学・ 人体病理学講座・助教	病理組織学的診断
大谷 明夫	独立行政法人国立病院機構 水戸医療セン ター・ 病理診断科・臨床研究部長	病理組織学的診断
外部 協力 者	タカラバイオ株式会社・ 細胞・遺伝子治療センター・センター長	ウイルスベクターに関する基礎的助言 及び遺伝子導入Tリンパ球調製技術の 提供と助言、遺伝子導入細胞製剤の体内 動態検査、RCR 検査及びLAM-PCRに関す る技術提供

審査委員会の開催状況 及び実施計画の変更を 適当と認める理由	平成22年11月2日に総括責任者から遺伝子治療臨床研究実施計画書の変更についての 審査依頼書が提出され、平成22年11月30日、平成23年2月1日及び平成23年6月28日に三 重大学医学部附属病院遺伝子治療臨床研究審査委員会で審議を行った。その結果、変 更について特に問題はないと判断した。				
	<table border="1"> <tr> <td>審査委員会の長の職名</td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td>三重大学医学部附属病院遺伝子治療 臨床研究審査委員会・委員長 三重大学大学院医学系研究科・病態解明 医学講座・検査医学分野・教授</td> <td>登 勉 (印)</td> </tr> </table>	審査委員会の長の職名	氏 名	三重大学医学部附属病院遺伝子治療 臨床研究審査委員会・委員長 三重大学大学院医学系研究科・病態解明 医学講座・検査医学分野・教授	登 勉 (印)
審査委員会の長の職名	氏 名				
三重大学医学部附属病院遺伝子治療 臨床研究審査委員会・委員長 三重大学大学院医学系研究科・病態解明 医学講座・検査医学分野・教授	登 勉 (印)				

研 究 の 区 分	遺伝子治療臨床研究	遺伝子標識臨床研究
研 究 の 目 的	<p>本臨床研究は、標準的な治療法（化学療法、放射線療法等）による効果が期待できな い治療抵抗性の食道癌患者を対象として、腫瘍抗原MAGE-A4をHLA-A2402存在下で特異的 に認識するT細胞受容体（TCR）<math>\alpha</math>鎖及び<math>\beta</math>鎖の遺伝子をレトロウイルスベクターにより 遺伝子導入した自己リンパ球（TCR遺伝子導入リンパ球）輸注について、その安全性、 体内動態及び臨床効果を以下のエンドポイントにより評価することを目的とする。</p> <p>①主要エンドポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本遺伝子治療の安全性〔有害事象、臨床検査、増殖性レトロウイルス（RCR）、linear amplification mediated-PCR（LAM-PCR）〕</li> </ul> <p>②副次エンドポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・TCR遺伝子導入リンパ球の血中動態及び腫瘍組織への浸潤</li> <li>・腫瘍特異的免疫反応</li> <li>・腫瘍縮小効果</li> </ul>	
対 象 疾 患	標準的な治療法（化学療法、放射線療法等）による効果が期待できない治療抵抗性の 食道癌	
変 更 時 期	「共同研究機関である大阪大学及び北野病院に関する実施承認日」以降 大阪大学：平成23年7月5日 遺伝子治療臨床研究実施計画申請 北野病院：平成23年7月6日 遺伝子治療臨床研究実施計画申請	

変更内容	実施計画書における事項	変更前	変更後
	1 総括責任者及びその他の研究者の氏名並びに当該遺伝子治療臨床研究において果たす役割 2 実施施設の名称及びその所在地 3 遺伝子治療臨床研究の対象疾患及びその選定理由 4 安全性についての評価（ウイルスベクター、遺伝子産物、細胞及びペプチド） 5 遺伝子治療臨床研究の実施計画 6 同意・説明文書 7 添付資料 8 記載整備	別紙1のとおり	別紙1のとおり
変更理由	1. 人事異動に伴い、研究者の追加・削除及び所属職名等を変更した。 2. 多施設共同臨床研究とするため、大阪大学医学部附属病院、北野病院の2施設を共同実施施設として記載追加した。 3. 新たな文献情報を記載追加した。 4. 新たな文献情報を記載追加した。 5. 多施設共同臨床研究における実施体制や実施手順に関して記載追加・修正した。 6. 多施設共同臨床研究への移行に伴う変更点に関して記載修正した。 7. 1) 人事異動に伴い、研究者の追加・削除及び所属職名等を変更した。2) TCR遺伝子導入リンパ球輸注を実施する病室が追加されたために病室情報を記載追加した。3) 新たな文献情報を記載追加した。4) 院内規程が改正されたため、記載修正した。 8. 誤記訂正、記載事項更新等を行った。 (各変更箇所の変更理由は別紙1のとおり)		
今後の研究計画	変更後の実施計画書に従い、多施設共同臨床研究として実施する。		
これまでの研究結果及び研究結果の公表状況	登録1例目：2010年5月に登録したが、アフエレーシス後に脳内転移が見つかり、遺伝子導入細胞投与前に試験を中止した。 登録2例目：2010年7月に登録し、2010年8月に遺伝子導入細胞の投与を実施した。 登録3例目：2010年8月に登録したが、原病悪化のために遺伝子導入細胞投与前に試験を中止した。 登録4例目：2011年1月に登録し、2011年4月に遺伝子導入細胞の投与を実施した。 登録5例目：2011年2月に登録したが、原病悪化のために遺伝子導入細胞投与前に試験を中止した。 登録6例目：2011年5月に登録し、2011年6月に遺伝子導入細胞の投与を実施した。  遺伝子導入細胞を投与された3例については、いずれも2011年6月28日時点で遺伝子導入細胞に起因する有害事象は認められていない。		

(注意)

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2. この報告書は、正本1通及び副本2通を提出すること。
3. 字は墨・インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。
4. 記載欄に記載事項のすべてを記載できない時は、その欄に「別紙( )のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
5. 大学等にあつては、この報告書を、厚生労働大臣のほか文部科学大臣にも提出すること。

別紙1: 新旧対照表(三重大学遺伝子治療臨床研究実施計画書)

2011年7月6日

<実施計画書>

頁・箇所 (行数は、空行、図、表はカウントしない) 上段: 変更前 下段: 変更後	第1.4版(2010年8月3日作成)	第1.5版(2011年5月18日作成)	変更理由
表紙 表紙	第1.4版:平成22年8月3日作成	第1.5版:平成23年5月18日作成	版数の更新
P8、参考資料リスト P8、参考資料リスト	(前略) 参考資料16: ラット単回皮下投与急性毒性試験 参考資料17: MAGE-A4 抗原発現検査プロトコール	(前略) 参考資料16: ラット単回皮下投与急性毒性試験 参考資料17: MAGE-A4 抗原発現検査プロトコール 参考資料18: 血液・遺伝子導入細胞の搬送手順書	参考資料追加のため
P10、研究者リスト P10、研究者リスト	珠玖 洋 三重大学大学院医学系研究科 遺伝子・免疫細胞治療学講座 教員	珠玖 洋 三重大学大学院医学系研究科 遺伝子・免疫細胞治療学講座 大学教員	記載整備
P10、研究者リスト P10、研究者リスト		宮原 慶裕   三重大学大学院医学系研究科 講師   遺伝子導入細胞製剤の体内がんワクチン講座 試験登録患者の診療	新規追加のため
P11、研究者リスト P11、研究者リスト	佐藤 永一   東京医科大学 病理学講座   助教   病理組織学的診断	佐藤 永一   東京医科大学 人体病理学講座   助教   病理組織学的診断	記載整備
P11、研究者リスト P11、研究者リスト	峰野 純一   タカラバイオ株式会社 細胞・遺伝子治療センター   センタ一長   ウイルスベクターに関する基礎的助言及び遺伝子導入Tリンパ球調製技術の提供と助言	峰野 純一   タカラバイオ株式会社 細胞・遺伝子治療センター   センタ一長   ウイルスベクターに関する基礎的助言及び遺伝子導入Tリンパ球調製技術の提供と助言、遺伝子導入細胞製剤の体内動態検査、RCR検査及びLAM-PCRに関する技術提供	担当する役割の記載整備
P12、上2行 P12、上2行	名称: 三重大学医学部附属病院 所在地: 三重県津市江戸橋二丁目174番地 TEL: 059-232-1111 FAX: 059-321-5276	Ⅲ.1 当該実施施設の名称及び所在地 名称: 三重大学医学部附属病院 所在地: 三重県津市江戸橋二丁目174番地 TEL: 059-232-1111 FAX: 059-321-6276  Ⅲ.2 細胞を調製する施設の名称及び所在地 名称: 三重大学医学部附属病院	共同実施施設の追加のため

		所在地：三重県津市江戸橋二丁目174番地 TEL：059-232-1111 FAX：059-321-5276  Ⅲ.3 当該実施施設以外に本臨床研究の実施を予定する施設の名称及びその所在地 名称：大阪大学医学部附属病院 所在地：大阪府吹田市山田丘2番15号 TEL：06-6879-5111 FAX：06-6879-3259  名称：財団法人 田附興風会医学研究所 北野病院 所在地：大阪市北区扇町2丁目4番20号 TEL：06-6312-8831 FAX：06-6312-8867	
P14、上4行 P14、上4行	V.2 対象疾患に関する現時点での知見 食道癌は60歳代男性に多くみられる疾患であり、本邦での年間罹患数（1999年、年齢調整）は男性12,402人、女性2,428人、死亡数（2003年、年齢調整）は男性9,397人、女性1,651人である（文献1：以下(1)と略す）。	V.2 対象疾患に関する現時点での知見 食道癌は60歳代男性に多くみられる疾患であり、本邦での年間罹患数（2003年、年齢調整）は男性13,658人、女性2,742人、死亡数（2007年、年齢調整）は男性9,900人、女性1,769人である（文献1：以下(1)と略す）。	文献情報更新のため
P16、上10行 P16、上10行	これら養子免疫療法における従来の細胞調製法と比較して、本遺伝子治療では、 （中略） なお、上記のNIH Rosenberg SAらのグループは、腫瘍抗原 MART-1 特異的 TCR 遺伝子を導入したTリンパ球を投与した臨床試験において、悪性黒色腫患者17名中2名について転移腫瘍の明らかな退縮を観察しており、この戦略が有望な新規癌治療法となる可能性を示唆している(13)。	これら養子免疫療法における従来の細胞調製法と比較して、本遺伝子治療では、 （中略） なお、上記のNIH Rosenberg SAらのグループは、腫瘍抗原 MART-1 特異的 TCR 遺伝子を導入したTリンパ球を投与した臨床試験において、悪性黒色腫患者17名中2名について転移腫瘍の明らかな退縮を観察しており、この戦略が有望な新規癌治療法となる可能性を示唆している(13)。更に、同グループは、より親和性の高いTCR遺伝子を導入したTリンパ球を使用することにより、悪性黒色腫患者36名中9名について腫瘍退縮を観察している(14)。	新規文献情報の追加のため
P36、下5行 P36、下6行	製造に使用する培地及び試薬等を含めた詳細な製造工程、培養条件及び保存条件等を参考資料5「レトロウイルスベクターMS-bPaの製造方法」に記載する。製造は、本遺伝子治療臨床研究の研究者が製造管理責任者となり、	製造に使用する培地及び試薬等を含めた詳細な製造工程、培養条件及び保存条件等を参考資料5「レトロウイルスベクターMS-bPaの製造方法」に記載する。製造は、三重大学医学部の研究者が製造管理責任者となり、（以下略）	多施設実施に伴う記載整備
P52、下13行 P52、下13行	レトロウイルスベクターによる遺伝子導入と同様にして調製された、他の腫瘍抗原を認識するTCR遺伝子導入リンパ球のヒトへの投与は、NIHのRosenberg SAらのグループで既に実績があり(13)、調製されたTCR遺伝子導入リンパ球の品質に起因する有害事象の報告はない（添付資料、54ページ）。	レトロウイルスベクターによる遺伝子導入と同様にして調製された、他の腫瘍抗原を認識するTCR遺伝子導入リンパ球のヒトへの投与は、NIHのRosenberg SAらのグループで既に実績がある（添付資料、60～62ページ）。	新規文献情報の追加のため
P52、下3行 P52、下4行	NIHのRosenberg SAらは、転移性悪性黒色腫患者17例に腫瘍抗原 MART-1 の TCR 遺伝子導入リンパ球を投与する遺伝子治療臨床研究を行った結果、2例（12%）にPR（partial response：部分奏効）を認めており(13)（添付資料、54ページ）、本臨床研究においても同様の抗腫瘍効果が見込まれる可能性がある。	NIHのRosenberg SAらは、転移性悪性黒色腫患者17例に腫瘍抗原 MART-1 の TCR 遺伝子導入リンパ球を投与する遺伝子治療臨床研究を行った結果、2例（12%）にPR（partial response：部分奏効）を認めており(13)（添付資料、60ページ）、さらに、同グループは、より親和性の高いTCR遺伝子を導入したTリンパ球を使用することにより、悪性黒色腫患者36名中9名について腫瘍退縮を観察している(14)（添付資料、62ページ）。 したがって、本臨床研究においても同様の抗腫瘍効果が見込まれる可能性がある。	新規文献情報の追加のため

<p>P54、上2行 P54、上2行</p>	<p>IX. 1 遺伝子治療臨床研究を含む全体の治療計画</p>	<p>IX. 1 遺伝子治療臨床研究を含む全体の治療計画 IX. 1.1 臨床研究実施体制</p> <p>本臨床研究は、三重大学大学院医学系研究科の珠玖洋を多施設共同臨床研究代表者として、三重大学医学部附属病院、大阪大学医学部附属病院、及び田附興風会医学研究所北野病院が参加する多施設共同臨床研究として実施する予定である。安全性、有効性の評価を統一するため、全施設共通の安全・効果評価・適応判定部会を設置する。また、TCR 遺伝子導入リンパ球の調製は細胞調製施設を有する三重大学にて行う。(図 14 参照)</p> <div data-bbox="1205 393 1742 765" data-label="Diagram"> <pre> graph TD     A[多施設共同臨床研究代表者 珠玖洋] --- B[免疫モニタリング]     A --- C[抗原発現判定]     A --- D[臨床研究事務局]     A --- E[細胞調製室 (三重大学 CPC)]     A --- F[三重大学 総括責任者]     A --- G[大阪大学 総括責任者]     A --- H[北野病院 総括責任者]   </pre> </div> <p>図 14 本臨床研究における実施体制</p>	<p>多施設実施体制の説明追加のため</p>
<p>P54、上3行 P54、下8行</p>	<p>IX. 1.1 本臨床研究の実施に際し三重大学医学部附属病院内に設置される委員会 <u>遺伝子治療臨床研究審査委員会に安全・効果評価・適応判定部会及び遺伝子製剤検証部会を設置する。</u> 上記の委員会・部会の運営に関しては、別途作成の業務手順書に従うものとする。</p> <p>IX. 1.1.1 遺伝子治療臨床研究審査委員会安全・効果評価・適応判定部会 <u>安全・効果評価・適応判定部会は、本臨床研究の安全性及び効果並びに被験者の適応性に関する具体的事項について評価及び判定を行い、その適否及び留意事項、改善事項等について遺伝子治療臨床研究審査委員会に意見を提出する。</u></p> <p>1) 適格性評価 <u>二次登録後に各患者が選択基準を全て満たし、かつ除外基準のいずれにも抵触しないことを確認し、本臨床研究の対象患者として適切かどうかを判定する。</u></p> <p>2) 用量増加における評価 <u>各コホートの全被験者における day35 までのデータをもとにコホートごとの安全性</u></p>	<p>IX. 1.1.1 本臨床研究の実施に際し医療機関内に設置される委員会 本臨床研究実施の適否及びその他本臨床研究に関する調査審議を行うため、各医療機関に<u>遺伝子治療臨床研究審査委員会</u>を設置する。なお、<u>遺伝子治療臨床研究審査委員会</u>の運営に関しては、<u>医療機関毎に作成した手順書</u>に従うものとする。</p> <p>IX. 1.1.2 安全・効果評価・適応判定中央部会 有効性や安全性の評価基準を統一することを目的とし、本臨床研究では、各医療機関で共通の安全性・効果評価・適応判定を検証するため、<u>安全・効果評価・適応判定中央部会</u>を設置する。なお、<u>安全・効果評価・適応判定中央部会</u>の委員については各医療機関から選出し、本臨床研究の安全性、効果並びに被験者の適応性に関する具体的事項について評価及び判定を行い、その適否及び留意事項、改善事項等について各医療機関の<u>遺伝子治療臨床研究審査委員会</u>に意見を提出する。</p> <p>1) 適格性評価 被験者の本臨床研究への登録は、総括責任者から<u>安全・効果評価・適応判定中央部会</u>に被験者登録用紙を提出することで行われる。なお、本臨床研究に関する情報を共有することを目的として、<u>安全・効果評価・適応判定中央部会</u>への被験者登録用紙提出と同時に、本臨床研究参加医療機関の総括責任者に対して被験者情報の提供を行う。 <u>安全・効果評価・適応判定中央部会</u>は提出された被験者登録用紙をもとに、各被験者が全ての選択基準を満たし、除外基準のいずれにも抵触しないことを確認し、本臨床研究の対象被験者として適切かどうかを判定する。得られた判定結果については<u>遺伝子治療臨床研究審査委員会</u>を通じて総括責任者へ報告する。</p> <p>2) 用量増加における評価 <u>コホート毎に規定された症例数を満了した場合、安全・効果評価・適応判定中央部会</u></p>	<p>多施設実施に伴う変更のため</p>

	<p>を判定する。安全性に問題がないと判定された場合、次のコホートに移行する。</p> <p>3) 重篤な有害事象発現時の対応 重篤な有害事象が発現した場合、本臨床研究との因果関係並びに本臨床研究継続の可否について判定する。</p> <p>4) 臨床研究の総合判定 全被験者における臨床研究が終了した後、全被験者のデータをもとに本臨床研究の安全性並びに効果について総合的に判定する。</p>	<p>コホート毎の各被験者から得られた、臨床研究終了・中止時検査までのデータをもとにコホート毎の安全性を判定する。安全性に問題がないと判定された場合、全ての医療機関の遺伝子治療臨床研究審査委員会を通じて総括責任者へ報告したうえで、次のコホートに移行する。</p> <p>3) 重篤な有害事象発現時の対応 安全・効果評価・適応判定中央部会は、総括責任者より提出された重篤な有害事象に関する報告書(詳細報)をもとに、本臨床研究との因果関係並びに本臨床研究継続の可否について判定する。得られた判定結果については、各医療機関の遺伝子治療臨床研究審査委員会を通じて総括責任者へ報告する。なお、各医療機関の遺伝子治療臨床研究審査委員会は、安全・効果評価・適応判定中央部会からの判定結果をもとに臨床研究の継続に関する審査を行い、医療機関の長及び総括責任者へ審査結果を報告する。</p> <p>4) 臨床研究の総合判定 臨床研究終了後、安全・効果評価・適応判定中央部会は全ての被験者から得られたデータをもとに本臨床研究の安全性並びに効果について総合的に判定する。得られた判定結果については、各医療機関の遺伝子治療臨床研究審査委員会及び総括責任者へ報告する。</p>	
P59、下8行 P61、上1行	<p>IX.3 被験者の同意の取得方法 本臨床研究の開始に先立ち、総括責任者又は分担研究者は被験者の同意を得るに際し、三重大学医学部附属病院内に設置された遺伝子治療臨床研究審査委員会の承認が(中略) また、二次登録時の説明の際は、総括責任者又は分担研究者と利害関係のない三重大学医学部附属病院の治験コーディネーター等が説明補助を行うものとする。</p>	<p>IX.3 被験者の同意の取得方法 本臨床研究の開始に先立ち、総括責任者又は分担研究者は被験者の同意を得るに際し、三重大学医学部附属病院内に設置された遺伝子治療臨床研究審査委員会の承認が(中略) また、総括責任者又は分担研究者以外の臨床研究コーディネーター等が説明補助を行うことも可能とする。</p>	記載整備
P61、上7行 P62、上7行	<p>目標症例数は以下のとおり9例とするが、有害事象が発現した場合には、「IX.1.2 本臨床研究の実施手順」の投与量増加基準に従って、安全性の評価を強化する。</p>	<p>目標症例数は以下のとおり、全施設の症例を合わせて9例とするが、有害事象が発現した場合には、「IX.1.2 本臨床研究の実施手順」の投与量増加基準に従って、安全性の評価を強化する。</p>	多施設実施に伴う変更のため
— P63、下12行	—	<p>IX.5.2.2 遺伝子導入Tリンパ球のながれ 被験者より採血したPBMC画分と血漿は、三重大学に設置している細胞調製施設へ搬送する。また、三重大学にて細胞調製完了後、凍結保存したTCR遺伝子導入用Tリンパ球は各医療機関へ搬送される。なお、細胞調製施設と各医療機関の搬送方法、条件については別途手順書にて定める(参考資料18)。</p>	他の実施施設への血液及び遺伝子導入細胞の搬送手順の明記のため
P63、下15行 P64、下7行	<p>IX.5.4 臨床検査項目及び観察項目 以下のとおり検査・観察を実施する。なお、検査・観察スケジュールについては「X.3 検査・観察スケジュール」に記載する。</p>	<p>IX.5.4 臨床検査項目及び観察項目 以下のとおり検査・観察を実施する。検査・観察スケジュールについては「X.3 検査・観察スケジュール」に記載する。なお、共同実施施設にて本臨床研究が実施される場合においても、TCR遺伝子導入リンパ球血中動態、免疫機能解析(腫瘍特異的免疫反応)、遺伝子導入リンパ球の腫瘍組織浸潤度、RCR およびLAM-PCRについては、三重大学大学院医学系研究科遺伝子・免疫細胞治療学講座にて検査を行うものとし、当該検査のうち、PCR法の工程はタカラバイオ(株)が担当する。</p>	多施設実施体制の説明追加のため
P76、下7行 P78、上1行	<p>IX.5.6.3 中止基準 ・被験者ごとの中止基準 本臨床研究期間中に以下のような事例が発生した場合、総括責任者又は分担研究者は当該被験者における本臨床研究を中止する。また、必要な検査・観察を行うとともに、必要に応じて三重大学医学部附属病院長に本臨床研究を中止した旨を連絡する。なお、有害事象の発現や対象疾患の悪化等、安全性に問題が生じ中止した場合、総括責任者又は分担研究者は速やかに適切な処置を行い、被験者の安全性が確</p>	<p>IX.5.6.3 中止基準 ・被験者ごとの中止基準 本臨床研究期間中に以下のような事例が発生した場合、総括責任者又は分担研究者は当該被験者における本臨床研究を中止する。また、必要な検査・観察を行うとともに、共同実施医療機関の総括責任者、及び三重大学医学部附属病院長に本臨床研究を中止した旨を連絡する。なお、有害事象の発現や対象疾患の悪化等、安全性に問題が生じ中止した場合、総括責任者又は分担研究者は速やかに適切な処置を行い、被験者の安全</p>	多施設実施に伴う変更のため

	認められるまで追跡調査を実施する。	性が確認されるまで追跡調査を実施する。																																					
P77、上6行 P78、上14行	研究全体の中止 総括責任者又は分担研究者は以下の情報が得られ、臨床研究全体の続行が困難であると考えられる場合、安全・効果評価・適応判定部会と本臨床研究全体の中止について協議のうえ決定する。また、必要な検査・観察を行うとともに三重大学医学部附属病院院長に中止した旨を報告する。	研究全体の中止 総括責任者又は分担研究者は以下の情報が得られ、臨床研究全体の続行が困難であると考えられる場合、安全・効果評価・適応判定中央部会に本臨床研究全体の中止について審査を依頼する。審査の結果、中止が決定した場合には、三重大学医学部附属病院院長及び共同実施医療機関の総括責任者に中止した旨を報告する。研究担当者は被験者に対し、可能な限り必要な検査・観察を行う。	多施設実施に伴う変更のため																																				
P77、下11行 P78、下4行	IX. 5. 7. 2 重篤な有害事象が発現した場合 重篤な有害事象が発生した場合、総括責任者又は分担研究者は、「IX. 5. 7. 1 有害事象が発現した場合」の対応を行う。 総括責任者又は分担研究者は、本臨床研究との因果関係の有無に係わらず、重篤な有害事象の発現を知った時点から72時間以内に三重大学医学部附属病院院長に「重篤な有害事象に関する報告書（速報）」をもって報告を行う。さらに、重篤な有害事象の発現を知った時点から7日以内に「重篤な有害事象に関する報告書（詳細報）」をもって、三重大学医学部附属病院院長及び安全・効果評価・適応判定部会へ報告を行う。報告を受けた三重大学医学部附属病院院長は、被験者が死亡した場合、及び因果関係の否定できない重篤な有害事象が生じた場合は、速やかにその概況及び対処の方針を第一報として厚生労働省大臣官房厚生科学課に報告し、15日以内を目安に文書をもって厚生労働大臣に報告する。 表4 有害事象報告の必要性の有無について	IX. 5. 7. 2 重篤な有害事象が発現した場合 総括責任者又は分担研究者は重篤な有害事象の発生を察知した場合は、「IX. 5. 7. 1 有害事象が発現した場合」の対応を行う。また、総括責任者は、本臨床研究との因果関係の有無に係わらず、重篤な有害事象の発現を知った時点から72時間以内に三重大学医学部附属病院院長及び本臨床研究を実施している全ての総括責任者へ「重篤な有害事象に関する報告書（速報）」をもって報告を行う。なお、三重大学医学部附属病院院長への報告については分担研究者が行うことも可能とする。 総括責任者は、重篤な有害事象の発現を察知した時点から7日以内に三重大学医学部附属病院院長、本臨床研究を実施している全ての総括責任者及び安全・効果評価・適応判定中央部会へ「重篤な有害事象に関する報告書（詳細報）」をもって報告を行う。 なお、三重大学医学部附属病院院長は、被験者が死亡もしくは因果関係の否定できない重篤な有害事象（因果関係：「関連なし」以外）に関する報告を受けた場合には、速やかにその概況及び対処の方針を第一報として厚生労働省大臣官房厚生科学課に報告し、15日以内を目安に文書をもって厚生労働大臣に報告する。 表4 有害事象報告の必要性の有無について	多施設実施に伴う変更のため																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">重篤な有害事象</th> <th rowspan="2">非重篤な有害事象</th> </tr> <tr> <th>死亡 (因果関係 問わず)</th> <th>否定 できない</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚生科学課及び大臣への報告</td> <td>必要</td> <td>必要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>安全・効果評価・適応判定部会 医療機関の長への報告</td> <td>必要</td> <td>必要</td> <td>必要</td> <td>不要</td> </tr> </tbody> </table>		重篤な有害事象			非重篤な有害事象	死亡 (因果関係 問わず)	否定 できない	なし	厚生科学課及び大臣への報告	必要	必要	不要	不要	安全・効果評価・適応判定部会 医療機関の長への報告	必要	必要	必要	不要	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">重篤な有害事象</th> <th rowspan="2">非重篤な有害事象</th> </tr> <tr> <th>死亡 (因果関係 問わず)</th> <th>否定 できない</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚生科学課及び大臣への報告</td> <td>必要</td> <td>必要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>安全・効果評価・適応判定中央部会と医療機関の長への報告</td> <td>必要</td> <td>必要</td> <td>必要</td> <td>不要</td> </tr> </tbody> </table>		重篤な有害事象			非重篤な有害事象	死亡 (因果関係 問わず)	否定 できない	なし	厚生科学課及び大臣への報告	必要	必要	不要	不要	安全・効果評価・適応判定中央部会と医療機関の長への報告	必要	必要	必要	不要	
	重篤な有害事象			非重篤な有害事象																																			
	死亡 (因果関係 問わず)	否定 できない	なし																																				
厚生科学課及び大臣への報告	必要	必要	不要	不要																																			
安全・効果評価・適応判定部会 医療機関の長への報告	必要	必要	必要	不要																																			
	重篤な有害事象			非重篤な有害事象																																			
	死亡 (因果関係 問わず)	否定 できない	なし																																				
厚生科学課及び大臣への報告	必要	必要	不要	不要																																			
安全・効果評価・適応判定中央部会と医療機関の長への報告	必要	必要	必要	不要																																			
P78、下8行 P80、上1行	三重大学における保有個人情報の管理に関する事務を総括するものとして理事（総務・企画・評価担当）を総括保護管理者に置き、総括保護管理者の下に保護管理者、保護担当者を置くことにより、個人情報保護管理の徹底を行っている。	三重大学における保有個人情報の管理に関する事務を総括するものとして理事（情報公開・個人情報担当）を総括保護管理者に置き、総括保護管理者の下に保護管理者、保護担当者を置くことにより、個人情報保護管理の徹底を行っている。	記載整備																																				
P80、下2行 P82、上9行	IX. 5. 10. 4 第三者提供の制限 総括責任者は、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」第六章第九に掲げる内容に従い、あらかじめ被験者の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならない。本臨床研究では、タカラバイオ（株）が外部協力者として「ウイルスベクターに関する基礎的助言及び遺伝子導入Tリンパ球調製技術の提供と助言」に限定し、間接的に関与する。	IX. 5. 10. 4 第三者提供の制限 総括責任者は、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」第六章第九に掲げる内容に従い、あらかじめ被験者の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならない。本臨床研究では、タカラバイオ（株）が外部協力者として「ウイルスベクターに関する基礎的助言及び遺伝子導入Tリンパ球調製技術の提供と助言、遺伝子導入細胞製剤の体内動態検査、RCR検査及びLAM-PCRに関する技術提供」に限定し、間接的に関与する。	外部協力者の役割の記載整備																																				
P82、上4行 P84、上4行	1. 「遺伝子治療臨床研究に関する指針」 (平成16年文部科学省・厚生労働省告示第二号、平成16年12月28日)	1. 「遺伝子治療臨床研究に関する指針」 (平成14年文部科学省・厚生労働省告示第二号、平成16年12月28日全部改正、)	記載整備																																				

		平成20年12月1日一部改正)	
P94 P96	承認日：2010年 8月 9日	承認日：2011年 7月 6日	承認日変更
P94 P96	第1.4版 作成年月日：2010年 8月 3日	第1.5版 作成年月日：2011年 5月 18日	版数の更新
P98、上1行 P100、上1行	4. 遺伝子治療臨床研究の概要について  私たちの計画している遺伝子治療は、以下のとおりです。この臨床研究は、三重大学大学院医学系研究科 遺伝子・免疫細胞治療学（タカラバイオ株式会社との産学連携講座）とタカラバイオ株式会社（本社：滋賀県大津市瀬田）との共同研究に基づいて、三重大学医学部附属病院で実施します。	4. 遺伝子治療臨床研究の概要について  私たちの計画している遺伝子治療は、以下のとおりです。この臨床研究は、三重大学大学院医学系研究科 遺伝子・免疫細胞治療学（タカラバイオ株式会社との産学連携講座）を含む複数の医療機関とタカラバイオ株式会社（本社：滋賀県大津市瀬田）との共同研究に基づいて、三重大学医学部附属病院で実施します。	多施設実施に伴う記載整備
P111、下11行 P113、下10行	15. 健康被害の補償について 本臨床研究に関連する健康被害が生じた場合には、最も適切な治療を行います。健康被害がこの臨床研究と関係があるかどうかの判定は、私達とは利害関係のない、この遺伝子治療臨床研究のために当院が独立して設置する「安全・効果評価・適応判定部会」で検討し、この臨床研究との関連が否定できないと判断された副作用の検査や治療に対する医療費は当院が負担いたします。一方、この臨床研究との関連が認められない健康被害に関する医療費の支払いには、あなたの加入している健康保険が適用されます。また、当院に過失がない限り、補償金は支払われないことをご了承ください。	15. 健康被害の補償について 本臨床研究に関連する健康被害が生じた場合には、最も適切な治療を行います。健康被害がこの臨床研究と関係があるかどうかの判定は、本遺伝子治療臨床研究を行っている医療機関が共同で設置する「安全・効果評価・適応判定中央部会」で検討します。なお、「安全・効果評価・適応判定中央部会」は私達と利害関係はありません。この臨床研究との関連が否定できないと判断された副作用の検査や治療に対する医療費は当院が負担いたします。一方、この臨床研究との関連が認められない健康被害に関する医療費の支払いには、あなたの加入している健康保険が適用されます。また、当院に過失がない限り、補償金は支払われないことをご了承ください。	多施設実施に伴う変更のため
P113、上17行 P115、上6行	21. 個人情報の第三者への提供の制限について 個人情報は適切に管理し、あらかじめあなたの同意を得ることなく第三者に提供することは絶対にありません (中略) 本臨床研究では、タカラバイオという会社が外部協力者としてレトロウイルスベクターに関する基礎的助言や TCR 遺伝子導入リンパ球の調製技術の提供・助言に限定し、間接的に関与しています。	21. 個人情報の第三者への提供の制限について 個人情報は適切に管理し、あらかじめあなたの同意を得ることなく第三者に提供することは絶対にありません (中略) 本臨床研究では、タカラバイオという会社が外部協力者としてレトロウイルスベクターに関する基礎的助言や TCR 遺伝子導入リンパ球の調製技術の提供・助言と遺伝子導入細胞製剤の体内動態検査、FCR 検査及び LAM-PCRに関する技術提供に限定し、間接的に関与しています。	外部協力者の役割の記載整備
P114、下9行 P116、下8行	珠玖 洋：三重大学名誉教授 三重大学大学院医学系研究科 遺伝子・免疫細胞治療学講座 座 教員	珠玖 洋：三重大学名誉教授 三重大学大学院医学系研究科 遺伝子・免疫細胞治療学講座 大学教員	記載整備
- P117、上1行		宮原 慶裕：三重大学大学院医学系研究科 <u>がんワクチン講座</u> 講師	新規追加のため
P115、下3行 P117、下3行	佐藤 永一：東京医科大学 病理学講座 助教	佐藤 永一：東京医科大学 人体病理学講座 助教	記載整備

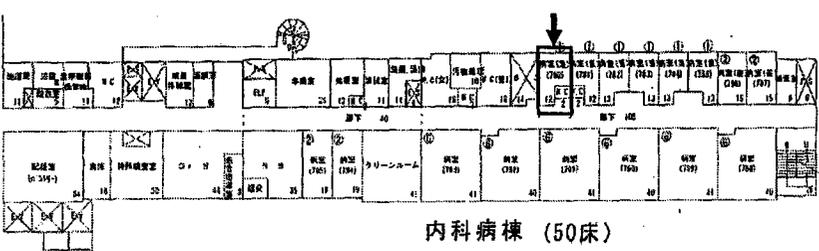
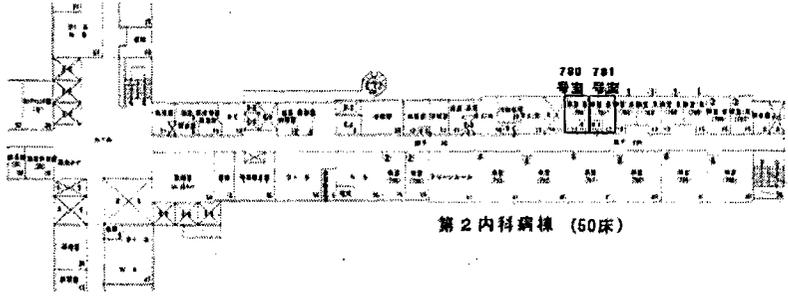
<実施計画書添付資料>

頁・箇所 (行数は、空 行、図表 はカウント しない) 上段・変更 前 下段・変更 後	第1.0版(2008年6月6日作成) (厚生労働大臣の回答を受領した版)	第1.2版(2011年5月18日作成)	変更理由
表紙 表紙	第1.0版：平成20年6月6日作成	第1.2版：平成23年5月18日作成	版数の更新
P7、1行 P7、1行	影山 慎一 (中略) 平成17年4月 三重大学大学院医学系研究科遺伝子・免疫細胞治療学・准教授	影山 慎一 (中略) 平成17年4月 三重大学大学院医学系研究科遺伝子・免疫細胞治療学・准教授 平成22年6月 (兼) 三重大学医学部附属病院外来化学療法部・部長	異動のため
P9 —	日浅 厚則 (以下略)		退職のため
P11、1行 P9、1行	池田 裕明 (中略) 平成18年9月 三重大学大学院がんワクチン学・准教授	池田 裕明 (中略) 平成18年9月 三重大学大学院がんワクチン学・准教授 平成21年5月 三重大学大学院医学系研究科遺伝子・免疫細胞治療学講座・准教授	異動のため
P13、1行 —	西川 博嘉 (以下略)		退職のため
— P11、1行		宮原 慶裕 (以下略)	新たな加入のため
— P13、1行		今井 奈緒子 (以下略)	新たな加入のため
P14、1行 P15、1行	片山 直之 (中略) 平成18年8月 三重大学大学院医学系研究科病態制御医学講座 造血病態内科学分野・教授	片山 直之 (中略) 平成18年8月 三重大学大学院医学系研究科病態制御医学講座 造血病態内科学分野・教授 平成21年7月 三重大学大学院医学系研究科病態制御医学講座 血液・腫瘍内科学・教授	異動のため
P16、1行 P17、1行	榊屋 正浩 (中略) 平成19年10月 三重大学大学院造血病態内科学・准教授	榊屋 正浩 (中略) 平成19年10月 三重大学大学院造血病態内科学・准教授 平成21年7月 三重大学大学院医学系研究科病態制御医学講座 血液・腫瘍内科学・准教授	異動のため
P17、1行 P18、1行	水野 聡朗 (中略) 平成19年4月 三重大学大学院腫瘍・免疫内科学・助教	水野 聡朗 (中略) 平成19年4月 三重大学大学院腫瘍・免疫内科学・助教 平成21年4月 三重大学医学部附属病院腫瘍内科・講師・副科長	異動のため
P18、1行	北野 滋久		退職のため

—	(以下略)										
— P19、1行		齋藤 佳菜子 (以下略)	新たな加入のため								
P21、1行 P23、1行	白石 泰三 (中略) 平成 17 年 4 月 三重大学大学院医学系研究科病態解明医学講座 腫瘍病態解明学分野・教授	白石 泰三 (中略) 平成 17 年 4 月 三重大学大学院医学系研究科病態解明医学講座 腫瘍病態解明学分野・教授 平成 21 年 7 月 三重大学大学院医学系研究科病態解明医学講座 腫瘍病理学分野・教授	名称変更のため								
P25、1行 P27、1行	峰野 純一 (中略) 平成 16 年 4 月 タカラバイオ株式会社・細胞・遺伝子治療センター・センター長	峰野 純一 (中略) 平成 16 年 4 月 タカラバイオ株式会社・細胞・遺伝子治療センター・センター長 平成 21 年 6 月 タカラバイオ株式会社 遺伝子医療事業部門副本部長 細胞・遺伝子治療センター・センター長	異動のため								
P26、表 1 P28、表 1	HLA-A2402 拘束性 MAGE-A4 を特異的に認識する T 細胞受容体 $\alpha$ 鎖及び $\beta$ 鎖を発見し、Gibbon ape 白血病ウイルスの env 蛋白をエンベロープに持つ非増殖性の遺伝子組換えモロニー白血病ウイルス (MS-bPa)	HLA-A2402 拘束性 MAGE-A4 を特異的に認識する T 細胞受容体 $\alpha$ 鎖及び $\beta$ 鎖を発見し、Gibbon ape 白血病ウイルスの env 蛋白をエンベロープに持つ非増殖性の遺伝子組換えモロニーウイルス (MS-bPa)	記載整備								
P26、表 1 P28、表 1	<table border="1"> <tr> <td>遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容</td> <td>治療施設におけるヒト遺伝子治療を目的とした使用、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為</td> </tr> <tr> <td>遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法</td> <td> <p>所在地：三重県津市江戸橋 2 丁目 174 番地 名 称：三重大学医学部附属病院</p> <p>(1) MS-bPa 溶液は、容器に密閉され、凍結状態で治療施設に輸送し、施設内の P2 レベルの実験室内の冷凍庫に保管する。</p> <p>(2) 凍結状態の MS-bPa 溶液の融解、希釈及び分注操作は、P2 レベルの実験室内の安全キャビネット内又は P2 レベル実験室内で閉鎖系にて行う。患者リンパ球への MS-bPa 導入操作、MS-bPa 導入細胞の培養その他の MS-bPa 希釈溶液及び MS-bPa 導入細胞の取扱いも同様に P2 レベルの実験室内の安全キャビネット内又は P2 レベルの実験室内で閉鎖系にて行う。MS-bPa 希釈溶液及び MS-bPa 導入細胞の保管は、P2 レベルの実験室内の冷蔵庫、冷凍庫又は培養器にて行う。なお、MS-bPa 希釈溶液若しくはその冷凍品又は MS-bPa 導入細胞を、開放系区域を通過して他の P2 レベル区域に運</p> </td> </tr> </table>	遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	治療施設におけるヒト遺伝子治療を目的とした使用、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為	遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	<p>所在地：三重県津市江戸橋 2 丁目 174 番地 名 称：三重大学医学部附属病院</p> <p>(1) MS-bPa 溶液は、容器に密閉され、凍結状態で治療施設に輸送し、施設内の P2 レベルの実験室内の冷凍庫に保管する。</p> <p>(2) 凍結状態の MS-bPa 溶液の融解、希釈及び分注操作は、P2 レベルの実験室内の安全キャビネット内又は P2 レベル実験室内で閉鎖系にて行う。患者リンパ球への MS-bPa 導入操作、MS-bPa 導入細胞の培養その他の MS-bPa 希釈溶液及び MS-bPa 導入細胞の取扱いも同様に P2 レベルの実験室内の安全キャビネット内又は P2 レベルの実験室内で閉鎖系にて行う。MS-bPa 希釈溶液及び MS-bPa 導入細胞の保管は、P2 レベルの実験室内の冷蔵庫、冷凍庫又は培養器にて行う。なお、MS-bPa 希釈溶液若しくはその冷凍品又は MS-bPa 導入細胞を、開放系区域を通過して他の P2 レベル区域に運</p>	<table border="1"> <tr> <td>遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容</td> <td>1. 治療施設におけるヒト遺伝子治療を目的とした使用、保管、運搬及び廃棄 2. 共同実施施設への運搬 3. 1及び2に付随する行為</td> </tr> <tr> <td>遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法</td> <td> <p>治療施設の所在地：三重県津市江戸橋 2 丁目 174 番地 治療施設の名称：三重大学医学部附属病院</p> <p>(1) MS-bPa 溶液は、容器に密閉され、凍結状態で治療施設に輸送し、施設内の P2 レベルの実験室(以下「P2 実験室」という。)内の冷凍庫に保管する。</p> <p>(2) 凍結状態の MS-bPa 溶液の融解、希釈及び分注操作は、P2 実験室内の安全キャビネット内又は P2 実験室内で閉鎖系にて行う。患者リンパ球への MS-bPa 導入操作、MS-bPa 導入細胞の培養その他の MS-bPa 希釈溶液及び MS-bPa 導入細胞の取扱いも同様に P2 実験室内の安全キャビネット内又は P2 実験室内で閉鎖系にて行う。MS-bPa 希釈溶液及び MS-bPa 導入細胞の保管は、P2 実験室内の冷蔵庫、冷凍庫又は培養器にて行う。なお、MS-bPa 希釈溶液若しくは</p> </td> </tr> </table>	遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	1. 治療施設におけるヒト遺伝子治療を目的とした使用、保管、運搬及び廃棄 2. 共同実施施設への運搬 3. 1及び2に付随する行為	遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	<p>治療施設の所在地：三重県津市江戸橋 2 丁目 174 番地 治療施設の名称：三重大学医学部附属病院</p> <p>(1) MS-bPa 溶液は、容器に密閉され、凍結状態で治療施設に輸送し、施設内の P2 レベルの実験室(以下「P2 実験室」という。)内の冷凍庫に保管する。</p> <p>(2) 凍結状態の MS-bPa 溶液の融解、希釈及び分注操作は、P2 実験室内の安全キャビネット内又は P2 実験室内で閉鎖系にて行う。患者リンパ球への MS-bPa 導入操作、MS-bPa 導入細胞の培養その他の MS-bPa 希釈溶液及び MS-bPa 導入細胞の取扱いも同様に P2 実験室内の安全キャビネット内又は P2 実験室内で閉鎖系にて行う。MS-bPa 希釈溶液及び MS-bPa 導入細胞の保管は、P2 実験室内の冷蔵庫、冷凍庫又は培養器にて行う。なお、MS-bPa 希釈溶液若しくは</p>	多施設実施に伴う変更
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	治療施設におけるヒト遺伝子治療を目的とした使用、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為										
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	<p>所在地：三重県津市江戸橋 2 丁目 174 番地 名 称：三重大学医学部附属病院</p> <p>(1) MS-bPa 溶液は、容器に密閉され、凍結状態で治療施設に輸送し、施設内の P2 レベルの実験室内の冷凍庫に保管する。</p> <p>(2) 凍結状態の MS-bPa 溶液の融解、希釈及び分注操作は、P2 レベルの実験室内の安全キャビネット内又は P2 レベル実験室内で閉鎖系にて行う。患者リンパ球への MS-bPa 導入操作、MS-bPa 導入細胞の培養その他の MS-bPa 希釈溶液及び MS-bPa 導入細胞の取扱いも同様に P2 レベルの実験室内の安全キャビネット内又は P2 レベルの実験室内で閉鎖系にて行う。MS-bPa 希釈溶液及び MS-bPa 導入細胞の保管は、P2 レベルの実験室内の冷蔵庫、冷凍庫又は培養器にて行う。なお、MS-bPa 希釈溶液若しくはその冷凍品又は MS-bPa 導入細胞を、開放系区域を通過して他の P2 レベル区域に運</p>										
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	1. 治療施設におけるヒト遺伝子治療を目的とした使用、保管、運搬及び廃棄 2. 共同実施施設への運搬 3. 1及び2に付随する行為										
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	<p>治療施設の所在地：三重県津市江戸橋 2 丁目 174 番地 治療施設の名称：三重大学医学部附属病院</p> <p>(1) MS-bPa 溶液は、容器に密閉され、凍結状態で治療施設に輸送し、施設内の P2 レベルの実験室(以下「P2 実験室」という。)内の冷凍庫に保管する。</p> <p>(2) 凍結状態の MS-bPa 溶液の融解、希釈及び分注操作は、P2 実験室内の安全キャビネット内又は P2 実験室内で閉鎖系にて行う。患者リンパ球への MS-bPa 導入操作、MS-bPa 導入細胞の培養その他の MS-bPa 希釈溶液及び MS-bPa 導入細胞の取扱いも同様に P2 実験室内の安全キャビネット内又は P2 実験室内で閉鎖系にて行う。MS-bPa 希釈溶液及び MS-bPa 導入細胞の保管は、P2 実験室内の冷蔵庫、冷凍庫又は培養器にて行う。なお、MS-bPa 希釈溶液若しくは</p>										

<p>その凍結品又はMS-bPa 導入細胞を、開放系区域を通      った容器に入れ、容器の落下や破損を防止するため      して他のP2レベル区域に運搬する場合には、密閉し      た容器を箱等に入れ運搬する。</p> <p>(3) MS-bPa 導入細胞を、開放系区域を通過して他の      共同実施施設に運搬する場合には、密閉した容器に      入れ、容器の落下や破損を防止するために当該容器      を箱等に入れ、凍結状態で輸送する。</p> <p>(4) MS-bPa 溶液（希釈液を含む）又はMS-bPa      導入細胞を廃棄する際には、ウイルス不活化（高圧      蒸気滅菌処理、0.5%以上の次亜塩素酸ナトリウム溶      液への浸漬処理又は消毒用アルコール処理による。      以下同じ。）を行った後、三重大学医学部附属病院で      定められた医療廃棄物管理規程（以下「医療廃棄物      管理規程」という。）に従い廃棄する。</p> <p>(5) 被験者に対するMS-bPa 導入細胞の投与は、環      境中への拡散防止措置を適切に執った陽圧でない個      室（以下「個室」という）内において輸注により行      う。なお、投与時にMS-bPa 導入細胞に直接接触する      注射針、注射器、チューブ等の器具は使い捨てとし、      適切にウイルス不活化を実施した後、医療廃棄物管      理規程に従い廃棄する。なお、これらのウイルス不      活化を個室外の区域で行う場合には、二重に密閉し      た容器に入れて運搬する。</p> <p>(6) 投与後3日まで、被験者を個室内で管理する。      検査等の理由で被験者が一時的に個室外の開放区域      に出る場合には、マスク及びびがウン着用等のウイルス      漏れ防止措置を義務付ける。</p> <p>(7) 個室内における管理期間中の被験者の血液及      び体液は、その都度適切にウイルス不活化を行い、      医療廃棄物管理規程に従い廃棄する。また、被験者</p>		<p>破損する場合には、密閉した容器に入れ、容器の落下や      破損を防止するために当該容器を箱等に入れ運搬す      る。</p> <p>(3) MS-bPa 溶液（希釈液を含む）又はMS-bPa 導入      細胞を廃棄する際には、滅菌処理（高圧蒸気滅菌処理      又は0.5%次亜塩素酸ナトリウム溶液への2時間以      上の浸漬処理による。以下同じ。）を行った後、三重      大学医学部附属病院医療廃棄物管理規程（以下「医療      廃棄物管理規程」という。）に従い廃棄する。</p> <p>(4) 被験者に対するMS-bPa 導入細胞の投与は、環      境中への拡散防止措置を適切に執った陽圧でない個室      （以下「個室」という）内において輸注により行う。      なお、投与時にMS-bPa 導入細胞に直接接触する注射      針、注射器、チューブ等の器具は使い捨てとし、適切      に滅菌処理を実施した後、医療廃棄物管理規程に従い      廃棄する。なお、これらの滅菌処理を個室内外の区      域で行う場合には、二重に密閉した容器に入れて運搬      する。</p> <p>(5) 投与後3日まで、被験者を個室内で管理し、検      査等の目的で被験者が一時的に個室外の開放区域に      出る場合には、マスク及びびがウン着用等のウイルス漏      出予防措置を義務付ける。個室における管理期間中の      被験者の血液及び体液は、その都度適切に滅菌処理を      行い、医療廃棄物管理規程に従い廃棄する。また、被      験者の尿及び糞便等の排泄物は、投与翌日以降に行わ      れる被験者の血液を用いたポリメラーゼ連鎖反応      (PCR) 法試験にて自己増殖能を獲得したレトロウイ      ルス(以下「RCR」という)の存在が否定されるまで、      適切に滅菌処理を行い、医療廃棄物管理規程に従い廃      棄する。なお、これらの滅菌処理を個室内外の区域      で行う場合には、二重に密閉した容器に入れて運搬す      る。また、臨床検体として使用する被験者の排泄物等      の取扱いは、MS-bPa 溶液及びMS-bPa 導入細胞の取扱</p>	
--	--	--	--

	<p>いに準じる。</p> <p>(6) 個室における管理期間中、被験者に対して侵襲的に使用した器具等及び被験者の排泄物等に接触した器具等は、適切に滅菌処理を実施した後、医療廃棄物管理規程に従い廃棄するか、又は十分に洗浄する。なお、これらの滅菌処理又は洗浄を個室以外の区域で行う場合には、二重に密閉した容器に入れて運搬する。</p> <p>(7) 個室における被験者の管理を解除する前に、RCRが被験者の末梢血単核球（peripheral blood mononuclear cell：PBMC）及び血漿において陰性であることを確認する。RCRが確認されたときは、個室における管理を継続する。</p> <p>(8) 個室における管理解除後に被験者の PBMC 又は血漿から RCR が検出された場合は、直ちに被験者を個室における管理下に移し、上記(5)から(7)までと同様の措置を執る。</p>		<p>の尿及び糞便等の排泄物は、投与翌日以降に行われる被験者の血液を用いたポリメラーゼ連鎖反応法試験にて自己増殖能を獲得したレトロウイルス(以下「RCR」という。)の存在が否定されるまで、適切にウイルス不活化を行い、医療廃棄物管理規程に従い廃棄する。なお、これらのウイルス不活化を個室外の区域で行う場合には、二重に密閉した容器に入れて運搬する。また、臨床検体として使用する被験者の排泄物等の取扱いは、MS-bPa 溶液及び MS-bPa 導入細胞の取扱いに準ずる。</p> <p>(8) 個室における管理期間中、被験者に対して侵襲的に使用した器具等及び被験者の排泄物等に接触した器具等は、適切にウイルス不活化を実施した後、医療廃棄物管理規程に従い廃棄又は十分に洗浄する。なお、これらのウイルス不活化又は洗浄を個室外の区域で行う場合には、二重に密閉した容器に入れて運搬する。</p> <p>(9) 個室内における被験者の管理を解除する前に、RCRが被験者の末梢血単核球（以下「PBMC」という。）及び血漿において陰性であることを確認する。RCRが検出されたときは、個室内における管理を継続する。</p> <p>(10) 個室内における管理解除後に被験者の PBMC 又は血漿から RCR が検出された場合は、直ちに被験者を個室内における管理下に移し、上記(6)から(9)までと同様の措置を執る。</p>	
<p>P29、上1行 P31、上1行</p>	<p>II.2 遺伝子治療を行う施設の見取り図</p> <p>TCR 遺伝子導入リンパ球輸注は、三重大学医学部附属病院 7 階東病棟の病室内で実施される。</p>	<p>II.2 遺伝子治療を行う施設の見取り図</p> <p>TCR 遺伝子導入リンパ球輸注は、三重大学医学部附属病院 7 階東病棟の病室内(780 号室、781 号室)で実施される。780 号室、781 号室は同じ居住規格である。</p>		<p>TCR 遺伝子導入リンパ球輸注を実施する病室の追加のため</p>

	 <p style="text-align: center;">内科病棟 (50床)</p> <p style="text-align: center;">図1 遺伝子治療を行う施設の見取り図</p>	 <p style="text-align: center;">第2内科病棟 (50床)</p> <p style="text-align: center;">図1 遺伝子治療を行う施設の見取り図</p>	
<p>P56、1行</p>		<p>IV.3 TCR 遺伝子導入リンパ球の自己組織への反応に関する研究</p> <p>TCR 遺伝子導入リンパ球が自己組織に反応する可能性に関する公表論文として、Bendle GM らは、様々な抗原特異的マウス TCR 遺伝子をレトロウイルスベクター</p> <p>(中略)</p> <p>(a) SV40<sub>IV</sub> Cys-TCR-P2A 遺伝子発現カセットを用いることによる致死性 CVHD の完全阻止を示す Kaplan-Meier 生存図。SV40<sub>IV</sub> TCR-IRES Td versus SV40<sub>IV</sub> Cys-TCR-P2A Td: P&lt;0.0001。(Bendle GM et al. Nature Med 16: 565-570, 2010 より)</p>	<p>新規文献情報追加のため</p>
<p>P54、1行 P59、1行</p>	<p>IV.3 TCR 遺伝子導入ヒトリンパ球を用いた臨床研究の成果</p> <p>米国国立衛生研究所の Rosenberg らのグループは、悪性黒色腫患者 17 名に対して腫瘍抗原 MART-1 特異的 TCR 遺伝子をレトロウイルスベクターを用いて遺伝子導入した患者自己リンパ球を輸注する臨床試験の結果を 2006 年に報告した(以下文献参照)。</p> <p>(中略)</p>	<p>IV.4 TCR 遺伝子導入ヒト T リンパ球を用いた臨床研究の成果</p> <p>IV.4.1 ex vivo 拡大培養 T リンパ球輸注の安全性に関する報告</p> <p>1998 年から 2008 年までに米国 FDA (食品医薬品局) に申請され、ベイラー医科大学 (Baylor College of Medicine) で実施された T リンパ球輸注臨床試験の安全性情報が報告された(以下文献 1 参照)。</p> <p>(中略)</p> <p>以上より、T リンパ球輸注は安全であり輸注後 1 時間の観察で充分で、前投薬の抗ヒスタミン剤は低用量が望ましいと報告された。</p> <p>IV.4.2 MART-1 特異的 TCR 遺伝子導入 T リンパ球輸注の臨床試験</p> <p>米国国立衛生研究所の Rosenberg らのグループは、悪性黒色腫患者 17 名に対して腫瘍抗原 MART-1 特異的 TCR 遺伝子をレトロウイルスベクターを用いて遺伝子導入した患者自己リンパ球を輸注する臨床試験の結果を 2006 年に報告した (以下文献 2 参照)。</p> <p>(中略)</p> <p>IV.4.3 MART-1 又は gp100 特異的 TCR 遺伝子導入 T リンパ球輸注の臨床試験</p> <p>同じく Rosenberg らのグループから、高親和性ヒト TCR 由来の MART-1 特異的 TCR 遺伝子 (DMF5)、又はマウス由来の gp100 特異的 TCR 遺伝子 (gp100(154)) をそれぞれ組込んだ 2</p>	<p>新規文献情報追加のため</p>

	<p>文献: Morgan RA, Dudley ME, Wunderlich JR, et al. Cancer regression in patients after transfer of genetically engineered lymphocytes. Science 314:126-129, 2006.</p>	<p>種類のレトロウイルスベクターを用いて (中略) (B)DMF5、gp100(154)導入リンパ輸注1ヶ月後のテトラマー解析(上)、抗原特異的IFN-<math>\gamma</math>遊離能(ELISPOT)(中)、IL-2遊離能(ELISPOT)(下) (Johnson, et al. Blood 114:535-546, 2009より)</p> <p>文献: 1)Cruz CR, Hanley PJ, Liu H, et al. Adverse events following infusion of T cells for adoptive immunotherapy: a 10-year experience. Cytotherapy 12:743-749, 2010. 2)Morgan RA, Dudley ME, Wunderlich JR, et al. Cancer regression in patients after transfer of genetically engineered lymphocytes. Science 314:126-129, 2006. 3)Johnson LA, Morgan RA, Dudley ME, et al. Gene therapy with human and mouse T-cell receptors mediates cancer regression and targets normal tissues expressing cognate antigen. Blood 114:535-546, 2009.</p>	
P56、上3行 P64、上3行	「IV.3 TCR 遺伝子導入ヒトリンパ球を用いた臨床研究の成果」参照。	「IV.4 TCR 遺伝子導入ヒトリンパ球を用いた臨床研究の成果」参照。	記載整備
P63、上2行 P65、上2行	V.2.1 三重大学医学部附属病院遺伝子治療臨床研究審査委員会規程 (以下略)	V.2.1 三重大学医学部附属病院遺伝子治療臨床研究審査委員会規程 (以下略)	規程の改正のため
P66、上1行 P68、上1行	V.2.2 三重大学医学部附属病院遺伝子治療臨床研究審査委員会安全・効果評価・適応判定部会内規 (以下略)	V.2.2 三重大学医学部附属病院遺伝子治療臨床研究審査委員会安全・効果評価・適応判定部会内規 (以下略)	内規の改正のため
P68、上1行 P70、上1行	V.2.3 三重大学医学部附属病院遺伝子治療臨床研究審査委員会遺伝子製剤検証部会内規 (以下略)	V.2.3 三重大学医学部附属病院遺伝子治療臨床研究審査委員会遺伝子製剤検証部会内規 (以下略)	内規の改正のため
P70、上1行 P72、上1行	V.2.4 国立大学法人三重大学個人情報保護規程 (以下略)	V.2.4 国立大学法人三重大学個人情報保護規程 (以下略)	規程の改正のため

# 遺伝子治療臨床研究実施計画書

課題名「MAGE-A4 抗原特異的 TCR 遺伝子導入リンパ球輸注  
による治療抵抗性食道癌に対する遺伝子治療臨床研究」

三重大学医学部附属病院

第 1.6 版：平成 23 年 9 月 22 日作成

記号・略号一覧表

記号・略号	一般名等
ALT	alanine aminotransferase (GPT) (アラニンアミノトランスフェラーゼ)
APTT	activated partial thromboplastin time (活性化部分トロンボプラスチン時間)
AST	aspartate aminotransferase (GOT) (アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ)
BUN	blood urea nitrogen (尿素窒素)
cDNA	complementary DNA (相補的DNA)
CDR	complementarity determining region (相補性決定領域)
CEA	carcinoembryonic antigen (癌胎児性抗原)
Cr	creatinine (クレアチニン)
CRP	C reactive protein (C反応性蛋白)
CT	computed tomography (コンピューター断層撮影)
CTL	cytotoxic T lymphocyte (細胞傷害性Tリンパ球)
D-bil	direct bilirubin (直接ビリルビン)
DNA	deoxyribonucleic acid (デオキシリボ核酸)
EGFR	epidermal growth factor receptor (上皮細胞成長因子受容体)
ELISPOT	enzyme-linked immunospot
Fbg	fibrinogen (フィブリノゲン)
FDA	Food and Drug Administration (《米》食品医薬品局)
FDP	fibrin degradation products (フィブリン分解産物)
GaLV	Gibbon ape leukemia virus
GMP	Good Manufacturing Practice (医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準)
GVHD	graft-versus-host disease (移植片対宿主病)
HBV	hepatitis B virus (B型肝炎ウイルス)
HCV	hepatitis C virus (C型肝炎ウイルス)
HIV	human immunodeficiency virus (ヒト免疫不全ウイルス)
HLA	human leukocyte antigen (ヒト白血球抗原)
HSA	human serum albumin (ヒト血清アルブミン)
HTLV-1	human T-lymphotrophic virus type 1 (ヒトT細胞向性ウイルス1型)
ICH	International Conference on Harmonisation of Technical Requirements for Registration of Pharmaceuticals for Human Use (日米EU医薬品規制調和国際会議)

IL-2	interleukin 2 (インターロイキン 2)
ITAM	immunoreceptor tyrosine-based inhibitory motif
LAM-PCR	linear amplification mediated-PCR
LTR	long terminal repeat (末端反復配列)
MAGE-A4	melanoma associated antigen-A4
MART-1	melanoma antigen recognized by T cells-1 (メラノーマ抗原-1)
MCB	master cell bank (マスターセルバンク)
MHC	major histocompatibility complex (主要組織適合抗原)
MLV	murine leukemia virus (マウス白血病ウイルス)
MoMLV	Moloney murine leukemia virus (モロニーマウス白血病ウイルス)
MSCV	murine stem cell virus (マウス幹細胞ウイルス)
NCI	National Cancer Institute (《米》国立癌研究所)
NIH	National Institutes of Health (《米》国立衛生研究所)
OKT3	Orthoclone OKT3 (オルソクローン OKT3: 抗 CD3 抗体)
PBL	peripheral blood lymphocyte (末梢血リンパ球)
PBMC	peripheral blood mononuclear cell (末梢血単核球)
PCMV	PCC4-cell-passaged myeloproliferative sarcoma virus
PCR	polymerase chain reaction (ポリメラーゼ連鎖反応)
PET	positron emission tomography (陽電子放出断層撮影)
PGK	phosphoglycerate kinase (ホスホグリセリンキナーゼ)
PR	partial response (部分奏効)
PT	prothrombin time (プロトロンビン時間)
QOL	quality of life (クオリティ・オブ・ライフ: 生活の質)
RCR	replication competent retrovirus (増殖性レトロウイルス)
rhIL-2	recombinant human interleukin 2 (組換えヒトインターロイキン 2)
SCC	squamous cell carcinoma related antigen (扁平上皮癌関連抗原)
T-bil	total bilirubin (総ビリルビン)
TCR	T cell receptor (T細胞受容体)
TIL	tumor-infiltrating lymphocyte (腫瘍浸潤リンパ球)
TRALI	transfusion-related acute lung injury (輸血関連急性肺障害)
UA	ureic acid (尿酸)

## 目 次

	頁
I. 遺伝子治療臨床研究の名称	9
II. 総括責任者及びその他の研究者の氏名並びに当該遺伝子治療臨床研究において果たす役割	10
II.1 総括責任者の氏名	10
II.2 総括責任者以外の研究者の氏名及びその担当する役割	10
III. 実施施設の名称及びその所在地	12
III.1 当該実施施設の名称及び所在地	12
III.2 細胞を調製する施設の名称及び所在地	12
III.3 当該実施施設以外に本臨床研究の実施を予定する施設の名称及びその所在地	12
IV. 遺伝子治療臨床研究の目的	13
V. 遺伝子治療臨床研究の対象疾患及びその選定理由	14
V.1 研究の区分	14
V.2 対象疾患に関する現時点での知見	14
V.3 当該遺伝子治療臨床研究の概要	14
V.4 他の治療法との比較及び遺伝子治療を選択した理由	15
V.5 MAGE-A4 <sub>143-151</sub> ペプチド投与を併用する理由	16
V.5.1 MAGE-A4 <sub>143-151</sub> ペプチド投与の根拠	16
V.5.2 MAGE-A4 <sub>143-151</sub> ペプチド投与量の設定根拠	17
VI. 遺伝子の種類及びその導入方法	18
VI.1 人に導入する遺伝子の構造と性質	18
VI.1.1 人に導入する遺伝子の構造	18
VI.1.1.1 T細胞受容体 (TCR) α鎖遺伝子	18
VI.1.1.2 T細胞受容体 (TCR) β鎖遺伝子	20
VI.1.2 人に導入する遺伝子の性質	22
VI.1.3 導入遺伝子からの生成物の構造及びその生物活性	23
VI.2 本計画で使用するその他の組換え DNA の構造と性質	24
VI.3 標的細胞とした細胞の由来及び生物学的特徴並びに当該細胞を標的細胞とした理由	24
VI.4 遺伝子導入方法の概略及び当該導入法を選択した理由	24
VI.4.1 遺伝子導入方法の概略	24
VI.4.2 当該導入法を選択した理由	24
VI.4.3 レトロウイルスベクターの選択根拠	25

VI. 5 ウイルスベクターを用いた遺伝子導入	25
VI. 5. 1 野生型ウイルスの生物学的特徴及び人に対する影響	25
VI. 5. 2 ウイルスベクターの作製方法	26
VI. 5. 2. 1 ウイルスプラスミドベクターpMS-bPa の構築	26
VI. 5. 2. 2 パッケージング細胞株の構築	33
VI. 5. 2. 3 ウイルス産生細胞株の構築	33
VI. 5. 2. 4 レトロウイルスベクターMS-bPa の製造	34
VI. 5. 3 ウイルスベクターの構造	34
VI. 5. 4 ウイルスベクターの生物学的特徴	34
VII. 安全性についての評価 (ウイルスベクター、遺伝子産物、細胞及びペプチド)	35
VII. 1 遺伝子導入方法の安全性	35
VII. 1. 1 遺伝子導入に用いるウイルスベクターの純度	35
VII. 1. 1. 1 MCB の作製法	35
VII. 1. 1. 2 レトロウイルスベクターMs-bPa の製造方法	36
VII. 1. 2 患者に投与する物質の純度及びその安全性	38
VII. 1. 3 増殖性ウイルス出現の可能性	38
VII. 1. 3. 1 レトロウイルスベクターの安全性	38
VII. 1. 3. 2 パッケージング細胞の安全性	39
VII. 1. 4 遺伝子導入に用いるウイルスベクターの細胞傷害性	42
VII. 1. 5 体内の標的細胞以外の細胞への遺伝子導入の可能性	42
VII. 1. 6 患者以外の人に遺伝子が導入される可能性	43
VII. 1. 7 染色体内へ遺伝子が組み込まれる場合の問題点	43
VII. 1. 8 癌原性の有無	43
VII. 2 遺伝子産物の安全性	44
VII. 3 細胞の安全性	45
VII. 3. 1 遺伝子導入細胞の調製方法	45
VII. 3. 2 培養細胞の純度	48
VII. 3. 3 細胞の遺伝子型、表現型の安定性	49
VII. 3. 4 被験者に投与する細胞の安全性	50
VII. 4 ペプチドの安全性	51
VII. 4. 1 MAGE-A4 <sub>143-151</sub> ペプチドの純度	51
VII. 4. 2 MAGE-A4 <sub>143-151</sub> ペプチドの安全性	51
VIII. 遺伝子治療臨床研究の実施が可能であると判断した理由	52
IX. 遺伝子治療臨床研究の実施計画	54
IX. 1 遺伝子治療臨床研究を含む全体の治療計画	54

IX. 1. 1 臨床研究実施体制	54
IX. 1. 1. 1 本臨床研究の実施に際し医療機関内に設置される委員会	54
IX. 1. 1. 2 安全・効果評価・適応判定中央部会	54
IX. 1. 1. 3 遺伝子治療臨床研究審査委員会遺伝子製剤検証部会	55
IX. 1. 2 本臨床研究の実施手順	56
IX. 2 被験者の選択基準及び除外基準	57
IX. 2. 1 一次登録	57
IX. 2. 1. 1 選択基準（一次登録）	57
IX. 2. 1. 2 除外基準（一次登録）	58
IX. 2. 2 二次登録	59
IX. 2. 2. 1 選択基準（二次登録）	59
IX. 2. 2. 2 除外基準（二次登録）	60
IX. 3 被験者の同意の取得方法	61
IX. 4 実施期間及び目標症例数	62
IX. 5 遺伝子治療臨床研究の実施方法	63
IX. 5. 1 対照群の設定方法	63
IX. 5. 2 遺伝子導入方法	63
IX. 5. 2. 1 PBMC の採取	63
IX. 5. 2. 2 遺伝子導入Tリンパ球のながれ	63
IX. 5. 2. 3 TCR 遺伝子導入リンパ球の調製	63
IX. 5. 2. 4 TCR 遺伝子導入リンパ球の投与	63
IX. 5. 3 前処置及び併用療法の有無	64
IX. 5. 3. 1 前処置	64
IX. 5. 3. 2 MAGE-A4 <sub>143-151</sub> ペプチド投与	64
IX. 5. 3. 3 併用禁止療法及び併用禁止薬	64
IX. 5. 4 臨床検査項目及び観察項目	64
IX. 5. 5 予測される副作用及びその対処方法	72
IX. 5. 5. 1 アフェレーシスに伴う副作用	72
IX. 5. 5. 2 TCR 遺伝子導入リンパ球輸注に伴う副作用	73
IX. 5. 5. 3 ペプチド投与に伴う副作用	74
IX. 5. 6 遺伝子治療臨床研究の評価方法、評価基準及び中止判定基準	74
IX. 5. 6. 1 主要評価項目	74
IX. 5. 6. 2 副次的評価項目	76
IX. 5. 6. 3 中止基準	78
IX. 5. 7 有害事象が発現した場合の措置	78

IX. 5. 7. 1 有害事象が発現した場合	78
IX. 5. 7. 2 重篤な有害事象が発現した場合	78
IX. 5. 8 症例記録に関する記録用紙等の様式	79
IX. 5. 9 記録の保存及び成績の公表の方法	79
IX. 5. 10 個人情報の保護の徹底	79
IX. 5. 10. 1 個人情報保護に関する責務	79
IX. 5. 10. 2 個人情報の取得と利用に関する制限	80
IX. 5. 10. 3 個人情報保護に関する安全管理措置	81
IX. 5. 10. 4 第三者提供の制限	82
IX. 5. 10. 5 個人情報の開示、訂正、利用停止等	82
X. その他必要な事項	84
X. 1 遵守する法令/省令等	84
X. 2 引用文献	85
X. 3 検査・観察スケジュール	91
X. 4 TNM 病期分類 (TNM Classification of Malignant Tumours)	92
X. 5 Performance Status (Eastern Cooperative Oncology Group (ECOG))	93
X. 6 RECIST ガイドライン (Response Evaluation Criteria In Solid Tumors)	94
X. 7 同意・説明文書	96

<実施計画書に添付すべき資料>

遺伝子治療臨床計画実施計画書添付資料

- I 研究者の略歴及び研究業績
- II 実施施設の施設設備の状況
- III 実施施設における当該遺伝子治療臨床研究に関する培養細胞、実験動物を用いた研究成果
- IV 遺伝子治療臨床研究に関する実施施設以外の内外の研究状況
- V その他必要な資料

<参考資料>

- 参考資料 1: レトロウイルスベクターMS-bPa の全塩基配列
- 参考資料 2: マスターセルバンクの作製方法
- 参考資料 3: マスターセルバンク試験成績書
- 参考資料 4: マスターセルバンクの品質試験
- 参考資料 5: レトロウイルスベクターMS-bPa の製造方法

- 参考資料 6： 製造施設（位置・構造設備）
- 参考資料 7： レトロウイルスベクター試験成績書
- 参考資料 8： レトロウイルスベクターMS-bPa の品質試験
- 参考資料 9： SEPPIC 社 MONTANIDE™ 資料
- 参考資料 10： 遺伝子導入細胞調製に使用する培地等の資料
- 参考資料 11： 遺伝子導入細胞試験成績書
- 参考資料 12： 遺伝子導入調製細胞構成
- 参考資料 13： FDA CBER CTGTAC, March 4, 2005. Table 1
- 参考資料 14： 遺伝子導入リンパ球の品質試験
- 参考資料 15： ペプチド製造工程・品質試験報告書
- 参考資料 16： ラット単回皮下投与急性毒性試験
- 参考資料 17： MAGE-A4 抗原発現検査プロトコール
- 参考資料 18： 血液・遺伝子導入細胞の搬送手順書

## I. 遺伝子治療臨床研究の名称

MAGE-A4 抗原特異的 TCR 遺伝子導入リンパ球輸注による治療抵抗性食道癌に対する遺伝子治療臨床研究

II. 総括責任者及びその他の研究者の氏名並びに当該遺伝子治療臨床研究において果たす役割

II.1 総括責任者の氏名

珠玖 洋

三重大学大学院医学系研究科 遺伝子・免疫細胞治療学講座 大学教員

遺伝子治療臨床研究の総括

II.2 総括責任者以外の研究者の氏名及びその担当する役割

氏名	所属	役職	役割分担
影山 慎一	三重大学大学院医学系研究科 遺伝子・免疫細胞治療学講座	准教授	レトロウイルスベクター製剤の品質管理責任者、遺伝子導入細胞製剤の品質管理責任者、試験登録患者の診療
池田 裕明	三重大学大学院医学系研究科 遺伝子・免疫細胞治療学講座	准教授	レトロウイルスベクター製剤の製造管理責任者、遺伝子導入細胞製剤の製造管理責任者 遺伝子導入細胞製剤の体内動態及び免疫反応の評価
宮原 慶裕	三重大学大学院医学系研究科 がんワクチン講座	講師	遺伝子導入細胞製剤の体内動態及び免疫反応の評価、試験登録患者の診療
今井 奈緒子	三重大学大学院医学系研究科 遺伝子・免疫細胞治療学講座	助教	遺伝子導入細胞製剤の体内動態及び免疫反応の評価、試験登録患者の診療
片山 直之	三重大学大学院医学系研究科 病態制御医学講座 血液・腫瘍内科学 三重大学医学部附属病院 血液内科、腫瘍内科	教授  科長	試験登録患者の診療
中瀬 一則	三重大学医学部附属病院 がんセンター	准教授 センター長	試験登録患者の診療
榎屋 正浩	三重大学大学院医学系研究科 病態制御医学講座	准教授	試験登録患者の診療

	血液・腫瘍内科学		
水野 聡朗	三重大学医学部附属病院 腫瘍内科	講師 副科長	試験登録患者の診療
齋藤 佳菜 子	三重大学医学部附属病院 腫瘍内科	助教	試験登録患者の診療
大石 晃嗣	三重大学医学部附属病院 輸血部	部長 講師	アフェレーシスの管理
田中 匡介	三重大学医学部附属病院 光学医療診療部	助教	試験登録患者の診療
白石 泰三	三重大学大学院医学系研究科 病態解明医学講座 腫瘍病理学	教授	病理組織学的診断
佐藤 永一	東京医科大学 人体病理学講座	助教	病理組織学的診断
大谷 明夫	独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター 病理診断科	臨床研究 部長	病理組織学的診断

外部協力者

峰野 純一	タカラバイオ株式会社 細胞・遺伝子治療センター	センター 長	ウイルスベクターに関する基礎 的助言及び遺伝子導入 T リンパ 球調製技術の提供と助言 遺伝子導入細胞製剤の体内動態 検査、RCR 検査及び LAM-PCR に 関する技術提供
-------	----------------------------	-----------	---

### Ⅲ. 実施施設の名称及びその所在地

#### Ⅲ.1 当該実施施設の名称及び所在地

名称：三重大学医学部附属病院

所在地：三重県津市江戸橋二丁目 174 番地

TEL：059-232-1111 FAX：059-321-5276

#### Ⅲ.2 細胞を調製する施設の名称及び所在地

名称：三重大学医学部附属病院

所在地：三重県津市江戸橋二丁目 174 番地

TEL：059-232-1111 FAX：059-321-5276

#### Ⅲ.3 当該実施施設以外に本臨床研究の実施を予定する施設の名称及びその所在地

名称：大阪大学医学部附属病院

所在地：大阪府吹田市山田丘 2 番 15 号

TEL：06-6879-5111 FAX：06-6879-3259

名称：財団法人 田附興風会医学研究所 北野病院

所在地：大阪市北区扇町 2 丁目 4 番 20 号

TEL：06-6312-8831 FAX：06-6312-8867

#### IV. 遺伝子治療臨床研究の目的

本臨床研究は、標準的な治療法（化学療法、放射線療法等）による効果が期待できない治療抵抗性の食道癌患者を対象として、腫瘍抗原 MAGE-A4 を HLA-A2402 存在下で特異的に認識する T 細胞受容体 (T cell receptor : TCR)  $\alpha$  鎖及び  $\beta$  鎖の遺伝子をレトロウイルスベクターにより遺伝子導入した自己リンパ球 (TCR 遺伝子導入リンパ球) 輸注について、その安全性、体内動態及び臨床効果を以下のエンドポイントにより評価することを目的とする。

##### ① 主要エンドポイント

- 本遺伝子治療の安全性〔有害事象、臨床検査、増殖性レトロウイルス (replication competent retrovirus : RCR)、linear amplification mediated-PCR (LAM-PCR)〕

##### ② 副次エンドポイント

- TCR 遺伝子導入リンパ球の血中動態及び腫瘍組織への浸潤
- 腫瘍特異的免疫反応
- 腫瘍縮小効果

## V. 遺伝子治療臨床研究の対象疾患及びその選定理由

### V.1 研究の区分

遺伝子治療臨床研究

遺伝子標識臨床研究

### V.2 対象疾患に関する現時点での知見

食道癌は60歳代男性に多くみられる疾患であり、本邦での年間罹患数（2003年、年齢調整）は男性13,658人、女性2,742人、死亡数（2007年、年齢調整）は男性9,900人、女性1,769人である（文献1：以下(1)と略す）。

食道癌の発生因子として、喫煙、飲酒及び熱い飲食物の嗜好が密接に関係するといわれている。また、アルコール代謝酵素の遺伝子多型と強く関連し、アルコールの第一代謝産物であるアセトアルデヒドの蓄積が原因である可能性が示唆されている(2)。

本邦の食道癌の特徴として、扁平上皮癌が全体の90%以上を占め、また、発生部位が胸部中部食道に多く、欧米の下部食道に多く発生する腺癌とは異なっている。食道癌は縦隔等へ浸潤傾向が強く、また、早期からリンパ節転移をきたす治療困難例が多いため、予後不良癌とされている。

食道癌の治療法はその進行度により、内視鏡的粘膜切除、手術、放射線療法及び化学療法から選択される。近年、食道癌の治療成績は手術や補助療法の進歩により改善が得られているが、全国食道癌登録調査報告書によれば、全体の5年生存率〔TNM病期分類（X.4「TNM病期分類」参照）〕は、0期：70.2%、I期：64.5%、IIa期：51.5%、IIb期：34.0%、III期：19.8%、IVa期：13.7%、IVb期：5.5%と未だ予後不良である(3)。

現在、病期進行食道癌に対する治療法として、シスプラチン（CDDP：白金系抗腫瘍剤）/5-フルオロウラシル（5-FU：葉酸代謝拮抗剤）による化学療法と放射線療法の併用療法（化学放射線療法）が標準的治療法として選択されているが、無効例も少なくない。また、CDDP/5-FUの他、ドセタキセルやパクリタキセル（本邦では食道癌の適応未承認）等のタキソイド系製剤の併用が検討されている。

食道癌では、初回治療が適正に行われたにもかかわらず再発を認めることが多く、再発食道癌に対する治療法は、現在のところ一定の見解が得られていない。その治療にあたっては、もっぱら延命効果の期待あるいは患者の生活の質（quality of life：QOL）改善を目的とし(4)、再発食道癌の50%生存期間は約6ヶ月とされている。

### V.3 当該遺伝子治療臨床研究の概要

本臨床研究では、治療抵抗性の食道癌患者〔ヒト白血球抗原（human leukocyte antigen：HLA）-A2402陽性、腫瘍組織中にMAGE-A4が発現〕から採取した末梢血リンパ球に、MAGE-A4

特異的 TCR $\alpha$  鎖及び $\beta$  鎖遺伝子をレトロウイルスベクターにより遺伝子導入し、その自己リンパ球を経静脈的に投与する。遺伝子導入リンパ球を投与後、MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチド (9 アミノ酸 : NYKRCFPVI) を投与し、患者体内での TCR 遺伝子導入リンパ球の活性化 (あるいは増殖) を図る。本臨床研究は、HLA-A2402 拘束性 MAGE-A4 特異的 TCR 遺伝子導入リンパ球を輸注することにより、腫瘍特異的免疫反応、更には腫瘍縮小効果を期待するものである。

MAGE-A 抗原は食道癌の 39~71% (5, 6) に、MAGE-A4 抗原は 68% (三重大学自験食道癌例) に発現する腫瘍抗原であり、また HLA-A2402 は日本人の約 60% が有する主要組織適合抗原である。MAGE-A4 は癌・精巣抗原 (Cancer-Testis 抗原; CT 抗原) に分類される腫瘍抗原であり、癌組織と精巣においてのみ発現される。TCR 遺伝子導入リンパ球による細胞傷害活性は、遺伝子導入された細胞傷害性 T リンパ球 (cytotoxic T lymphocyte : CTL) 表面上の MAGE-A4 特異的 TCR が、腫瘍細胞表面上の HLA-A2402 分子と MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチドの複合体を特異的に認識することにより発揮される。なお、精巣細胞は HLA 分子を発現しないため MAGE-A4 抗原を認識する T リンパ球による傷害を受けない。

本臨床研究における評価項目は、遺伝子治療の安全性、TCR 遺伝子導入リンパ球の体内動態及び臨床効果である。

#### V. 4 他の治療法との比較及び遺伝子治療を選択した理由

治療抵抗性食道癌に対する根治療法は現時点では存在せず、栄養管理や QOL 向上のための緩和医療を行っているのが現状である。

食道癌に対する抗癌剤以外の治療として、分子標的治療の開発が期待されている。本邦に多い食道癌と同じ扁平上皮癌である頭頸部癌を適応として、上皮細胞成長因子受容体 (epidermal growth factor receptor : EGFR) 阻害剤である Cetuximab が、米国食品医薬品局 (Food and Drug Administration : FDA) により承認されている。食道癌における EGFR の発現率が頭頸部癌に次いで非常に高いことから (7, 8)、食道癌に対する分子標的治療の開発が期待されているが、臨床研究結果の報告はない。このような現状において、食道癌に発現する腫瘍抗原を標的とした新規治療の開発が期待される。

腫瘍抗原を標的とした免疫療法の 1 つとして、抗腫瘍活性を有する自己 T リンパ球を投与する細胞療法が積極的に研究されており、複数の臨床試験において有効例が報告されている (9-11)。中でも、米国国立衛生研究所 (National Institutes of Health : NIH) の Rosenberg SA らのグループは、転移性悪性黒色腫患者を対象とした臨床試験において、体外で増殖させた腫瘍浸潤リンパ球 (tumor infiltrating lymphocyte : TIL) を患者に再移入する養子免疫療法を実施し、RECIST ガイドラインによる判定として 51% の腫瘍縮小効果を報告している (11)。

このように、体外で増殖させた腫瘍抗原反応性 T リンパ球の再移入による抗腫瘍効果が報告されているが、投与細胞が体内での腫瘍細胞に対する傷害活性を発揮させるために、

これまで通常  $10^8 \sim 10^{11}$  個の細胞が投与され、生体内での一定期間の維持が確認された (9-12)。このような細胞数を準備するために、これまでは、体外での抗原刺激、オルソクローン OKT3 (Orthoclone OKT3 : OKT3) 及びインターロイキン 2 (interleukin 2 : IL-2) 等を用いて T リンパ球を活性化し、2~3 週間培養して増殖させたものが用いられてきた。投与細胞としては、複数のクローンを含む腫瘍浸潤リンパ球 (tumor-infiltrating lymphocyte : TIL)、又は患者自己末梢血リンパ球あるいは TIL から樹立された腫瘍抗原反応性 T 細胞クローンが用いられてきた。しかし、これらの方法では患者自身の病態により細胞入手可能例がごく少数に限られ、また、十分量の細胞数を得られない症例もあり、実際の治療応用には多くの制限がある。

これら養子免疫療法における従来の細胞調製法と比較して、本遺伝子治療では、HLA-A2402 陽性患者の T リンパ球に MAGE-A4 特異的 TCR 遺伝子を導入することによって、腫瘍細胞に対する傷害活性を付与するものであり、必要量の MAGE-A4 抗原特異的 T リンパ球を調製することが可能である。実際に、当施設で調製された MAGE-A4 TCR 遺伝子導入リンパ球は、MAGE-A4 陽性・HLA-A2402 陽性のヒト腫瘍細胞株に対して特異的な細胞傷害活性を示すことが *in vitro* において確認されている (添付資料、40 ページ)。また、免疫不全マウスに MAGE-A4 陽性・HLA-A2402 陽性のヒト腫瘍細胞株を接種したモデル実験において、TCR 遺伝子導入ヒトリンパ球投与群に特異的な腫瘍径増大の抑制効果が認められた (添付資料、44 ページ)。なお、上記の NIH Rosenberg SA らのグループは、腫瘍抗原 MART-1 特異的 TCR 遺伝子を導入した T リンパ球を投与した臨床試験において、悪性黒色腫患者 17 名中 2 名について転移腫瘍巣の明らかな退縮を観察しており、この戦略が有望な新規癌治療法となる可能性を示唆している (13)。更に、同グループは、高親和性ヒト MART-1 特異的 TCR 遺伝子 (DMF5)、又はマウス由来の gp100 特異的 TCR 遺伝子 (gp100(154)) を導入した T リンパ球を使用することにより、悪性黒色腫患者 36 名中 9 名について腫瘍退縮を観察している (14)。

以上より、本研究で実施を計画している遺伝子治療は、患者自己末梢血リンパ球から腫瘍傷害性 T リンパ球を大量に調製する方法を基礎としており、将来他の癌種への応用により幅広い患者を対象とすることが期待される。本臨床研究では、大量調製された腫瘍傷害性 T リンパ球の安全性、体内動態及び臨床効果を評価することを計画している。

## V.5 MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチド投与を併用する理由

### V.5.1 MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチド投与の根拠

近年の T 細胞の養子免疫療法における研究により、移入 T 細胞を *in vitro* において刺激し長期培養することにより、T 細胞は活性化フェノタイプを持つと共に *in vitro* における抗腫瘍活性を増強させるが、同時に終末期活性化 T 細胞あるいは疲弊化 T 細胞となり、移入後の生体内においては長期維持されずに結果としてより減弱した抗腫瘍効果しか示さないことが明らかとなってきた (15)。したがって、むしろ可能な限り短期の培養において必

要な移入量を達成し、担癌宿主への移入後に *in vivo* において抗原刺激を加え活性化することにより効果的な抗腫瘍効果が得られると考えられている(15-21)。今回使用するペプチドとは異なるが、これまでに、抗原ペプチドと不完全フロイントアジュバントのエマルション、抗原ペプチド産生ウイルス、又は抗原ペプチドパルス樹状細胞といった様々な形態のワクチンの投与を腫瘍抗原特異的 T 細胞の輸注療法に組み合わせることにより、輸注された T 細胞の増殖、サイトカイン産生、及び腫瘍への浸潤を誘導し、輸注療法の抗腫瘍効果を増大させることが動物実験により報告されている(15, 17-21)。また、これらの動物実験の結果を踏まえて、臨床試験においても同様に抗原ペプチドと不完全フロイントアジュバントのエマルション、抗原ペプチド産生ウイルス、又は抗原ペプチドパルス樹状細胞を腫瘍抗原特異的 T 細胞療法と組み合わせてメラノーマ患者の治療が試みられている(12, 22)。このような知見に基づき、本臨床研究においては試験細胞の *in vitro* 培養を短期間とし、試験細胞の患者への移入後 2 週目と 4 週目に MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチドを投与することを計画した。本治療スケジュールにより、まず患者体内における MAGE-A4 反応性 T 細胞の頻度を飛躍的に増大させ、その後に抗原ペプチドを投与することにより輸注した MAGE-A4 反応性 T 細胞を患者体内で活性化すると共にさらなる増殖を引き起こし、より高い免疫応答と臨床効果を期待するものである。

#### V. 5.2 MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチド投与量の設定根拠

実験動物、特にマウスを用いた研究において、腫瘍抗原ペプチド特異的な免疫応答を誘導するために、約 100  $\mu$ g のペプチドを不完全フロイントアジュバントとエマルション化して用いると有効であることが示されてきた(23, 24)。1990 年代よりヒト腫瘍においても腫瘍関連抗原が同定され始め、これらの腫瘍抗原由来の抗原ペプチドを用いた腫瘍に対するワクチン療法の臨床研究が国内外において精力的に行われてきた(25-29)。その過程において、MART-1/Melan A や gp100 等の腫瘍抗原由来ペプチドを用いた初期のペプチドワクチン療法の臨床試験では当初 100  $\mu$ g から 10 mg の投与量の範囲で用いられたが、その最大投与量においても毒性は認められなかった。加えて、ワクチン投与患者の末梢血単核球(peripheral blood mononuclear cell : PBMC)を用いた *in vitro* の解析において、ワクチン投与による抗原特異的な T 細胞免疫応答の誘導と投与ペプチド量との間には特定の相関を認めるに至っていない(30-34)。これらの結果に基づき、以後の第 I 相臨床試験の多くでは、100  $\mu$ g から 1 mg 程度の固定した投与量が設定されており、これまでに重篤な副作用は報告されていない(30, 35)。このような経緯と、従来の化学療法剤と腫瘍ワクチンとの根本的な性質の違いから、腫瘍抗原ペプチドを用いたワクチン療法の臨床試験においては用量試験の意義は限られていると考えられている(30)。これらの知見に基づき、本臨床研究においては安全に投与可能であり、かつ免疫反応を誘導することが期待される投与量として 300  $\mu$ g を設定した。

## VI. 遺伝子の種類及びその導入方法

### VI.1 人に導入する遺伝子の構造と性質

本臨床研究において発現する遺伝子は TCR $\alpha$  鎖及び $\beta$  鎖遺伝子である。ベクターDNA 等の構造と性質は、「VI.5 ウイルスベクターを用いた遺伝子導入」の項で述べられている。

#### VI.1.1 人に導入する遺伝子の構造

##### VI.1.1.1 T細胞受容体 (TCR) $\alpha$ 鎖遺伝子

TCR $\alpha$  鎖遺伝子は、TCR $\alpha$  鎖をコードする cDNA で、本臨床研究に用いる遺伝子は TCR $\alpha$ 8-1 である。本遺伝子は HLA-A2402 拘束性 MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチドに特異的な CTL クローン #2-28(36) から単離され、272 アミノ酸からなるポリペプチドをコードする 816 塩基対と終止コドン TGA より成り立っている。この遺伝子にコードされる蛋白は、111 アミノ酸からなる V8-1 領域、20 アミノ酸からなる J10 領域、141 アミノ酸からなる C 領域という構造からなっている。図 1 に TCR $\alpha$ 8-1 遺伝子の塩基配列とコードするアミノ酸配列を示す。

1	ATG CTC CTG TTG CTC ATA CCA GTG CTG GGG ATG ATT TTT GCC CTG	45	
1	M L L L L I P V L G M I F A L	15	
46	AGA GAT GCC AGA GCC CAG TCT GTG AGC CAG CAT AAC CAC CAC GTA	90	
16	R D A R A Q S V S Q H N H H V	30	
91	ATT CTC TCT GAA GCA GCC TCA CTG GAG TTG GGA TGC AAC TAT TCC	135	
31	I L S E A A S L E L G C N Y S	45	
136	TAT GGT GGA ACT GTT AAT CTC TTC TGG TAT GTC CAG TAC CCT GGT	180	
46	Y G G T V N L F W Y V Q Y P G	60	V8-1 領域
181	CAA CAC CTT CAG CTT CTC CTC AAG TAC TTT TCA GGG GAT CCA CTG	225	
61	Q H L Q L L L K Y F S G D P L	75	
226	GTT AAA GGC ATC AAG GGC TTT GAG GCT GAA TTT ATA AAG AGT AAA	270	
76	V K G I K G F E A E F I K S K	90	
271	TTC TCC TTT AAT CTG AGG AAA CCC TCT GTG CAG TGG AGT GAC ACA	315	
91	F S F N L R K P S V Q W S D T	105	
316	GCT GAG TAC TTC TGT GCC	360	
106	A E Y F C A	120	J10 領域
	GGG AGG GGA GGA GGA AAC AAA CTC ACC		
	G R G G G N K L T		
361	TTT GGG ACA GGC ACT CAG CTA AAA GTG GAA CTC	405	
121	F G T G T Q L K V E L	135	
	AAT ATC CAG AAC		
	N I Q N		
406	CCT GAC CCT GCC GTG TAC CAG CTG AGA GAC TCT AAA TCC AGT GAC	450	
136	P D P A V Y Q L R D S K S S D	150	
451	AAG TCT GTC TGC CTA TTC ACC GAT TTT GAT TCT CAA ACA AAT GTG	495	
151	K S V C L F T D F D S Q T N V	165	
496	TCA CAA AGT AAG GAT TCT GAT GTG TAT ATC ACA GAC AAA ACT GTG	540	
166	S Q S K D S D V Y I T D K T V	180	
541	CTA GAC ATG AGG TCT ATG GAC TTC AAG AGC AAC AGT GCT GTG GCC	585	
181	L D M R S M D F K S N S A V A	195	C 領域
586	TGG AGC AAC AAA TCT GAC TTT GCA TGT GCA AAC GCC TTC AAC AAC	630	
196	W S N K S D F A C A N A F N N	210	
631	AGC ATT ATT CCA GAA GAC ACC TTC TTC CCC AGC CCA GAA AGT TCC	675	
211	S I I P E D T F F P S P E S S	225	
676	TGT GAT GTC AAG CTG GTC GAG AAA AGC TTT GAA ACA GAT ACG AAC	720	
226	C D V K L V E K S F E T D T N	240	
721	CTA AAC TTT CAA AAC CTG TCA GTG ATT GGG TTC CGA ATC CTC CTC	765	
241	L N F Q N L S V I G F R I L L	255	
766	CTG AAA GTG GCC GGG TTT AAT CTG CTC ATG ACG CTG CGG CTG TGG	810	
256	L K V A G F N L L M T L R L W	270	
811	TCC AGC TGA	819	
271	S S *		

図1 TCR $\alpha$  8-1 遺伝子の塩基配列とコードするアミノ酸配列

#### VI. 1. 1. 2 T細胞受容体 (TCR) $\beta$ 鎖遺伝子

TCR  $\beta$ 鎖遺伝子は、TCR  $\beta$ 鎖をコードする cDNA で、本臨床研究に用いる遺伝子は TCR  $\beta$ 7-9 である。本遺伝子は HLA-A2402 拘束性 MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチド特異的な CTL クローン #2-28(36) から単離され、313 アミノ酸からなるポリペプチドをコードする 939 塩基対と終止コドン TAG より成り立っている。この遺伝子にコードされる蛋白は、116 アミノ酸からなる V7-9 領域、3 アミノ酸からなる N 領域、15 アミノ酸からなる J2-5 領域、179 アミノ酸からなる C2 領域という構造からなっている。図 2 に TCR  $\beta$ 7-9 遺伝子の塩基配列とコードするアミノ酸配列を示す。

1	ATG GGC ACC AGC CTC CTC TGC TGG ATG GCC CTG TGT CTC CTG GGG	45
1	M G T S L L C W M A L C L L G	15
46	GCA GAT CAC GCA GAT ACT GGA GTC TCC CAG AAC CCC AGA CAC AAG	90
16	A D H A D T G V S Q N P R H K	30
91	ATC ACA AAG AGG GGA CAG AAT GTA ACT TTC AGG TGT GAT CCA ATT	135
31	I T K R G Q N V T F R C D P I	45
136	TCT GAA CAC AAC CGC CTT TAT TGG TAC CGA CAG ACC CTG GGG CAG	180
46	S E H N R L Y W Y R Q T L G Q	60
181	GGC CCA GAG TTT CTG ACT TAC TTC CAG AAT GAA GCT CAA CTA GAA	225
61	G P E F L T Y F Q N E A Q L E	75
226	AAA TCA AGG CTG CTC AGT GAT CGG TTC TCT GCA GAG AGG CCT AAG	270
76	K S R L L S D R F S A E R P K	90
271	GGA TCT TTC TCC ACC TTG GAG ATC CAG CGC ACA GAG CAG GGG GAC	315
91	G S F S T L E I Q R T E Q G D	105
316	TCG GCC ATG TAT CTC TGT GCC AGC AGC TTA GCC CAG GGA GCG GGA	360
106	S A M Y L C A S S L A Q G A G	120
361	GAG ACC CAG TAC TTC GGG CCA GGC ACG CGG CTC CTG GTG CTC GAG	405
121	E T Q Y F G P G T R L L V L E	135
406	GAC CTG AAA AAC GTG TTC CCA CCC GAG GTC GCT GTG TTT GAG CCA	450
136	D L K N V F P P E V A V F E P	150
451	TCA GAA GCA GAG ATC TCC CAC ACC CAA AAG GCC ACA CTG GTA TGC	495
151	S E A E I S H T Q K A T L V C	165
496	CTG GCC ACA GGC TTC TAC CCC GAC CAC GTG GAG CTG AGC TGG TGG	540
166	L A T G F Y P D H V E L S W W	180
541	GTG AAT GGG AAG GAG GTG CAC AGT GGG GTC AGC ACA GAC CCG CAG	585
181	V N G K E V H S G V S T D P Q	195
586	CCC CTC AAG GAG CAG CCC GCC CTC AAT GAC TCC AGA TAC TGC CTG	630
196	P L K E Q P A L N D S R Y C L	210
631	AGC AGC CGC CTG AGG GTC TCG GCC ACC TTC TGG CAG AAC CCC CGC	675
211	S S R L R V S A T F W Q N P R	225
676	AAC CAC TTC CGC TGT CAA GTC CAG TTC TAC GGG CTC TCG GAG AAT	720
226	N H F R C Q V Q F Y G L S E N	240
721	GAC GAG TGG ACC CAG GAT AGG GCC AAA CCC GTC ACC CAG ATC GTC	765
241	D E W T Q D R A K P V T Q I V	255
766	AGC GCC GAG GCC TGG GGT AGA GCA GAC TGT GGC TTC ACC TCC GAG	810
256	S A E A W G R A D C G F T S E	270
811	TCT TAC CAG CAA GGG GTC CTG TCT GCC ACC ATC CTC TAT GAG ATC	855
271	S Y Q Q G V L S A T I L Y E I	285
856	TTG CTA GGG AAG GCC ACC TTG TAT GCC GTG CTG GTC AGT GCC CTC	900
286	L L G K A T L Y A V L V S A L	300
901	GTG CTG ATG GCC ATG GTC AAG AGA AAG GAT TCC AGA GGC TAG	942
301	V L M A M V K R K D S R G *	

V7-9 領域

N 領域

J2-5 領域

C2 領域

図2 TCRβ 7-9遺伝子の塩基配列とコードするアミノ酸配列

### VI. 1. 2 人に導入する遺伝子の性質

本臨床研究において使用するレトロウイルスベクターMS-bPa が細胞に感染すると、MS-bPa のゲノム (図 7 参照) は逆転写を経て細胞染色体に組み込まれ、プロウイルスとなる。プロウイルスは図 3 に示すウイルスプラスミドベクターpMS-bPa と同様の構造を有するが、後述するように、5'-LTR 及び 3'-LTR の由来が異なる。

本臨床研究において導入する遺伝子は、TCR  $\alpha$  鎖と  $\beta$  鎖をコードする cDNA である。TCR は T 細胞に特異的に発現する抗原認識レセプターであり、免疫系における T 細胞の抗原特異性を決定している。機能的 TCR 分子は抗原認識を行う TCR  $\alpha$   $\beta$  鎖又は  $\gamma$   $\delta$  鎖のヘテロダイマーからなり、細胞内への直接シグナル伝達を担う CD3 分子群と会合し、TCR-CD3 複合体を形成している。ヒトにおいて TCR  $\alpha$  鎖は 14 番染色体上に、 $\beta$  鎖は 7 番染色体上にコードされ、多様なクロノタイプが存在する。

TCR 遺伝子は免疫グロブリン (Ig) と同様に多数の亜型からなる V (variable)、D (diversity)、J (joining) の可変領域と少数の C (constant) の定常領域からなる。その中で  $\alpha$  鎖の可変領域は V-J で  $\beta$  鎖の可変領域は V-D-J で形成される。TCR 遺伝子は T 細胞の分化に伴い、これらの領域の遺伝子再構成という特徴的な過程を経て機能的遺伝子を形成する。まず D-J の遺伝子再構成が起こり、続いて V-DJ の再構成が生じる。再構成に伴い V-D 及び D-J 間にランダムな塩基配列 (N 領域) が組み込まれ TCR の多様性はさらに増加する。本臨床研究にはこの再構成を経た後の TCR 遺伝子の cDNA を導入する。われわれの使用する TCR  $\alpha$  鎖は V $\alpha$ 8-1、J $\alpha$ 10、C であり、TCR  $\beta$  鎖は V $\beta$ 7-9、J $\beta$ 2-5、C2 の配列である。

レトロウイルスベクターMS-bPa により遺伝子導入された細胞において、TCR  $\alpha$  鎖遺伝子はマウスホスホグリセリン酸キナーゼ (PGK) 遺伝子プロモーター (P<sub>PGK</sub>) によって転写される (図 7 参照)。PGK は解糖系の酵素であり、ほとんどの組織において構成的に発現している。マウス P<sub>PGK</sub> はヒトを含む広範囲の哺乳類細胞において、細胞が増殖中であるか否かを問わずに機能するプロモーターであり、レトロウイルスベクターMS-bPa により導入される P<sub>PGK</sub> は 513 bp のマウスゲノム由来 DNA 断片に含まれる。

TCR  $\beta$  鎖遺伝子は LTR プロモーターによって転写される (図 7 参照)。レトロウイルスベクターMS-bPa ゲノム RNA の 5'-LTR は R 領域と U5 領域、3'-LTR は U3 領域と R 領域からなり、U5 領域と両端の R 領域は Moloney murine leukemia virus (MoMLV) 由来、U3 領域は murine stem cell virus (MSCV) 由来である。細胞に遺伝子導入されてプロウイルスになると、両末端の LTR はいずれも U3-R-U5 領域の構造をとる。LTR 中では、MSCV 由来の U3 領域が強いプロモーター活性とエンハンサー活性を有する。MSCV LTR は PCC4-cell-passaged myeloproliferative sarcoma virus (PCMV) 由来であり、PCMV は murine leukemia virus (MLV) を実験室で継代することにより得られた変異株である。MSCV LTR は胚性幹細胞、胎児癌細胞及びその他の哺乳動物細胞において高い発現レベルを持続的に保持することが可能である。

### VI. 1. 3 導入遺伝子からの生成物の構造及びその生物活性

TCR 遺伝子からの生成物は T 細胞における抗原認識レセプター分子である。TCR  $\alpha$  鎖及び  $\beta$  鎖のヘテロダイマーによって機能的な TCR 分子を構成している。TCR 分子は主要組織適合抗原 (MHC) 拘束性に標的細胞の MHC 分子と抗原ペプチドの複合体を認識する。このことにより、T 細胞は抗原特異性を示す。抗原認識の際の結合力の強弱や補助レセプターからのシグナルの有無により、T 細胞の活性化、アナジューの誘導、分化、生存と細胞死等を司る。

TCR 鎖は Ig スーパーファミリー (IgSF) 分子に属し、2つの Ig ドメインからなる細胞外領域、20 アミノ酸からなる膜貫通領域、数個のアミノ酸からなる細胞内領域で構成される。2つの Ig ドメインのうち、N 末端側が可変領域、C 末端側が定常領域に相当する。 $\alpha$  鎖が 45-60 kDa、 $\beta$  鎖が 40-50 kDa で  $\alpha$  鎖と  $\beta$  鎖は S-S 結合でヘテロ 2 量体を形成し、2つの Ig ドメインをもってペプチド+MHC との接合面を構成している。

細胞外領域に存在する相補性決定領域 (complementarity determining region : CDR) 1、CDR2 領域は MHC との結合に貢献し、CDR3 領域は主としてペプチドを認識するのに必要とされる。つまり、比較的一定のアミノ酸配列による蛋白構造を持つ CDR1、CDR2 領域を介して MHC を認識し、フレキシブルな CDR3 領域が構造変化をとりながらペプチドと結合し、安定化する。また、TCR は MHC の溝に対して、MHC class I 分子とは斜めに、MHC class II 分子とは直角に結合する。

TCR の発現とシグナル伝達には TCR と複合体を形成する 4 種類の CD3 鎖が重要である。細胞外領域に Ig ドメインを 1 つ持ち細胞内領域に活性化モチーフの ITAM を 1 つ持つ CD3  $\gamma$ 、 $\delta$ 、 $\epsilon$  鎖がそれぞれ  $\gamma$ - $\epsilon$ 、 $\delta$ - $\epsilon$  の 2 量体を作り、また、9 アミノ酸の短い細胞外領域と細胞内領域に 4 個の ITAM を持つ  $\zeta$  鎖は S-S 結合でホモ 2 量体となり、これら全部を含めて TCR と複合体を 1 単位として形成している。

本遺伝子治療において導入する MAGE-A4 特異的 TCR は、 $\alpha$  鎖が 111 アミノ酸からなる V8-1 領域、20 アミノ酸からなる J10 領域、及び 141 アミノ酸からなる C 領域という構造からなり (図 1 参照)、 $\beta$  鎖は 116 アミノ酸からなる V7-9 領域、3 アミノ酸からなる N 領域、15 アミノ酸からなる J2-5 領域、及び 179 アミノ酸からなる C2 領域という構造からなっている (図 2 参照)。これら TCR  $\alpha$  鎖及び  $\beta$  鎖のヘテロダイマーによって機能的な MAGE-A4 特異的 TCR 分子を構成している。この MAGE-A4 特異的 TCR 分子は、標的細胞あるいは抗原提示細胞上の MHC-class I 分子である HLA-A2402 分子と MAGE-A4 分子由来の抗原ペプチドである MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチドの複合体によって形作られる構造を特異的に認識し、結合する。T 細胞表面上に存在する CD8 分子は、HLA-A2402 分子と MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチドの複合体が MAGE-A4 特異的 TCR 分子と結合する際の結合の安定化に必要であり、CD8 分子の非存在下では本 MAGE-A4 特異的 TCR 分子は機能しない。

本遺伝子治療において T 細胞に導入された本 MAGE-A4 特異的 TCR 分子は、導入された T 細胞が本来持っている CD3 分子鎖群と複合体を形成し、標的細胞あるいは抗原提示細胞上の HLA-A2402 分子と MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチドの複合体を認識するが、認識に際しては CD8 分

子による安定化が必要である為に、CD8 陽性 T 細胞に導入された場合のみに機能的である。導入された MAGE-A4 特異的 TCR による HLA-A2402 分子と MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチドの複合体の認識が起こると、複合体を形成した CD3 分子群を通して遺伝子導入 CD8 陽性 T 細胞内に活性化シグナルが伝達され、遺伝子導入 CD8 陽性 T 細胞の分裂・増殖、IFN- $\gamma$ をはじめとしたサイトカインの産生、及びグランザイム B、パーフォリン等の細胞傷害性分子の放出が起こり、標的細胞の破壊を導く。

## VI. 2 本計画で使用するその他の組換え DNA の構造と性質

本計画では使用しない。

## VI. 3 標的細胞とした細胞の由来及び生物学的特徴並びに当該細胞を標的細胞とした理由

本臨床研究における標的細胞は、治療抵抗性食道癌患者（HLA-A2402 陽性、腫瘍組織に MAGE-A4 発現）末梢血由来の T リンパ球である。その生物学的特徴として、①CTL は癌細胞を認識して破壊する能力を有する、②自己の T リンパ球を輸注した場合は、非自己では生じる可能性のある移植片対宿主病（graft-versus-host disease : GVHD）等の副作用がないことが挙げられる。T リンパ球を標的として MAGE-A4 特異的 TCR  $\alpha$  鎖及び  $\beta$  鎖遺伝子をレトロウイルスベクターにより遺伝子導入することで、腫瘍細胞表面上の HLA-A2402 分子と MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチド複合体の特異的認識能を獲得した自己 T リンパ球を輸注することにより、腫瘍特異的免疫反応、更には腫瘍縮小効果が期待される。

レトロウイルスベクターは増殖中の細胞に高効率で遺伝子導入することから、本臨床研究では、OKT3 による活性化と T リンパ球増殖因子である IL-2 の存在下で増殖する T リンパ球が標的細胞として使用される。

## VI. 4 遺伝子導入方法の概略及び当該導入法を選択した理由

### VI. 4.1 遺伝子導入方法の概略

自己末梢血リンパ球（peripheral blood lymphocyte : PBL）に TCR  $\alpha$  鎖及び  $\beta$  鎖遺伝子を導入するにあたっては、組換えフィブロネクチンフラグメント（レトロネクチン CH-296 ; タカラバイオ（株））をコートした培養バッグ中にて、T リンパ球にレトロウイルスベクター MS-bPa を感染させる。

### VI. 4.2 当該導入法を選択した理由

レトロウイルスベクターは感染した後に逆転写を経て細胞染色体に組み込まれ、細胞ゲノムの複製に伴って複製されるために、導入遺伝子を長期にわたり発現しうる。また、レトロウイルスベクターによる末梢血 T リンパ球への遺伝子導入効率が高いことが知られている。さらに、多くの MoMLV ベースのレトロウイルスベクターがヒト血液細胞への遺伝子導入に利用されており（37-41）、過去の T 細胞遺伝子治療において重篤な副作用は報告され

ていない(13, 37-40)。以上の理由により、自己 PBL への TCR $\alpha$  鎖及び $\beta$  鎖遺伝子を導入する方法として、レトロウイルスベクターを選択した。

#### VI.4.3 レトロウイルスベクターの選択根拠

他の遺伝子導入ベクターとして、アデノウイルスベクターやウイルスを利用しない Naked DNA ベクターが使用されるが、それらは導入遺伝子が細胞染色体に組み込まれて長期にわたり安定に発現する効率が低いことが知られている。例えば、電気穿孔法により Naked DNA が細胞染色体に組み込まれる確率は  $1.5/1 \times 10^4$  (42) 又は  $1/1 \times 10^4$  (43) 程度であり、アデノウイルスベクターがウイルス自身の DNA を標的細胞のゲノムに組み込む確率は  $1/1 \times 10^{3-5}$  程度であると報告されている (44)。すなわち、細胞染色体に組み込まれ、長期にわたって導入遺伝子が安定して発現する効率は、これらベクターでは非常に低いものである。

一方、レトロウイルスにより遺伝子導入された細胞において、導入遺伝子は全て細胞染色体に組み込まれている。レトロウイルスベクターによる遺伝子導入効率が 50%以上であるとの報告もあり、他の方法に比べると格段に高く (45)、レトロウイルスベクターを用いた場合、他のベクターに比べて効率よく遺伝子を細胞染色体に組み込むことが可能である。

レトロウイルスベクター MS-bPa を選択したもうひとつの根拠は安全性である。すなわち、もともなる MS-bPa DNA は、野生型レトロウイルス由来の gag, pol, env をコードする遺伝子の全てを欠如しており、この DNA のみを通常の細胞に導入したのではウイルス粒子を産生することはない。また、ウイルスベクター製造に用いるパッケージング細胞株 PG13 は、すでに世界的に広く使用されているパッケージング細胞株であり、American Type Culture Collection (ATCC) から購入可能である (CRL-10686)。本パッケージング細胞株において、gag, pol をコードする DNA 断片と env をコードする DNA 断片とが染色体上の異なった位置に導入されているため、RCR が出現する可能性は極めて低いと考えられる (46)。

### VI.5 ウイルスベクターを用いた遺伝子導入

#### VI.5.1 野生型ウイルスの生物学的特徴及び人に対する影響

レトロウイルスベクター MS-bPa のもともなる野生型ウイルスは MoMLV であり、以下のようなウイルス学的特徴を持つ (47, 48)。

形態的には直径約 100 nm の球形の C 型粒子に分類され、ウイルスコアをエンベロープが囲っている。ウイルスゲノムは分子量約  $3 \times 10^6$  の 1 本鎖 RNA で、相同の RNA 分子が 2 分子、ウイルスコア中に存在する。

レトロウイルス科は、オルソレトロウイルス (orthoretrovirus) 及びスプーマレトロウイルス (spumaretrovirus) の 2 つの亜科に分類される。MoMLV はオルソレトロウイルス亜科のガンマレトロウイルス属に属する、マウスを宿主とする白血病ウイルスの一種である。

マウス白血病ウイルスは AKR や C58 系マウスの自然発症白血病の病原ウイルスであるが、MoMLV は実験室内での継代により病原性の高いウイルス株として単離されたものである。オ

ルソレトロウイルスの病原性として、主体となるものは、肉腫、急性白血病、白血病、癌であり、野生マウスの後肢麻痺を招く神経向性ウイルスも知られている。肉腫ウイルスや急性白血病ウイルスはウイルスと細胞の間での遺伝子の組換えにより形成されるが、MoMLVは細胞由来の遺伝子を持たないウイルスであり、AKR や C58 系マウスでのみ白血病を誘発する。病理学的には胸腺リンパ腫を原発とした白血病所見を示し、脾臓への浸潤が顕著に認められる。AKR マウスの自然発症白血病に対しては抗 AKR MLV 血清が効果を示し、発症を遅延させることが報告されているが、MoMLV に対する血清の効果については不明である。ヒトへの感染の報告はない。

## VI. 5. 2 ウイルスベクターの作製方法

### VI. 5. 2. 1 ウイルスプラスミドベクター pMS-bPa の構築

本臨床研究で用いられるレトロウイルスベクター MS-bPa は、レトロウイルスベクター MS-bPa 産生細胞から産生される。この産生細胞は、レトロウイルスベクター MS-bPa のプロウイルス配列をパッケージング細胞 PG-13 の染色体に挿入することにより作製された。レトロウイルスベクター MS-bPa 産生細胞株の構築に使用したウイルスプラスミドベクター pMS-bPa は、標準的な遺伝子工学的手法を用いて構築された。以下に構築手順を述べる。

MS-bPa のベースとなるウイルスプラスミドベクターは pMS で、pMS のマルチクローニングサイトに TCR $\beta$  鎖 cDNA のコード域、マウス P<sub>PCk</sub> 及び TCR $\alpha$  鎖 cDNA のコード域を組み込んだものが pMS-bPa であり、大腸菌プラスミドベクターに由来する部分を省略した遺伝子概略を図 3 に示す。

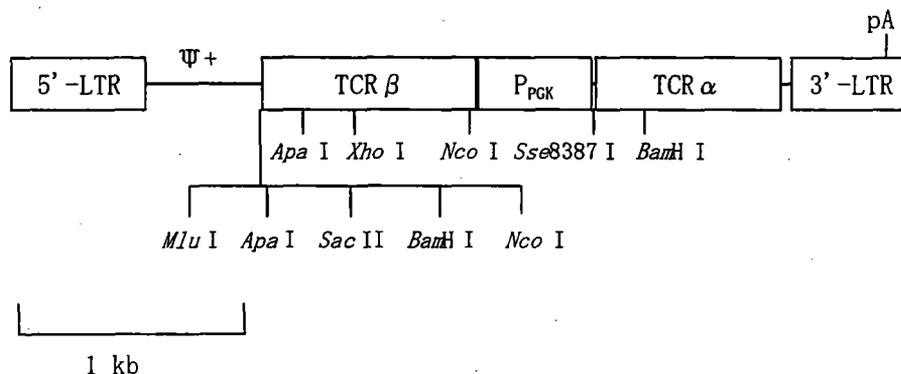


図 3 pMS-bPa の遺伝子概略

TCR $\beta$ : TCR $\beta$  鎖遺伝子のコード域、TCR $\alpha$ : TCR $\alpha$  鎖遺伝子のコード域、pA: polyA 付加シグナル  
 $\Psi+$ : パッケージングシグナル、5'-LTR は MoMLV 由来、3'-LTR は MSCV 由来である。  
 大腸菌プラスミドベクターに由来する部分は省略した。

ウイルスプラスミドベクターpMS は、ウイルスプラスミドベクターpMT の 3' -LTR (long terminal repeat; 末端反復配列) を MSCV プロウイルスの 3' -LTR で置換したものである(49)。ウイルスプラスミドベクターpMT は MoMLV プロウイルスの 5' -LTR 及び 3' -LTR を含み、ウイルス蛋白をコードする配列を全く含まないウイルスプラスミドベクターである(50, 51)。pMS の遺伝子の大腸菌プラスミドベクターに由来する部分を省略した遺伝子概略を図 4 に、pMS の構築手順を図 5 に示す。

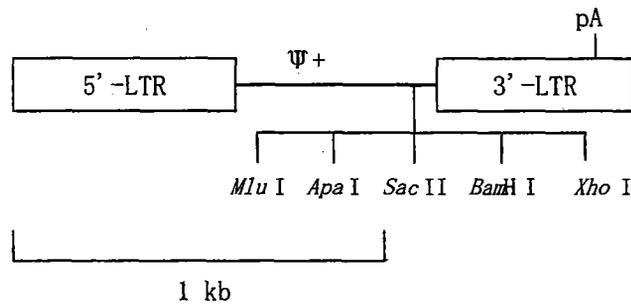


図 4 pMS の遺伝子概略

Ψ+: パッケージングシグナル、pA: polyA 付加シグナル  
 5' -LTR は MoMLV 由来、3' -LTR は MSCV 由来である。  
 大腸菌プラスミドベクターに由来する部分は省略した。

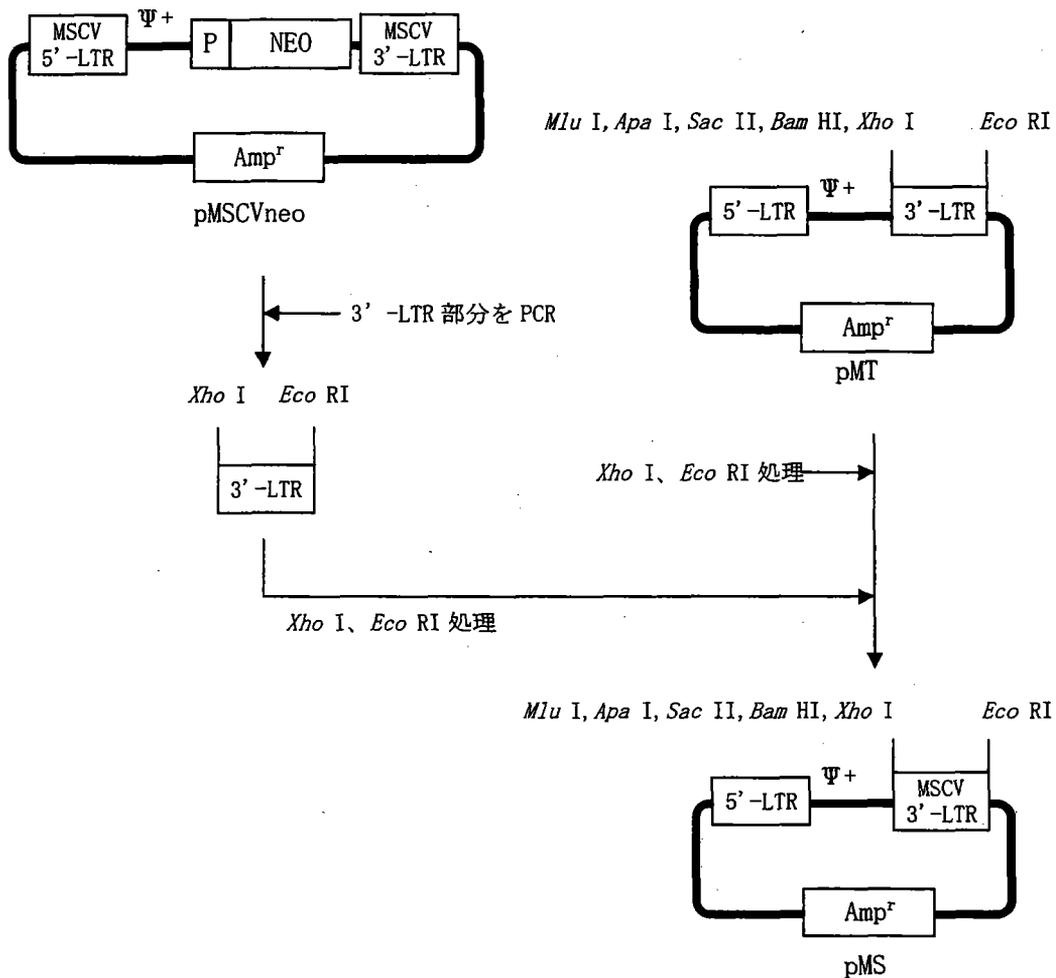


図5 pMSの構築手順

pMSCVneo(Clontech, Mountain View, CA)を鋳型に、制限酵素 Xho I の認識配列が付加された 5' 用プライマーと制限酵素 Eco RI の認識配列が付加された 3' 用プライマーを用いて PCR を行い、3' -LTR 部位を増幅して Xho I と Eco RI で切断、pMT ベクターの Xho I - Eco RI サイトにクローニングし、pMS を作製した。

次に pMS-bPa の構築手順を図 6 (30 頁～32 頁) に示す。

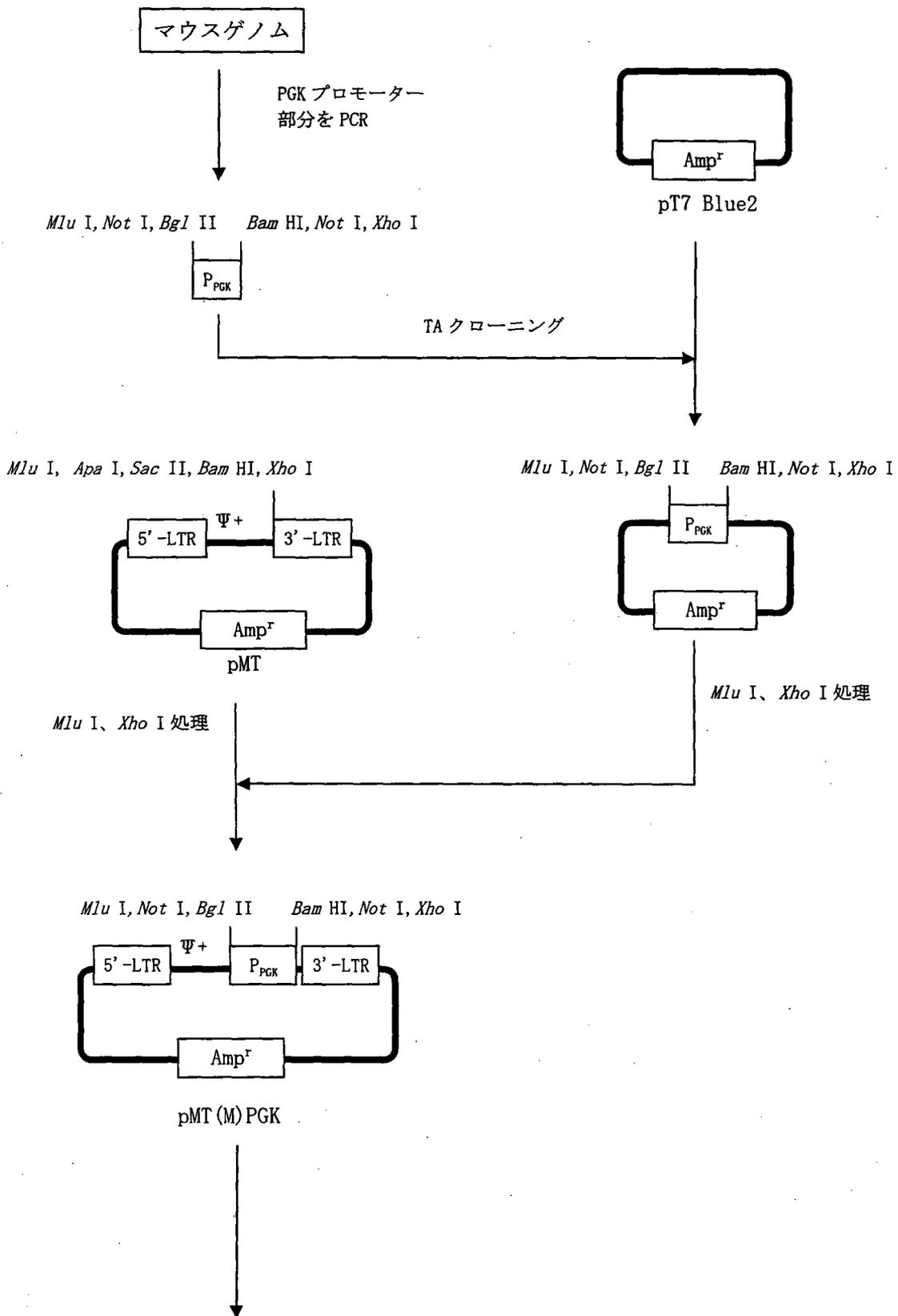
マウスゲノム DNA を鋳型に、制限酵素 Mlu I, Not I 及び Bgl II の認識配列が付加された 5' 用プライマーと制限酵素 Xho I, Not I 及び Bam HI の認識配列が付加された 3' 用プライマーを用いて PCR を行い P<sub>PGK</sub> 配列を増幅し、pT7 Blue2 ベクターに TA クローニングした。次に、このプラスミドから制限酵素 Mlu I と Xho I で P<sub>PGK</sub> 部位を切り出し、pMT ベクターの Mlu I - Xho I サイトにクローニングし、pMT(M)PGK を作製した。

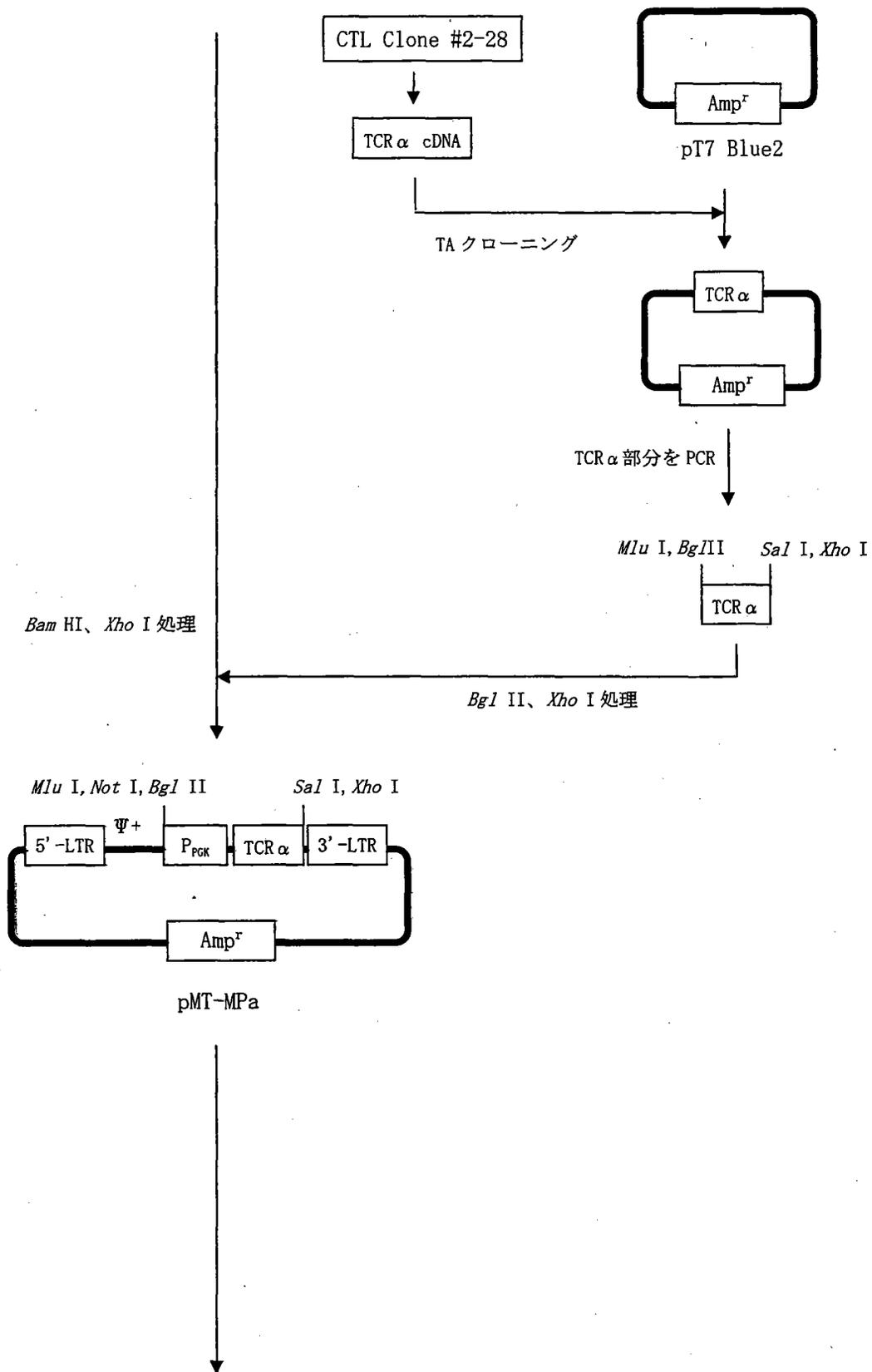
MAGE-A4 CTL Clone #2-28 より total RNA を抽出、RT-PCR により TCR $\alpha$  cDNA 及び TCR $\beta$  cDNA のコード域を増幅しそれぞれ pT7Blue2 ベクターに TA クローニングした。

TCR $\alpha$  のクローンプラスミドを鋳型に、制限酵素 Mlu I と Bgl II の認識配列が付加された 5' 用プライマーと制限酵素 Xho I と Sal I の認識配列が付加された 3' 用プライマーを用いて PCR を行い、Bgl II と Xho I で切断、pMT(M)PGK の Bam HI - Xho I サイトにクローニングし、pMT-MPa を作製した。

同様に、TCR $\beta$  のクローンプラスミドを鋳型に、制限酵素 Mlu I と Sal I の認識配列が付加された 5' 用プライマーと制限酵素 Bam HI の認識配列が付加された 3' 用プライマーを用いて PCR を行い、制限酵素 Mlu I と Bam HI で切断して pMT-MPa の Mlu I - Bgl II サイトにクローニングし、pMT-bPa を作製した。

最後に pMT-bPa を Sal I で切断して「TCR $\beta$  鎖 cDNA のコード域、マウス P<sub>PCk</sub> 及び TCR $\alpha$  鎖 cDNA のコード域」を切り出し、pMS の Xho I サイトにクローニング、pMS-bPa を得た。





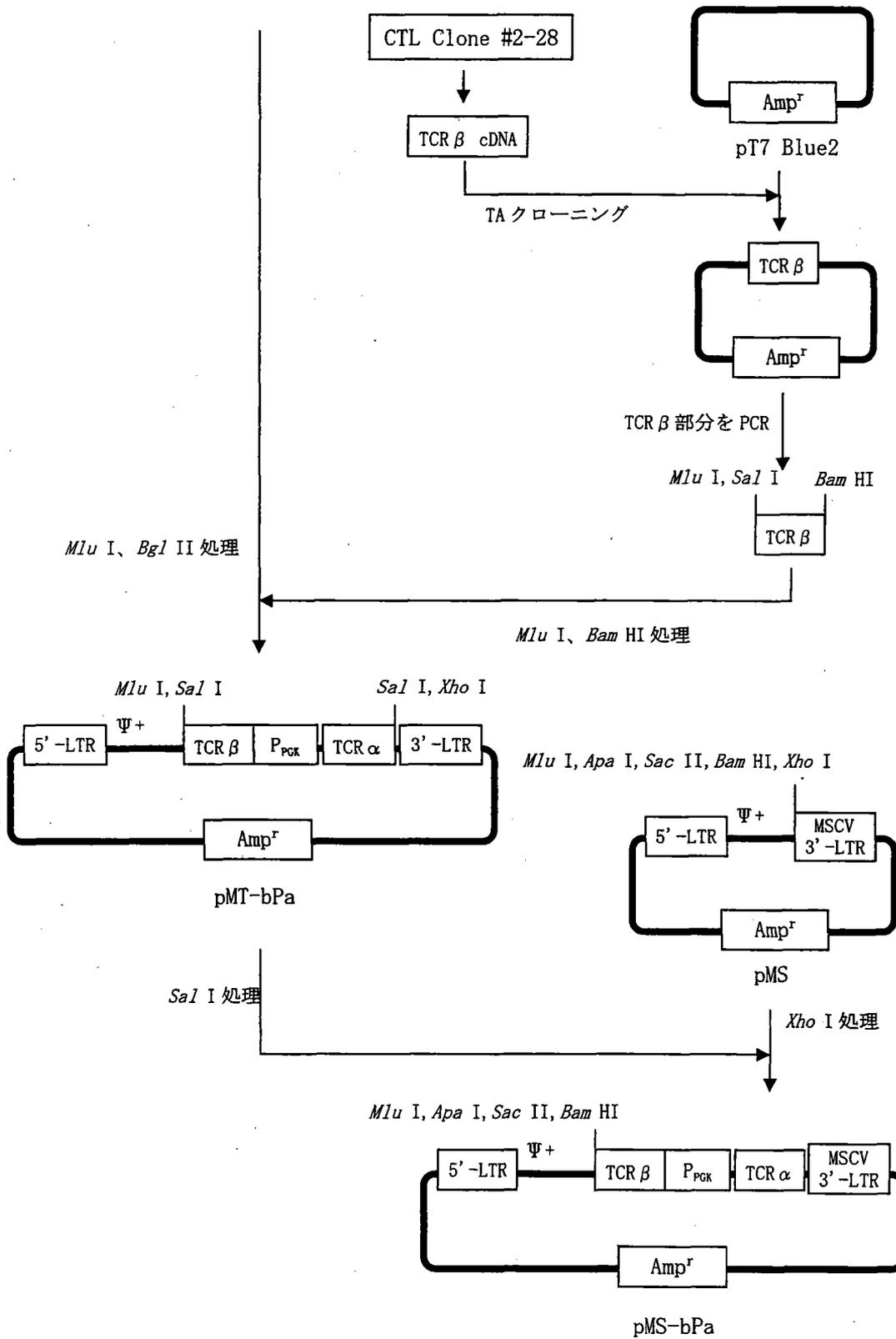


図 6 pMS-bPa の構築手順

#### VI. 5. 2. 2 パッケージング細胞株の構築

ウイルスプラスミドベクターpMS-bPa は、ウイルス粒子形成に必須な遺伝子である gag、pol、env を欠いているため、この DNA を通常の細胞に導入してもウイルス粒子を産生することはない。したがって、ウイルス粒子の産生にはパッケージング細胞が必要となる。本臨床研究において使用するパッケージング細胞株は、PG13 (ATCC CRL-10686) (46) で、パッケージングに必要なウイルス遺伝子を 2 種類のプラスミド (1 つは gag と pol、もう 1 つは env 遺伝子) で別々に導入した細胞株である。古い世代のパッケージング細胞株と比較して、このアプローチは RCR 出現のリスクは極めて少ないことが知られている。

以下に、文献 (46, 52) をもとにパッケージング細胞株 PG13 の構築手順を示す。

- 1) MoMLV の gag 遺伝子、pol 遺伝子及び選択マーカーの gpt 遺伝子配列を持ち、かつ $\Psi$ パッケージングシグナル及び 3' -LTR を欠失しており、truncated 5' -LTR プロモーターを持つプラスミド pLGPS、及び単純ヘルペスウイルス 1 型-チミジンキナーゼ遺伝子がクローニングされた pBR322 プラスミドを、マウス繊維芽細胞株 NIH 3T3 TK に共にトランスフェクションし、HAT 培地 (Hypoxanthine、Amethopterin、Thymidine) で遺伝子導入細胞を選択した。
- 2) 選択した細胞株に、Gibbon ape leukemia virus (GaLV) 由来の env 遺伝子を持ち、かつ $\Psi$ パッケージングシグナルと 3' -LTR を持たないプラスミド pMOV-GaLV Seato env 及び変異型 Dihydrofolate reductase 遺伝子を持つプラスミド pFR400 を共にトランスフェクションし、Methotrexate で env 遺伝子導入細胞を選択した。使用した全てのプラスミドは、 $\Psi$ パッケージングシグナルと 3' -LTR を持たないため、この方法により、ウイルス由来の gag、pol、env は発現するが RCR を産生しないパッケージング細胞株 PG13 を樹立した。

#### VI. 5. 2. 3 ウイルス産生細胞株の構築

gag-pol 遺伝子発現プラスミドである pGP、エコトロピック env 遺伝子発現プラスミドである pE-eco 及びウイルスプラスミドベクターpMS-bPa を 293T 細胞にコトランスフェクトした。培養上清中には、マウス由来のパッケージング細胞である PG13 に効率よく感染するエコトロピックレトロウイルスベクターMS-bPa が一過性に産生される。この培養上清を PG13 細胞に感染させ、限界希釈法により細胞をクローニングした。こうして得られたクローンから産生されるレトロウイルスベクターMS-bPa の力価をリアルタイム RT-PCR により測定し、高力価なアンフォトロピックウイルスを産生するクローン MS-bPa #20 を得た。これをマスターセルバンク (MCB) 用シードセルとして樹立し、これを培養して MCB を作製した。

#### VI. 5. 2. 4 レトロウイルスベクターMS-bPa の製造

本臨床研究において使用するレトロウイルスベクターMS-bPa は、ウイルス産生細胞株の MCB を培養し、その上清中にウイルス粒子の状態が存在する。

製造は全て管理された製造エリアにて医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準 (Good Manufacturing Practice : GMP) 遵守下で行われる。

#### VI. 5. 3 ウイルスベクターの構造

レトロウイルスベクターMS-bPa のゲノム構造の概略を図 7 に示す。また、全塩基配列を参考資料 1 「レトロウイルスベクターMS-bPa の全塩基配列」に示す。レトロウイルスベクターMS-bPa はパッケージングシグナルとして $\Psi^+$ を有し、gag、pol、env をコードする配列を持たない。

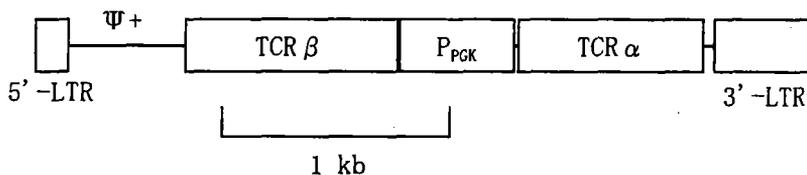


図 7 MS-bPa ベクターのゲノム構造概略

5'-LTR 及び 3'-LTR の R 領域は MoMLV 由来、3'-LTR の U3 領域は MSCV 由来である。

#### VI. 5. 4 ウイルスベクターの生物学的特徴

パッケージング細胞株 PG13 は、GalV のエンベロープ蛋白を持つレトロウイルスベクターを製造するためのパッケージング細胞株で、この細胞により産生されるレトロウイルスベクターはラット、サル、ヒト等を含む多くの種の哺乳類細胞に感染しうる。レトロウイルスは増殖中の細胞にのみ感染するので、遺伝子導入に先立って標的細胞を組換えヒトインターロイキン 2 (rhIL-2) と OKT3 で刺激する。これにより高い遺伝子導入効率が期待できる。また、レトロウイルスベクターMS-bPa は増殖能を欠いているので、遺伝子導入した末梢血 T リンパ球内でウイルス粒子を形成することはない。したがって、RCR が出現しない限り周囲の細胞に感染することはない。

「VI. 4. 3 レトロウイルスベクターの選択根拠」の項で述べたように、レトロウイルスベクターを用いた場合、他のベクターに比べてより効率よく遺伝子を導入し、細胞染色体に組み込むことが可能である。

## VII. 安全性についての評価（ウイルスベクター、遺伝子産物、細胞及びペプチド）

### VII. 1 遺伝子導入方法の安全性

#### VII. 1. 1 遺伝子導入に用いるウイルスベクターの純度

本臨床研究に用いるレトロウイルスベクターMS-bPa は、パッケージング細胞 PG13 を用いて樹立したウイルス産生細胞 MS-bPa #20 から産生される。レトロウイルスベクターMS-bPa を安定かつ安全に供給するために、ウイルス産生細胞にはセルバンクシステムを使用する。MCB の作製・保存及びレトロウイルスベクターMS-bPa の製造は GMP 管理下で行う。組成と品質の確認された培地及び試薬を使用し、特にウシ胎児血清はウシ海綿状脳症非発生国産のものを使用する。

##### VII. 1. 1. 1 MCB の作製法

MCB の作製フローを図 8 に示す。ウイルス産生細胞 MS-bPa #20 の初代細胞ストックより、Primary Seed Bank が作製された。GMP 製造施設の管理区域にて 1 バイアルの Primary Seed Bank が拡大培養され、最終的に 114 バイアルのウイルス産生細胞 MCB が GMP 遵守下で作製された。MCB の作製においては組成と品質が確認された培地及び試薬が使用された。なお、作製に使用する培地及び試薬等を含めた詳細な製造工程、培養条件及び保存条件等を参考資料 2 「マスターセルバンクの作製方法」に記載する。

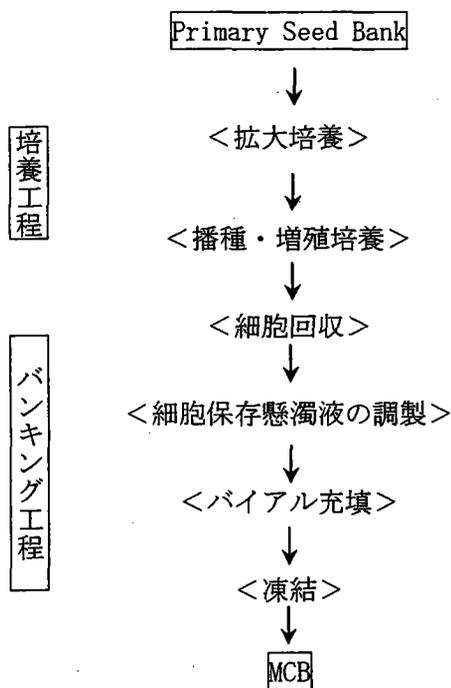


図 8 MCB の作製フロー

作製された MCB に関しては、以下の品質試験が行われた（参考資料 3「マスターセルバンク試験成績書」参照）。なお、品質試験方法の概要は、参考資料 4「マスターセルバンクの品質試験」に示す。

1. マイコプラズマ否定試験（培養法、DNA 染色法）
2. in vivo ウイルス試験
3. in vitro ウイルス試験
4. RCR 試験（細胞）（293 細胞で増幅後、PG-4 S+L-アッセイ）
5. RCR 試験（上清）（293 細胞で増幅後、PG-4 S+L-アッセイ）
6. XC プラークアッセイ
7. マウス抗体産生試験（MAP 試験）
8. 無菌試験（日本薬局方）
9. ウシウイルス試験
10. ヒトウイルス試験
11. アイソザイム分析による細胞の由来動物種同定
12. 組み込まれたベクター遺伝子の組み込み数試験
13. 導入遺伝子配列解析
14. 細胞生存率試験（トリパンブルー）
15. 産生ウイルスの力価試験
16. 導入遺伝子の機能確認

#### VII. 1. 1. 2 レトロウイルスベクターMS-bPa の製造方法

レトロウイルスベクターMS-bPa の製造フローを図 9 に示す。レトロウイルスベクターMS-bPa の製造は、4 バイアルの MCB を用いて行う。MCB の細胞を解凍後、培養を開始し、拡大培養により 5 個の大量静置培養用容器まで増殖させる。大量静置培養用容器において培養細胞が接着面いっぱいに広がった状態に達した後、培地を交換し生産培養を経て培養上清液を回収する。回収した培養上清は、保管、精製することなく引き続きレトロウイルスベクター製造工程に用いる。0.22  $\mu\text{m}$  の濾過フィルターによる無菌濾過を経て培養上清液を回収した後、ウイルスベクターとして凍結保存バッグに小分け分注を行い、使用時まで凍結保存する。

製造に使用する培地及び試薬等を含めた詳細な製造工程、培養条件及び保存条件等を参考資料 5「レトロウイルスベクターMS-bPa の製造方法」に記載する。製造は、三重大学医学部の研究者が製造管理責任者となり、全てタカラバイオ社の管理された製造エリア（参考資料 6「製造施設（位置・構造設備）」）にて GMP 遵守下で行われる。また、タカラバイオ社の製造施設から三重大学医学部内細胞調製施設へのウイルスベクターの輸送は、凍結・ドライアイス詰で、輸送中の温度変化をモニター・記録して行う。

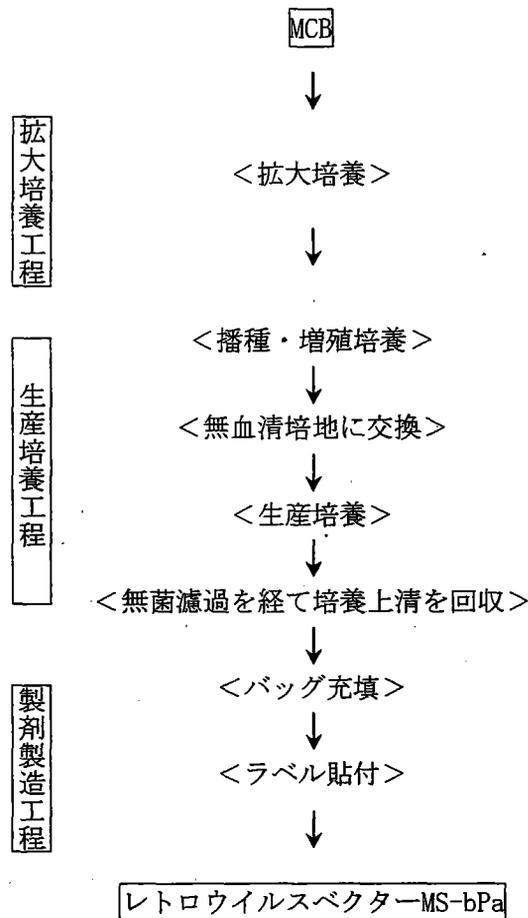


図9 レトロウイルスベクターMS-bPaの製造フロー

レトロウイルスベクターMS-bPa に関しては、以下の品質試験を行う（1ロットの結果を参考資料7「レトロウイルスベクター試験成績書」に示す）。なお、品質試験方法の概略は、参考資料8「レトロウイルスベクターMS-bPaの品質試験」に示す。

1. マイコプラズマ否定試験（培養法）
2. in vivo ウイルス試験
3. in vitro ウイルス試験
4. RCR 試験（293細胞で増幅後、PG-4 S+L-アッセイ）
5. 無菌試験（日本薬局方）
6. エンドトキシン試験（日本薬局方）
7. 導入遺伝子配列解析
8. 産生ウイルスの力価試験
9. 導入遺伝子の機能確認

## Ⅶ. 1. 2 患者に投与する物質の純度及びその安全性

患者に投与されるのはレトロウイルスベクターMS-bPa により TCR $\alpha$  鎖及び $\beta$  鎖遺伝子を導入した患者由来 T リンパ球であるため、その安全性については「Ⅶ. 3. 4 被験者に投与する細胞の安全性」に記載する。なお、この細胞は、RPMI1640 培地とヒト血清アルブミン (HSA) 含細胞凍害保護液 (CP-1) とが 1:1 の割合で混合された溶液の懸濁液として投与される（「Ⅶ. 3. 1 遺伝子導入細胞の調製方法」参照）。HSA は承認された医薬品製剤を使用する。RPMI1640 及び CP-1 は研究用試薬である。本邦では 15 年来の末梢血幹細胞採取・保存・解凍投与の臨床経験例において、CP-1 と RPMI1640 による凍結保存法が用いられて、人に投与されている。また、内外の骨髄移植の臨床経験では、ヘパリン剤希釈液として RPMI1640 を採取骨髄に添加後に投与する方法が広く行われてきたが、何れの使用においても CP-1 又は RPMI1640 に起因する重篤な有害事象の報告はみられない。

また、遺伝子導入細胞の投与後に、MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチドが不完全フロイントアジュバントとの懸濁液として皮下投与される。このペプチドの純度は逆相 HPLC による解析により 98.3% であり、エンドトキシン試験や無菌試験などにより品質が確認されている（「Ⅶ. 4 ペプチドの安全性」参照）。不完全フロイントアジュバントは医薬品として承認されているものではないが、本臨床研究に用いる MONTANIDE™ ISA 51 は、SEPPIC 社 (75, quai d'Orsay 75321 Paris cedex 07 FRANCE) が人への投与を目的として GMP 製造し、販売しているものである。SEPPIC 社の資料 (参考資料 9-1 及び 2) によると、これまでに AIDS や悪性腫瘍のワクチンの臨床試験において、4,000 人以上の患者に約 40,000 回の投与がなされており、副作用は多くの場合投与部位の発赤等の一過性の局所反応のみであることが示されている。また、その他の副作用としては、一過性のインフルエンザ様の全身症状が時に観察されている。以上より MONTANIDE™ ISA 51 は安全に人へ投与されるものであると考えられている (参考資料 9-1)。

## Ⅶ. 1. 3 増殖性ウイルス出現の可能性

### Ⅶ. 1. 3. 1 レトロウイルスベクターの安全性

本臨床研究で使用するレトロウイルスベクターMS-bPa のゲノムは MoMLV 由来の gag、pol、env をコードする遺伝子を完全に欠如している。また、一過性にエコトロピックウイルスベクターMS-bPa を産生させた 293T 細胞、及びパッケージング細胞株 PG13 において、gag、pol をコードする DNA 断片と env をコードする DNA 断片とが異なったプラスミド上あるいは染色体上の異なった位置に挿入されているので、RCR の出現する可能性は極めて低いと考えられる。レトロウイルスベクターMS-bPa の試験項目に RCR 試験が含まれており、RCR 陰性のレトロウイルスベクターだけを臨床使用する。また、治療後には患者末梢血中の RCR を測定する。

### VII. 1. 3. 2 パッケージング細胞の安全性

パッケージング細胞は一般に、ウイルス粒子を構成する蛋白の遺伝子を有さない増殖能欠損型レトロウイルスベクターを産生するために使用される。組換えレトロウイルスベクターを作製するために、パッケージングプラスミド（ウイルス蛋白をコードする gag、pol、env 遺伝子を含む）をあらかじめ組み込んだパッケージング細胞が作られている。この細胞に遺伝子治療用レトロウイルスベクターのゲノム配列を含む DNA を導入したプロデューサー細胞を樹立することにより、高力価のレトロウイルスベクターを大量に調製することが可能になった(53)。図 10 にその概念図を示す。

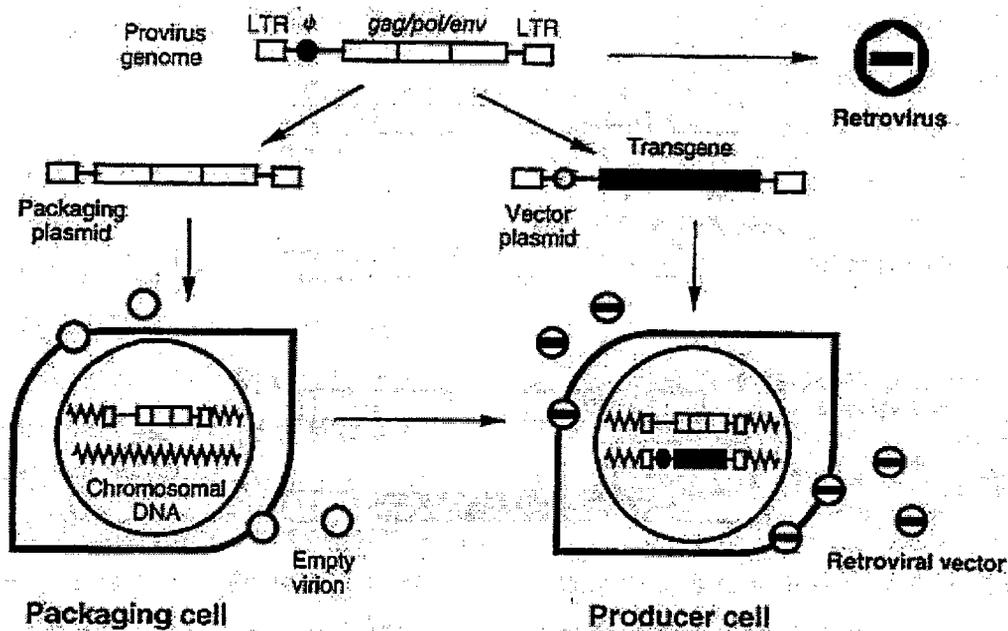


図 10 レトロウイルスベクターの産生 (引用文献 53 より転載)

ウイルスプラスミドベクター pMS-bPa は、ウイルス粒子形成に必要な遺伝子である gag、pol、env を欠いているため、このプラスミドを通常の細胞に導入しただけではウイルス粒子を産生することはない。さらに、レトロウイルスベクター MS-bPa を作製する際に使用されるパッケージング細胞 PG13 は、パッケージングに必要なウイルス遺伝子を 2 個の DNA 断片として別々に導入した第 3 世代のパッケージング細胞株なので、予期せぬ遺伝子組換えにより増殖可能な野生型レトロウイルスを産生する可能性は、第 1 世代及び第 2 世代パッケージング細胞株と比較して極めて低い。したがって、ウイルスプラスミドベクター pMS-bPa とパッケージング細胞株 PG13 の組み合わせにより作製されたウイルス産生細胞株を使用したレトロウイルスベクター MS-bPa を製造する過程において、RCR が出現する可能性は極めて低いと考えられる。

表 1 に各世代のパッケージング細胞の特徴を、図 11 に各世代のパッケージング細胞と対応するレトロウイルスベクターの構造を記載する(53)。

表1 各世代のパッケージング細胞の特徴

	パッケージングプラスミドの構造	RCR 出現の機構
<p>第1世代パッケージング細胞</p> <p>(パッケージング細胞に使われているパッケージングプラスミドとレトロウイルスベクターの構造 : 図 11 中の A)</p>	<p>パッケージングシグナルだけを除いたもの。効率よくベクターを作るために、ベクタープラスミド側に gag 遺伝子の一部を残しておく必要がある。</p>	<p>パッケージング配列とベクター配列に共通する gag 部分で相同組換えが起こると RCR が出現する。</p>
<p>第2世代パッケージング細胞</p> <p>(パッケージング細胞に使われているパッケージングプラスミドとレトロウイルスベクターの構造 : 図 11 中の B)</p>	<p>パッケージングシグナルを除去し、さらに 3' -LTR を polyA 付加シグナルで置換したもの。</p>	<p>RCR が出現するためには、gag 部分と 3' -LTR 部分の 2 カ所で同時に相同組換えがおこる必要があり、その可能性は非常に低いと考えられている。</p>
<p>第3世代パッケージング細胞</p> <p>(パッケージング細胞に使われているパッケージングプラスミドとレトロウイルスベクターの構造 : 図 11 中の C)</p>	<p>パッケージングシグナルを除去して 3' -LTR を polyA 付加シグナルで置換し、さらにウイルス蛋白のコーディング領域を gag-pol と env の 2 種類に分割して発現させるようにしたもの。</p>	<p>RCR が出現するためには、gag 部分と pol 部分と 3' -LTR 部分の 3 回の相同組換えが同時に起こる必要があり、その可能性は極めて低いと考えられている。</p>

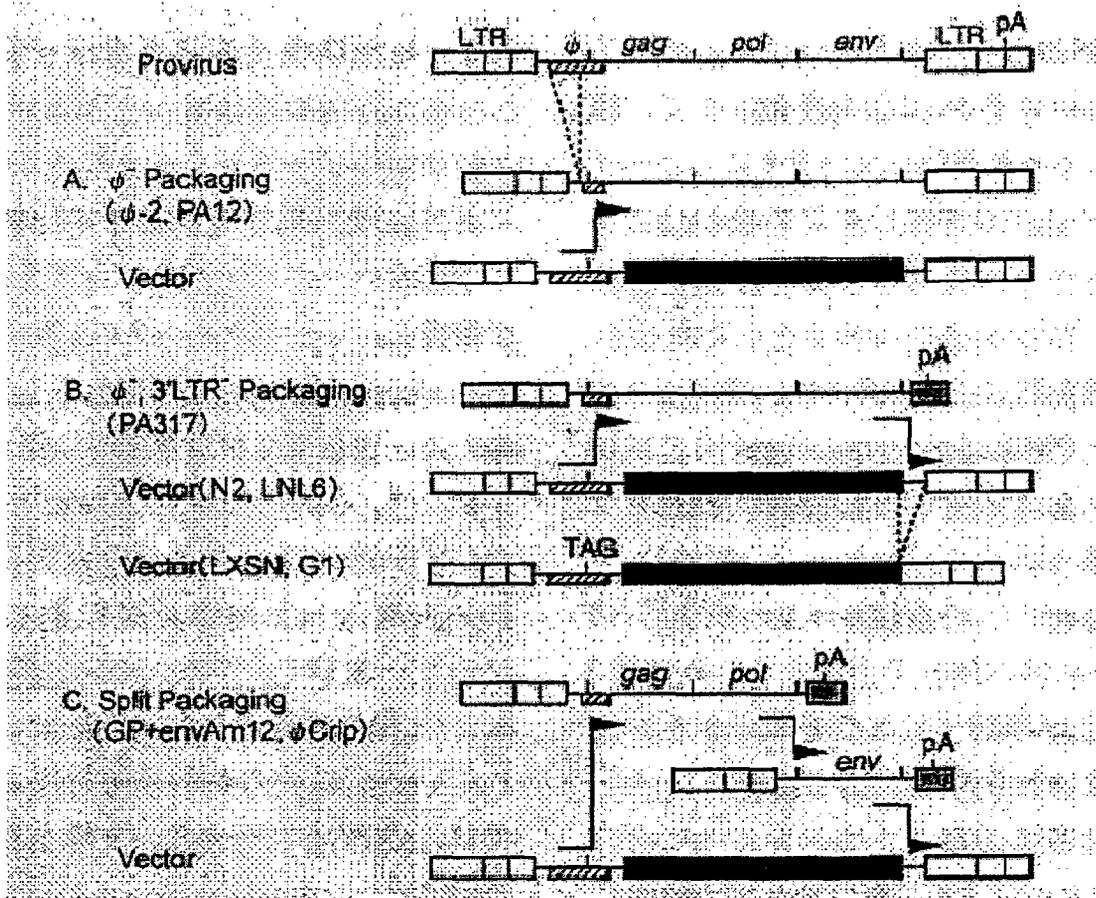


図 11 パッケージング細胞に使われているパッケージングプラスミドとレトロウイルスベクターの構造 (引用文献 53 より転載)

続いて図 12 に、パッケージング細胞株 PG13 を作製するために用いた 2 種のプラスミド、pLGPS と pMOV-GaLV Seato env の構造を示す。

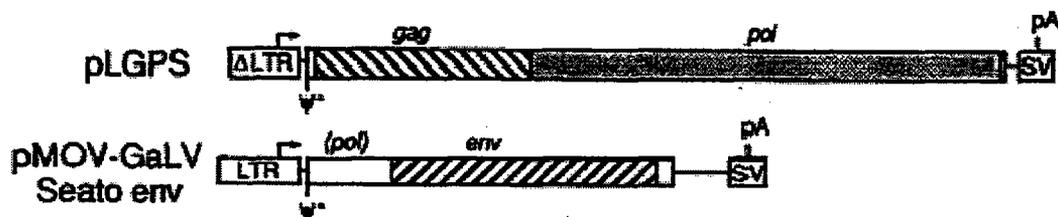


図 12 パッケージング細胞構築用プラスミド pLGPS 及び pMOV-GaLV Seato env の構造 (引用文献 46 より転載)

pLGPS と pMOV-GaLV Seato env は、どちらも $\Psi$ パッケージングシグナルと 3'-LTR を欠失しているため、PG13 細胞が内在性のパッケージングシグナルと 3'-LTR を持つことはなく、gag-pol 遺伝子や env 遺伝子がウイルス粒子内にパッケージングされて細胞外に出ることはない。

以上のことから、パッケージング細胞株 PG13 を用いて作製したレトロウイルスベクターが RCR を含む可能性は極めて低く安全であると考えられる。

PG13 と同じ第 3 世代のアンフォトロピック系パッケージング細胞株 GP+envAm12 を用いて産生したレトロウイルスベクター中に RCR を検出したことが 1996 年に Chong ら (54) により初めて報告された。RCR 出現の頻度を測定することは困難であるが、過去 4 年間、GP+envAm12 細胞を用いてウイルス産生細胞株を樹立し、60 以上のウイルスについて RCR チェックを試みたが検出されなかったため、極めて低い頻度と考察されている (54)。なお、PG13 を用いてレトロウイルスベクターを作製する過程で RCR が出現したという報告はない。

#### VII. 1.4 遺伝子導入に用いるウイルスベクターの細胞傷害性

レトロウイルスベクターによる遺伝子導入過程において、細胞を傷害することはないと考えられている。一方、細胞染色体上の遺伝子導入位置によっては細胞の生存・増殖に必要な遺伝子の発現が抑制され、細胞が死に至ることがありうる。しかしながら、このような細胞の割合は少ないと考えられる。なお、レトロウイルスベクターを用いた遺伝子治療において細胞傷害性は報告されていない。

#### VII. 1.5 体内の標的細胞以外の細胞への遺伝子導入の可能性

本臨床研究では、標的細胞としての患者 T リンパ球に *ex vivo* (生体外) で TCR $\alpha$  鎖及び  $\beta$  鎖遺伝子を導入し、拡大培養や細胞洗浄等の工程を経た後に患者に投与する。使用した

レトロウイルスベクターMS-bPaはこの過程でほぼ完全に除去され、また、レトロウイルスは比較的不安定なウイルスなので、細胞培養中に大部分は不活化されると考えられる。また、マウス細胞由来のパッケージング細胞株により生産されたレトロウイルスベクターはヒト血清中の補体により速やかに不活化される(55)ため、たとえレトロウイルスベクター粒子が患者体内に侵入しても、それが原因で患者体内において遺伝子導入が起こる可能性は低いと考えられる。

また、レトロウイルスベクターMS-bPaは増殖能を欠いているので、遺伝子導入した患者Tリンパ球内でウイルス粒子を形成することはなく、RCRが出現しない限り標的細胞以外の細胞に遺伝子導入が起きることはない。

#### Ⅶ.1.6 患者以外の人に遺伝子が導入される可能性

本臨床研究の細胞調製は、当該操作に十分な知識と経験を有する研究者のみが行う。一連の細胞調製操作時には、マスク、手袋、実験用衣服を着用し、レトロウイルスベクターの皮膚等への付着を防止する。このような配慮により、細胞調製作業者に遺伝子が導入される可能性は極めて低いと考えられる。

遺伝子導入操作はP2レベルの細胞調製施設において、可能な作業は閉鎖系で行い、開放系での作業は細胞調製施設内に設置されたクラスII安全キャビネット内で行う。また、レトロウイルスベクターを含む廃液の全ては高圧蒸気滅菌後に廃棄される。以上のようにしてレトロウイルスベクターMS-bPaの環境中への拡散及び環境中における予期しない遺伝子導入を防止する。

レトロウイルスベクターMS-bPaは増殖能欠損型なので、患者を介して患者以外の人に遺伝子導入が起こる可能性は、大量のRCRが患者体内に存在しない限り非常に低い。

#### Ⅶ.1.7 染色体内へ遺伝子が組み込まれる場合の問題点

レトロウイルスベクターは細胞染色体上のランダムな位置に組み込まれるので、その挿入位置によっては細胞の生存や増殖等の機能に影響を及ぼすことがある。細胞の生存や増殖に重要な遺伝子の近傍に挿入され、その遺伝子の発現が抑制された場合には細胞は死に至る可能性がある。ただし、このような細胞は遺伝子導入細胞のごく一部であると考えられるので、患者への影響は極めて小さい。一方、癌遺伝子の近傍に挿入され、レトロウイルスベクターのLTRが有するエンハンサー・プロモーター活性によりその遺伝子の発現量が増加した場合、及び、癌抑制遺伝子の近傍に挿入され、その遺伝子の発現量が減少した場合には、その細胞が異常増殖する可能性がある。

#### Ⅶ.1.8 癌原性の有無

レトロウイルスベクターの染色体への組み込みが細胞の増殖にとって正に働く場合には、上述のとおり異常増殖による癌化の問題が出現する。実際に、CD34陽性細胞を遺伝子導入

の標的細胞とした X 連鎖重症複合免疫不全症 (X-SCID) のフランスでの遺伝子治療において、合計 4 例の白血病発症が報告されている (56-58)。この白血病発症については、①免疫系が成熟していない幼少の患者が対象であること、②遺伝子導入の標的細胞が分化・増殖能が旺盛な造血幹細胞であること、③導入された治療遺伝子 (IL-2 受容体  $\gamma c$  鎖) が細胞増殖に直接関与する機能を有すること等、この遺伝子治療に特殊な事情が重なることにより遺伝子導入細胞の癌化が発生したことが示唆されている (59)。なお、同様に X-SCID に対し、レトロウイルスベクターにより IL-2 受容体  $\gamma c$  鎖遺伝子を CD34 陽性細胞に導入するイギリスでの遺伝子治療においても、10 例中 1 例に白血病が発症したことが 2007 年 12 月に報告された (60, 61)。また、CD34 陽性細胞を遺伝子導入の標的細胞とした慢性肉芽腫症 (CGD) のドイツでの遺伝子治療において、2 例中 2 例の骨髄異形成症候群 (MDS) の発症が報告されている (62, 63)。一方、CD34 陽性細胞を遺伝子導入の標的細胞としたアデノシンデアミナーゼ (ADA) 欠損症のイタリアでの遺伝子治療においては、10 例中 8 例で酵素補充療法の必要がなくなり、遺伝子治療の有効性が確認されるとともに、長期フォローアップにおいて癌化が見られなかったと報告されている (64)。このように、レトロウイルスベクターによる癌化の頻度は対象疾患、遺伝子導入の標的細胞、ベクターの種類等により大きく異なっており、本研究で行う分化した末梢リンパ球に対するレトロウイルスベクターによる遺伝子導入ではこれまで白血病化の報告はない (13, 37-40)。

本臨床研究では、遺伝子導入の標的細胞は分化を終えた成熟 T リンパ球であり、その癌化のリスクは造血幹細胞に比べて低いとの見解が、日米 EU 医薬品規制調和国際会議 (ICH) の遺伝子治療専門家グループから出されている (65)。実際に、過去に実施された T 細胞を遺伝子導入の標的細胞とした遺伝子治療において、遺伝子導入細胞の癌化は報告されていない (66)。また、イタリアのグループは、レトロウイルスベクターで遺伝子導入した T リンパ球を投与した 46 例のフォローアップ (最長 9 年間) において、遺伝子導入 T リンパ球のクローン増殖は認められなかったことを報告している (67)。

なお、本臨床研究では、遺伝子導入細胞の患者体内におけるクローン増殖を linear amplification-mediated PCR (LAM-PCR) によってモニタリングして、遺伝子導入細胞の異常増殖の有無を評価する。

## VII. 2 遺伝子産物の安全性

本臨床研究において、遺伝子導入の標的細胞は、PBMC を OKT3 により刺激増殖させた T 細胞である。これら T 細胞の大半は内在性に TCR  $\alpha$  鎖及び  $\beta$  鎖を発現している。導入遺伝子の産物は、可変領域の配列に違いがあるものの、もともと発現している TCR と同類の蛋白である。したがって、導入遺伝子が発現することにより標的細胞が獲得する性質は、異なる抗原特異性だけであると考えられる。

メラノーマ抗原である gp100 に対する T 細胞クローンを用いた 2 件の臨床試験 (68, 69) において、*ex vivo* で培養、増殖させた約  $10^{10}$  個の細胞が投与された。1 件は T 細胞と IL-2

を併用するものであり、T細胞を単独投与した場合には治療に関連する重大な有害事象が発生せず、IL-2を併用した場合にはIL-2による毒性以外は認められなかった。一方、もう1件は化学療法の後、T細胞とIL-2を併用するものであり、血液学的又はそれ以外の毒性（血圧低下、吐き気など）が見られたが、これらは併用した化学療法剤又はIL-2を単独で使用した場合にも見られるものであった。このことから、特定のTCR可変領域を持つT細胞の大量投与による安全上の問題は小さいと考えられる。

前述したとおり、本臨床研究における遺伝子導入の標的細胞の大半はTCR $\alpha$ 鎖及び $\beta$ 鎖を発現している。ここに新たにMAGE-A4に対するTCR遺伝子を導入するので、遺伝子導入細胞において2種類の配列の $\alpha$ 鎖及び $\beta$ 鎖が発現する。このため、下記のいずれかのメカニズムにより、理論的には自己免疫疾患を発症する可能性が指摘されている(70)。

1. 導入したTCR鎖と内在性のTCR鎖が予測不可能な抗原特異性を持つ混合TCR2量体を形成する。この場合、内在性TCRの配列によっては、自己抗原に対する混合TCRを形成する可能性が否定できないが、特定の自己抗原を認識する遺伝子導入T細胞の存在割合は非常に少ないので、正常細胞への影響は小さいと考えられる。
2. 自己抗原に特異的なTCRを有する無応答T細胞が、導入されたTCRからの刺激によって活性化され、自己の正常細胞を攻撃する。この場合、TCR $\alpha$ 鎖の対立遺伝子排除が完全ではないために、正常なT細胞の中にも2種類のTCRを発現しているものがあるが、これが自己免疫疾患に関与しているとの証拠はほとんどない。従って、このようなことを生じる可能性は小さいと考えられる。
3. 導入TCR分子が認識する腫瘍抗原ペプチドとHLA分子複合体の立体構造が、自己抗原ペプチドと患者のHLAアレル（対立遺伝子）との複合体の立体構造に酷似する場合、導入TCR分子が自己抗原と交差反応して正常細胞を認識することにより、遺伝子導入リンパ球が自己の細胞を攻撃する可能性がある。この可能性は、論理的には指摘されているが、頻度や危険性については今後の検討・確認が必要である。

メラノーマ抗原であるMART-1に対するTCR遺伝子を自己リンパ球に導入し、転移性悪性黒色腫患者に移入するという臨床試験において、遺伝子導入細胞による毒性は認められなかった(13)。このことから、TCR遺伝子を導入したT細胞が自己免疫疾患を引き起こす可能性は否定できないものの、臨床における安全性は確保されていると考えられる。

## Ⅶ.3 細胞の安全性

### Ⅶ.3.1 遺伝子導入細胞の調製方法

以下に示す細胞培養にかかわる全ての操作は三重大学医学部内に設置されたP2レベルの細胞調製施設内で行われる。また、細胞調製操作時には、品質が確認された試薬、培地類を使用し、クラスⅡ安全キャビネット内で、又は可能な工程については閉鎖系で細胞を取り扱うことにより、他の患者由来の細胞や外来微生物の混入を防止する。

レトロウイルスベクターMS-bPa を用いた遺伝子導入 T リンパ球調製工程について、細胞培養における操作概要を表 2 に、操作手順の概略図を図 13 にそれぞれ示す。

表 2 細胞培養における操作概要

日	操作内容
第 0 日	リンパ球刺激工程
第 2 日	ウイルス結合バッグ調製工程
第 3 日	遺伝子導入工程 (1 回目)
第 4 日	遺伝子導入工程 (2 回目)
第 7~9 日	最終産物調製工程

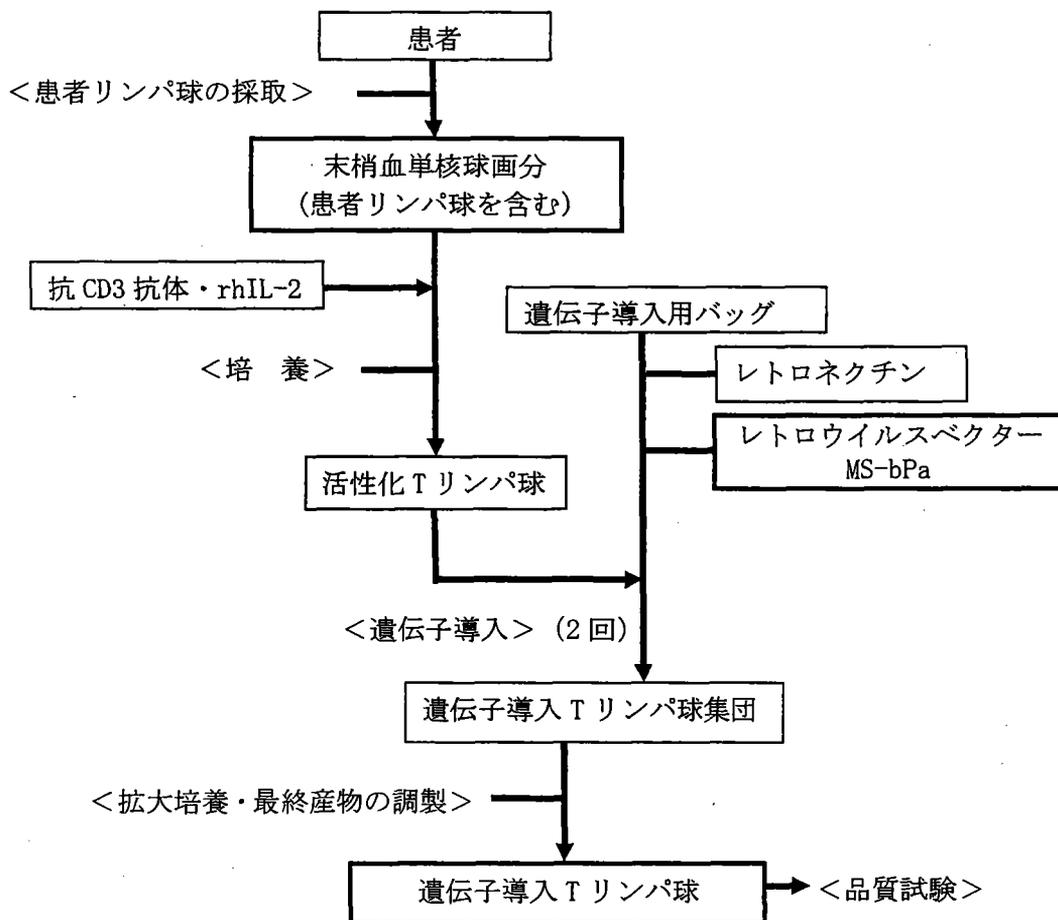


図 13 遺伝子導入細胞調製工程の概略

レトロウイルスベクターMS-bPaを用いた遺伝子導入Tリンパ球調製は、以下に示す標準操作法に従い調製される。

第0日：患者投与に必要な遺伝子導入細胞数 ( $2 \times 10^8$  個、 $1 \times 10^9$  個、又は  $5 \times 10^9$  個) から、培養ユニットを決定し、培養ユニットに応じた以下の個数を満たす患者リンパ球を採取し、遺伝子導入細胞の調製に使用する。

培養ユニット数	1	2~4
患者投与に必要な遺伝子導入細胞数 (個)	$2 \times 10^8$ 個又は $1 \times 10^9$ 個	$5 \times 10^9$ 個

患者からのリンパ球と血漿の採取は、三重大学医学部附属病院輸血部において、血液成分分離装置 COBE SPECTRA (GAMBRO BCT 社) を用いて実施する。

採取された患者リンパ球を細胞調製施設内に持ち込み、セルプロセッサを用いて患者リンパ球の濃縮と PBS/11.8% ACD-A 溶液による洗浄を行った後、生細胞数及び細胞生存率を測定する。抗 CD3 抗体 (30 ng/mL) を添加した培養用培地 [基本培地 GT-T503, 600 IU/mL rhIL-2, 1%非働化患者血漿, 0.2% HSA 及び  $2.5 \mu\text{g/mL}$  アムホテリシンB含有。] に患者リンパ球を  $1(\pm 0.1) \times 10^6$  個/mL となるように懸濁し、ガス透過性培養用バッグを使用し、 $37^\circ\text{C}$ 、5%  $\text{CO}_2$  インキュベーター内にて培養を開始する。

遺伝子導入用バッグにレトロネクチン CH-296 ( $20 \mu\text{g/mL}$ ) を添加して薬用保冷庫にて保存する。

基本培地 GT-T503 の組成及びレトロネクチン CH-296 の試験成績書を参考資料 10-1 及び 10-2 に示す。

第2日：レトロネクチン CH-296 を添加した遺伝子導入用バッグを PBS で洗浄した後に、レトロウイルスベクターMS-bPa を添加 ( $30 \text{ mL/バッグ}$ ) する。 $2,000 \times g$ 、 $32^\circ\text{C}$ 、2 時間遠心した後に、MS-bPa を除き 1.5% HSA/PBS で洗浄した後に、同液を保存液として添加し薬用保冷庫にて保存する。

第3日：第0日から培養した活性化 T リンパ球の生細胞数及び細胞生存率を測定し、遠心分離機にて  $500 \times g$ 、 $32 \pm 3^\circ\text{C}$  で 20 分間遠心し、細胞を濃縮・回収する。レトロウイルスベクターMS-bPa 結合バッグの保存液を捨てる。ここに活性化 T リンパ球懸濁液を添加し、 $1,000 \times g$ 、 $32 \pm 3^\circ\text{C}$  で 10 分間遠心する。遺伝子導入操作後、4 時間、5%  $\text{CO}_2$  インキュベーターで培養した後、細胞を回収し、新鮮な培養用培地にて  $1(\pm 0.1) \times 10^6$  個/mL となるように懸濁し、ガス透過性培養用バッグを使用し、 $37^\circ\text{C}$ 、5%  $\text{CO}_2$  インキュベーター内にて培養を開始する。

第4日：第3日と同様の遺伝子導入操作を行う。遺伝子導入操作後の細胞濃度は  $0.5(\pm 0.05)$

×10<sup>6</sup>個/mLにて培養する。

第7～9日：セルプロセッサを用いて細胞の洗浄と濃縮をHSA含RPMI1640で行い、1.6～10×10<sup>7</sup>細胞/mLとなるようにRPMI1640に懸濁する。その後、HSA含CP-1と1:1の割合で混合する。HSA含CP-1と混合した遺伝子導入Tリンパ球は、投与に必要な細胞数に相当する液量を凍結保存専用バッグに充填した後に温度管理されたディープフリーザー（-80℃）にて凍結し使用時まで保存する。また、同懸濁液の一部を凍結保存後の細胞生存率試験用に凍結保存用バイアルに分注し同様に凍結保存する。

RPMI1640及びCP-1の組成を参考資料10-3及び10-4に示す。

投与前：凍結保存後の細胞生存率試験として、凍結保存バイアルをディープフリーザー（-80℃）より取り出し、37℃温浴にて急速に解凍した後、遺伝子導入Tリンパ球生存率を測定する。また、輸注用細胞と同時に搬送した凍結保存バイアルを用い実施施設にて凍結保存細胞の生存率を測定する。

投与日：凍結保存バッグにて保存された遺伝子導入Tリンパ球を投与直前に37℃温浴にて急速に解凍し、投与する。

### VII. 3.2 培養細胞の純度

遺伝子導入される細胞は、OKT3により活性化され増殖期にある患者自己由来のTリンパ球である。健常人末梢血リンパ球を用いた細胞調製では、遺伝子導入後の細胞中の遺伝子導入細胞の比率は20%程度であり（参考資料11「遺伝子導入細胞試験成績書」参照）、Tリンパ球が95%以上を占め、若干のBリンパ球が含まれていた（参考資料12「遺伝子導入調製細胞構成」参照）。患者に投与される細胞中にも、遺伝子導入されていないTリンパ球やその他の細胞が混在すると予測されるが、もともと患者末梢血中にあった細胞であり問題ないと考えられる。また、仮にTリンパ球以外に遺伝子導入された場合には、発現したTCR分子は受容体としての機能を発揮しないと考えられることから、生体への影響が発生する可能性は低いと考えられる。

遺伝子導入により、導入遺伝子の本来の機能とは関係なく移入細胞の腫瘍化を誘導する確率が一定程度に存在すると考えられる。ただし造血幹細胞以外の細胞に遺伝子導入された場合には、血液系細胞はいずれもその生理的寿命が限られていることから腫瘍が発生する確率は極めて低いと考えられる。なお、造血幹細胞の混入については、①培養開始時点の患者末梢血リンパ球中の造血幹細胞の比率は極めて低いこと（通常0.1%以下）、②Tリンパ球を活性化させる今回の培養条件ではレトロウイルス感染時に造血幹細胞が分裂増殖している可能性が極めて低いこと、③造血幹細胞の増殖に必要なサイトカイン等を含まない条件で増殖培養されることを総合すると、遺伝子導入された造血幹細胞が混入する可能性は極めて低いと考えられる。実際に、健常人末梢血リンパ球を用いた細胞調製では、遺伝子導入後の細胞中のCD34陽性細胞の比率は0.1%未満（検出限界以下）であった（参考資料

12「遺伝子導入調製細胞構成」参照)。一方、レトロウイルスベクターでの遺伝子導入により白血病発症が認められた、CD34 陽性細胞を遺伝子導入の標的細胞としたフランス及びイギリスの X-SCID 遺伝子治療では、抗 CD34 抗体を用いて純化した CD34 陽性細胞を用いて、FLT3 リガンド、IL-3 及び幹細胞因子等のサイトカインを加えた条件で培養されており（参考資料 13「FDA CBER CTGTAC, March 4, 2005. Table 1」参照）、今回の遺伝子導入細胞の培養条件とは大きく異なっている。ただし、万が一、造血幹細胞に遺伝子導入された場合には腫瘍発生のリスクを否定できないことから、投与後の遺伝子導入細胞のクローン増殖をモニタリングする予定である。

培養細胞間の相互汚染及び取違えを防ぐために、細胞調製施設内の同一の部屋で同時に複数バッチの細胞調製は行わない。また、微生物の汚染を防ぐために、全ての操作は P2 レベルの細胞調製施設内で行う。細胞やレトロウイルスベクター等が作業エリア内の空気に直接暴露される操作は清浄度クラス 100、クラス II の安全キャビネット内で行い、感染性微生物の混入を防ぐとともにレトロウイルスベクター MS-bPa の環境中への拡散を防止する。

また、細胞培養の際に使用する OKT3 の洗浄後の残留濃度は極めて微量であり、これらの刺激性物質が生体に及ぼす影響は限りなく少ない。

TCR 遺伝子導入リンパ球は、三重大学医学部内に設置した P2 レベルの細胞調製施設において調製され、以下「VII. 3. 4 被験者に投与する細胞の安全性」に記載の試験によって品質が担保される。

### VII. 3. 3 細胞の遺伝子型、表現型の安定性

遺伝子導入細胞調製にあたっては、患者リンパ球を OKT3 により刺激した後にレトロウイルスベクターを用いた遺伝子導入を行うとともに、*ex vivo* での培養を行う。

リンパ球と遺伝子導入細胞の遺伝子型の違いは、後者には TCR  $\alpha$  鎖及び  $\beta$  鎖の遺伝子が導入されていること、及び、レトロウイルスベクター MS-bPa のプロウイルス配列が染色体内のランダムな位置に挿入されていることである。本臨床研究で遺伝子導入する細胞は成人 PBL であり、挿入変異によって細胞の癌化が起きる可能性は大変低いと考えられるが完全には否定できないので、LAM-PCR によるモニタリングを行う予定である（「VII. 1. 8 癌原性の有無」参照）。

OKT3 で刺激することによって CD3 陽性細胞が活発に増殖し、その結果として CD3 陽性細胞の割合が増加する。また、一般にリンパ球を *ex vivo* で培養すると CD4 陽性細胞の割合が減少し、CD8 陽性細胞の割合が増加する。しかし、培養後の細胞集団を構成する個々の細胞のサブタイプは末梢血中に存在するものであり、これを患者に投与しても安全性に問題はないと考えられる。

2002 年のフランスの Sauce らによる報告では、リンパ球を含む PBMC を OKT3 や IL-2 を含む培地で *ex vivo* にて培養するとリンパ球表面の CD4/CD8 の比率は減少し、CD62L、CCR7、CD45RA、CD27、CD28 の発現も徐々に低下する。代わりに、CD45RO、CD25、CD154、CD40、CD80、

CD86、CD95、HLA-DR 等の発現は増大する。ただし、レトロウイルスベクターの感染によるリンパ球の表現型の変化は特に認められないことを報告している(71)。

ex vivo で培養したリンパ球や TCR 遺伝子を導入したリンパ球を用いた Rosenberg SA らの臨床研究では、移入 T 細胞の安全性に対する問題は報告されていない(9, 13, 72, 73)。さらに、レトロウイルスベクターにより TCR 遺伝子を導入した臨床試験では、6日から9日という比較的短期間の ex vivo 培養 T リンパ球の群において移入 T リンパ球が患者生体内で長期間観察されたことが報告されている(13)。本計画においても T リンパ球の培養期間はこれと同程度に抑えている。

#### VII. 3.4 被験者に投与する細胞の安全性

被験者に投与する細胞は、レトロウイルスベクターMS-bPa により TCR $\alpha$  鎖及び $\beta$  鎖遺伝子を導入した被験者個人由来の T リンパ球である。細胞調製の際に用いられる培地の成分、レトロウイルスベクターMS-bPa の成分、種々の試薬、抗体等に関しては、遺伝子導入細胞を凍結保存する前に RPMI1640 で十分に洗浄される。そのため被験者に投与される量は極めて少なく、これらが直接影響を及ぼすことはないと考えられるが、細胞調製終了後、培養上清又は凍結保存専用バッグに充填する前の細胞懸濁液を検体として採取し、以下の試験を行うことにより品質を担保する(品質試験方法の概要を参考資料 14「遺伝子導入リンパ球の品質試験」に、健常人リンパ球での試験調製での結果を参考資料 11「遺伝子導入細胞試験成績書」に示す)。全ての品質試験結果が得られて安全性が確認されるまで遺伝子導入細胞は凍結保存され、安全性が確認された後に使用される。

1. マイコプラズマ否定試験 (PCR 法)
2. RCR 試験 (RT-PCR 法)
3. 無菌試験 (日本薬局方)
4. エンドトキシン試験 (日本薬局方)
5. 細胞生存率試験 (トリパンプルー)
6. 細胞数試験
7. 遺伝子導入効率試験
8. 導入遺伝子の機能試験

被験者への投与の際は、凍結保存専用バッグ中に凍結された細胞懸濁液を投与直前に 37°C 温浴にて急速に解凍し、RPMI1640 培地と HSA 含 CP-1 とが 1:1 の割合で混合された細胞懸濁液として静脈内投与される(生理食塩水の追加により投与量を調整する場合がある)。

なお、品質試験の検体を採取した後の工程としては、閉鎖系操作による凍結保存専用バッグへの充填、凍結、解凍、及び閉鎖系操作による輸注用バッグ又は注射器への移し替えであり、不純物混入のリスクは極めて低いと考えられる。また、凍結・解凍による細胞生

存率の低下については、凍結保存専用バッグに充填する前の細胞懸濁液を別途バイアルに凍結保存し、投与日以前に細胞生存率を測定することにより確認する。

#### VII. 4 ペプチドの安全性

##### VII. 4.1 MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチドの純度

本臨床研究に用いられる MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチドは米国 NeoMPS 社において GMP 準拠で製造された。その製造工程の概略と品質試験の結果を参考資料 15「ペプチド製造工程・品質試験報告書」に示す。その純度は逆相 HPLC による解析により 98.3%であった。またエンドトキシンは 0.100 EU/mg 未満であり、無菌試験により無菌性が確認されている。

##### VII. 4.2 MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチドの安全性

腫瘍ワクチンの臨床試験はこれまでに国内外ですでに主要なものだけでも 1,300 名以上の対象者につき報告されている(74)。その中でも CTL 認識腫瘍抗原ペプチドを用いた臨床研究は最も多数行われており、米国の Rosenberg らのグループだけでも 2004 年の時点で総数 381 名の患者に腫瘍抗原ペプチドワクチンを投与している(74)。しかしながらこれら CTL 認識腫瘍抗原ペプチドについて、現在までに重篤な副作用の報告はない(30)。軽微な副作用として、皮膚反応(注射部位の発赤、腫脹)、微熱、倦怠感等が報告されている。本臨床研究に用いられる MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチドはラットにおける単回皮下投与毒性試験を実施した(株式会社三菱化学安全科学研究所 熊本研究所、熊本県宇土市栗崎町 1285 番地)。ヒトへの投与量として予定している 300  $\mu$ g/body を投与した結果、一般状態の変化及びペプチド投与に関連する体重の変化は認められず、また病理学的検査においても異常は認められなかった。(参考資料 16「ラット単回皮下投与急性毒性試験」参照。MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチドは資料中「MAGE-A4-A24」に該当)。以上より MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチドの投与において重篤な副作用が出現する可能性は極めて小さいと考えられる。なお、有害事象が発現した場合には、「IX.5.5.3 ペプチド投与に伴う副作用」に従い、適切な処置を施す。

## VIII. 遺伝子治療臨床研究の実施が可能であると判断した理由

以下の理由により本臨床研究は実施可能と判断される。

### ①臨床ニーズ

再発食道癌の患者の50%生存期間は約6ヶ月である。さらに、化学療法等の治療に抵抗性となれば、もっぱら栄養管理等の緩和医療以外の手立てがないのが現状である。本臨床研究は、絶対予後不良かつ他に有効な治療法がない患者を対象としており、このような患者に対する有効な治療手段開発の臨床ニーズが存在する。

### ②本臨床研究の品質・安全性

本臨床研究は、腫瘍抗原 MAGE-A4 を認識する CTL クローン由来の TCR 遺伝子をレトロウイルスベクターにより遺伝子導入した自己リンパ球を患者に投与する。この製造過程は十分に確立され、また、調製された輸注用の TCR 遺伝子導入リンパ球の品質は、調製時毎に確保される。

本臨床研究で遺伝子導入する細胞は、小児由来の造血幹細胞ではなく、成人末梢血由来の T リンパ球であり、T リンパ球への遺伝子導入の場合、レトロウイルスベクターによる癌化のリスクは極めて低く、対象疾患（治療抵抗性食道癌）とのリスク・ベネフィットを総括すると、レトロウイルスベクターを使用した遺伝子治療の施行に問題はない。

免疫不全マウスに TCR 遺伝子導入ヒトリンパ球を投与した安全性比較試験において、対照とした非遺伝子導入ヒトリンパ球投与群と比較して、TCR 遺伝子導入ヒトリンパ球投与群に特異的な毒性所見は観察されなかった（添付資料、49 ページ）。

レトロウイルスベクターによる遺伝子導入で同様にして調製された、他の腫瘍抗原を認識する TCR 遺伝子導入リンパ球のヒトへの投与は、NIH の Rosenberg SA らのグループで既の実績がある（添付資料、60～62 ページ）。

### ③本臨床研究の期待される有効性

当施設で調製された MAGE-A4 TCR 遺伝子導入リンパ球は、MAGE-A4 陽性・HLA-A2402 陽性のヒト腫瘍細胞株に対して特異的な細胞傷害活性を示すことが *in vitro* において確認されている（添付資料、40 ページ）。また、免疫不全マウスに MAGE-A4 陽性・HLA-A2402 陽性のヒト腫瘍細胞株を接種したモデル実験において、TCR 遺伝子導入ヒトリンパ球投与群に特異的な腫瘍径増大の抑制効果が認められた（添付資料、44 ページ）。

NIH の Rosenberg SA らは、転移性悪性黒色腫患者 17 例に腫瘍抗原 MART-1 の TCR 遺伝子導入リンパ球を投与する遺伝子治療臨床研究を行った結果、2 例（12%）に PR (partial response : 部分奏効) を認めており（13）（添付資料、60 ページ）、さらに、同グループは、高親和性ヒト MART-1 特異的 TCR 遺伝子 (DMF5)、又はマウス由来の gp100 特異的 TCR 遺伝

子 (gp100(154)) を導入した T リンパ球を使用することにより、悪性黒色腫患者 36 名中 9 名について腫瘍退縮を観察している (14) (添付資料、62 ページ)。

したがって、本臨床研究においても同様の抗腫瘍効果が見込まれる可能性がある。

#### ④当施設・研究者の能力

当施設内に設置された細胞調製施設は GMP 準拠で運営・管理される体制にあり、TCR 遺伝子導入リンパ球は同基準に準拠して調製される。

本臨床研究の研究者は、遺伝子ベクター調製、リンパ球アフェレーシス、遺伝子導入、細胞培養、品質管理及び当施設における腫瘍抗原由来ペプチドワクチン臨床試験の経験者により構成される。

## IX. 遺伝子治療臨床研究の実施計画

### IX. 1 遺伝子治療臨床研究を含む全体の治療計画

#### IX. 1. 1 臨床研究実施体制

本臨床研究は、三重大学大学院医学系研究科の珠玖洋を多施設共同臨床研究代表者として、三重大学医学部附属病院、大阪大学医学部附属病院、及び田附興風会医学研究所北野病院が参加する多施設共同臨床研究として実施する予定である。安全性、有効性の評価を統一するため、全施設共通の安全・効果評価・適応判定部会を設置する。また、TCR 遺伝子導入リンパ球の調製は細胞調製施設を有する三重大学にて行う。(図 14 参照)

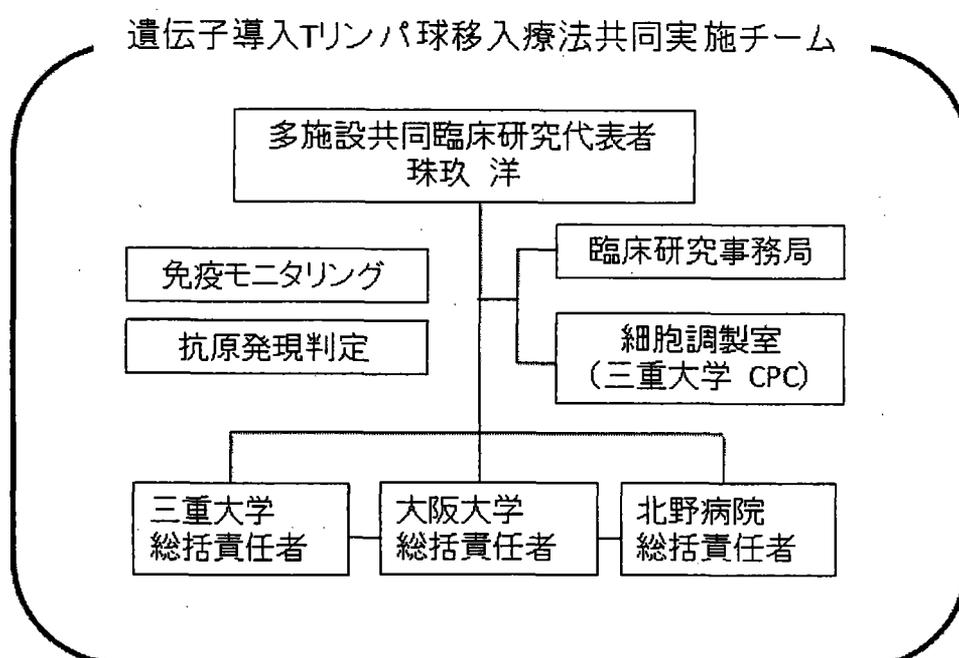


図 14 本臨床研究における実施体制

#### IX. 1. 1. 1 本臨床研究の実施に際し医療機関内に設置される委員会

本臨床研究実施の適否及びその他本臨床研究に関する調査審議を行うため、各医療機関に遺伝子治療臨床研究審査委員会を設置する。なお、遺伝子治療臨床研究審査委員会の運営に関しては、医療機関毎に作成した手順書に従うものとする。

#### IX. 1. 1. 2 安全・効果評価・適応判定中央部会

有効性や安全性の評価基準を統一することを目的とし、本臨床研究では、各医療機関で共通の安全性・効果評価・適応判定を検証するため、安全・効果評価・適応判定中央部会を設置する。なお、安全・効果評価・適応判定中央部会の委員については各医療機関から

選出し、本臨床研究の安全性、効果並びに被験者の適応性に関する具体的事項について評価及び判定を行い、その適否及び留意事項、改善事項等について各医療機関の遺伝子治療臨床研究審査委員会に意見を提出する。

#### 1) 適格性評価

被験者の本臨床研究への登録は、総括責任者から安全・効果評価・適応判定中央部会に被験者登録用紙を提出することで行われる。なお、本臨床研究に関する情報を共有することを目的として、安全・効果評価・適応判定中央部会への被験者登録用紙提出と同時に、本臨床研究参加医療機関の総括責任者に対して被験者情報の提供を行う。

安全・効果評価・適応判定中央部会は提出された被験者登録用紙をもとに、各被験者が全ての選択基準を満たし、除外基準のいずれにも抵触しないことを確認し、本臨床研究の対象被験者として適切かどうかを判定する。得られた判定結果については遺伝子治療臨床研究審査委員会を通じて総括責任者へ報告する。

#### 2) 用量増加における評価

コホート毎に規定された症例数を満了した場合、安全・効果評価・適応判定中央部会はコホート毎の各被験者から得られた、臨床研究終了・中止時検査までのデータをもとにコホート毎の安全性を判定する。安全性に問題がないと判定された場合、全ての医療機関の遺伝子治療臨床研究審査委員会を通じて総括責任者へ報告したうえで、次のコホートに移行する。

#### 3) 重篤な有害事象発現時の対応

安全・効果評価・適応判定中央部会は、総括責任者より提出された重篤な有害事象に関する報告書（詳細報）をもとに、本臨床研究との因果関係並びに本臨床研究継続の可否について判定する。得られた判定結果については、各医療機関の遺伝子治療臨床研究審査委員会を通じて総括責任者へ報告する。なお、各医療機関の遺伝子治療臨床研究審査委員会は、安全・効果評価・適応判定中央部会からの判定結果をもとに臨床研究の継続に関する審査を行い、医療機関の長及び総括責任者へ審査結果を報告する。

#### 4) 臨床研究の総合判定

臨床研究終了後、安全・効果評価・適応判定中央部会は全ての被験者から得られたデータをもとに本臨床研究の安全性並びに効果について総合的に判定する。得られた判定結果については、各医療機関の遺伝子治療臨床研究審査委員会及び総括責任者へ報告する。

### IX. 1. 1. 3 遺伝子治療臨床研究審査委員会遺伝子製剤検証部会

遺伝子製剤検証部会は、本臨床研究に用いる遺伝子導入細胞製剤の検証及びその品質の評価を行い、その結果を遺伝子治療臨床研究審査委員会に提出する。

### IX. 1.2 本臨床研究の実施手順

本臨床研究の治療計画は以下の図 15 のとおりである。

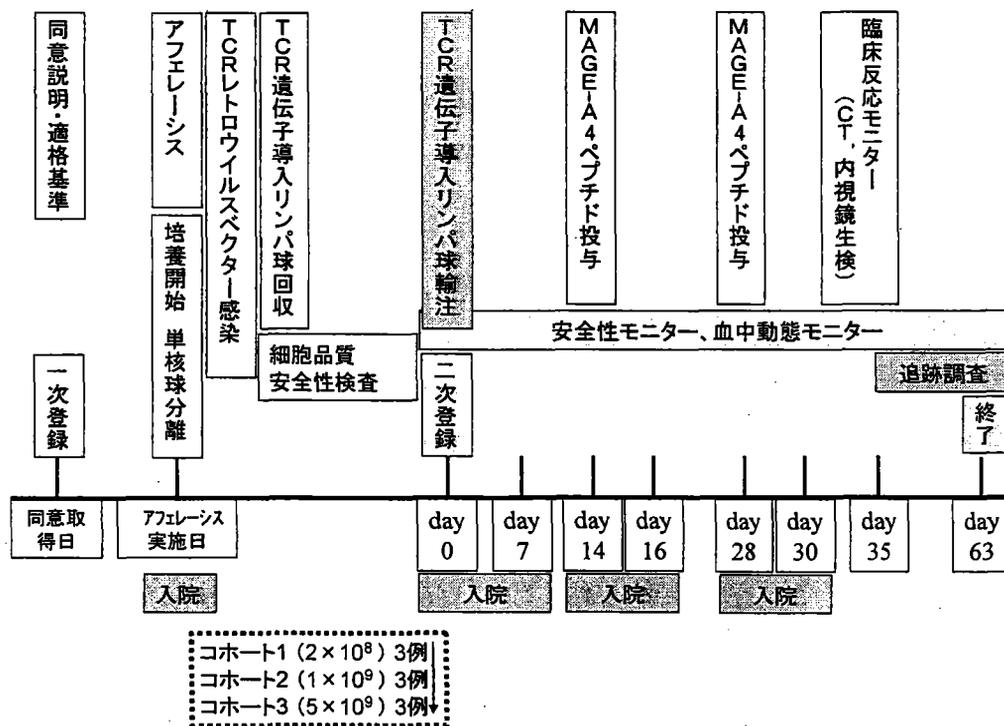


図 15 TCR 遺伝子導入リンパ球調製及び輸注計画

治療抵抗性食道癌患者より一次登録時の選択基準・除外基準に適合する患者を選定し、本臨床研究への一次登録を行う。

アフェレーシスにて採取した自己 PBL に MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチドを認識する TCR $\alpha$  鎖及び $\beta$  鎖遺伝子をレトロウイルスベクターにて導入し、得られた TCR 遺伝子導入リンパ球を *ex vivo* 培養し、一旦凍結保存する。

TCR 遺伝子導入リンパ球の調製を終了し、安全性を確認した時点で、二次登録時の選択基準・除外基準に適合する患者を選定し、本臨床研究への二次登録を行う。

TCR 遺伝子導入リンパ球（単回投与）を経静脈的に投与する。

1 日投与量 300  $\mu$ g の MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチドと不完全フロイントアジュバントとの懸濁液を、TCR 遺伝子導入リンパ球投与日を 0 日として 14 日目及び 28 日目の 2 日間の計 2 回、皮下投与する。

追跡調査を行った後、本遺伝子治療の安全性（有害事象、臨床検査、RCR、LAM-PCR）、TCR 遺伝子導入リンパ球の血中動態及び腫瘍組織への浸潤、腫瘍特異的免疫反応及び腫瘍縮小効果を評価する。

TCR 遺伝子導入リンパ球投与後 63 日目に本臨床研究を終了とする。

## TCR 遺伝子導入リンパ球数の設定

投与する TCR 遺伝子導入リンパ球数は 1 回投与量  $2 \times 10^8$  個、 $1 \times 10^9$  個、 $5 \times 10^9$  個の各コホート別とする。各コホートは 3 例とし、1 回投与量を  $1 \times 10^9$  個、 $5 \times 10^9$  個へと増加させる。

腫瘍浸潤リンパ球や T 細胞クローンを体外で増殖後に投与する自家培養リンパ球輸注が米国を中心に行われ、 $3 \times 10^9 \sim 4 \times 10^{11}$  個のリンパ球が投与され細胞輸注に起因する重篤な有害事象の報告はない(9, 75)。また、TCR 遺伝子導入リンパ球を投与する類似研究 (NIH、米国) では、17 例において  $1 \times 10^9$  以上 ( $1 \times 10^9 \sim 8.6 \times 10^{10}$ ; 中央値  $7 \times 10^9$ ) のリンパ球が 1 回に静脈内投与され、投与リンパ球に起因する重篤な有害事象の報告はない (添付資料、60 ページ)。本計画では安全性を評価するために、その投与数より少ない  $2 \times 10^8$  個のリンパ球数を初期投与数と設定した。また、臨床試験のプロトコールに従うと、体外にて遺伝子導入細胞調製時に培養増殖される細胞数が  $1 \times 10^{10}$  程度と予想されるため、調製し投与可能な最大リンパ球数を  $5 \times 10^9$  個と設定した。

投与量増加基準は、以下のとおりとする (有害事象のグレードについては「IX. 5. 6 遺伝子治療臨床研究の評価方法、評価基準及び中止判定基準」参照)。

- 1) 3 例のうち 1 例も「本治療との因果関係を否定できないグレード 3 以上の有害事象」が発現しなかった場合、次のコホートに 3 例が登録される。
- 2) 3 例のうち 1 例に「本治療との因果関係を否定できないグレード 3 以上の有害事象」が発現した場合、同じコホートに 3 例が登録される。
- 3) 3 例のうち 2 例又は 3 例に「本治療との因果関係を否定できないグレード 3 以上の有害事象」が発現した場合、投与量の増加はそこで中止される。
- 4) 上記 2) に従った後、6 例のうち 1 例に「本治療との因果関係を否定できないグレード 3 以上の有害事象」が発現した場合、投与量の増加は続けられる。
- 5) 上記 2) に従った後、6 例のうち 2 例以上に「本治療との因果関係を否定できないグレード 3 以上の有害事象」が発現した場合、投与量の増加はそこで中止される。

## IX. 2 被験者の選択基準及び除外基準

### IX. 2. 1 一次登録

患者より文書にて同意を取得する。一次登録時の選択基準を全て満たし、かつ除外基準のいずれにも抵触しないことを確認し、登録を行う。

#### IX. 2. 1. 1 選択基準 (一次登録)

以下の全ての基準を満たす患者を対象とする。

- 1) 組織診で確定診断の得られた食道癌の患者
- 2) 根治切除不能かつ標準的な治療法 (化学療法、放射線療法等) 抵抗性となった臨床病期 III 期あるいは IV 期 (TNM 分類) の食道癌患者、又は術後あるいは初回放射線化学療

法後に再発転移をきたし治療抵抗性となった食道癌患者

- 3) HLA-A2402 陽性の患者
- 4) PCR 法にて腫瘍組織に MAGE-A4 発現が確認\* されている患者
- 5) 画像診断等による臨床効果判定に必要な測定可能な腫瘍病変を有する患者
- 6) ECOG Performance Status 0~1 の患者
- 7) 本臨床研究参加時点の年齢が 20 歳以上 75 歳以下の患者
- 8) 細胞採取時に前治療（手術、化学療法、放射線療法）終了から 4 週間以上の経過が見込める患者
- 9) 同意取得後 4 ヶ月以上の生命予後が見込める患者
- 10) 主要臓器（骨髄、心、肺、肝、腎等）に高度な障害がなく、臨床検査が以下の基準を満たす患者
  - ・白血球数  $\geq 3,000/\text{mm}^3$
  - ・好中球数  $\geq 1,500/\text{mm}^3$
  - ・ヘモグロビン  $\geq 8.0 \text{ g/dL}$
  - ・血小板数  $\geq 100,000/\text{mm}^3$
  - ・総ビリルビン (T-Bil)  $\leq 2.0 \text{ mg/dL}$
  - ・AST (GOT)、ALT (GPT)  $\leq 150 \text{ IU/dL}$
  - ・クレアチニン (Cr)  $\leq 2.0 \text{ mg/dL}$
  - ・動脈血酸素分圧 70torr 以上、または動脈血酸素飽和度 94%以上
- 11) 免疫組織染色法にて腫瘍組織に HLA クラス I 分子発現が確認されている患者
- 12) 治療内容を理解し、本人の自由意思による同意を文書で得られた患者

\*: 試験方法は参考資料 17 「MAGE-A4 抗原発現検査プロトコール」参照。MAGE-A4 発現陽性の判断基準は、定量的 RT-PCR 法により GAPDH 発現 10,000 コピー当たり MAGE-A4 発現が 50 コピー以上とする。

#### IX. 2. 1. 2 除外基準（一次登録）

以下のいずれかの基準に抵触する患者は除外する。

- 1) 以下の重篤な合併症を有する患者
  - ・不安定狭心症、心筋梗塞又は心不全
  - ・コントロール不良な糖尿病又は高血圧症
  - ・活動性の感染症
  - ・胸部 X 線検査による明らかな間質性肺炎又は肺線維症
  - ・自己免疫疾患
  - ・出血傾向（プロトロンビン時間 (PT) < 50%、活性化トロンボプラスチン時間 (APTT) > 60 sec、フィブリノゲン (Fbg) < 100 mg/dL、フィブリン分解産物 (FDP) > 20  $\mu\text{g/mL}$ )

・血栓形成傾向

- 2) 重篤な過敏症の既往歴を有する患者
- 3) HBs 抗原、HCV 抗体、HIV 抗体、HTLV-1 抗体のいずれかが陽性である患者
- 4) コントロール不能な胸水・腹水・心嚢水を有する患者
- 5) 制御困難な脳内転移を有する患者
- 6) 副腎皮質ステロイド剤又は免疫抑制剤を全身投与中の患者
- 7) MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチド投与に適さない患者（例えば MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチドの成分、アジュバントに対して過敏症の既往を有する患者）
- 8) 本臨床研究参加への同意に影響を及ぼすような精神疾患、薬物依存症等の疾患を有する患者
- 9) 妊娠中、授乳中、妊娠している可能性のある女性又は妊娠を希望している女性患者。又は挙子希望の男性患者（ただし、遺伝子治療前に精子を凍結保存し、その精子を用いて子供をもうける場合は該当しない）
- 10) 一次登録前 4 ヶ月以内に他の臨床試験（臨床研究）に参加している患者
- 11) その他、総括責任者又は分担研究者が不適当と認めた患者

### IX. 2. 2 二次登録

一次登録した患者における TCR 遺伝子導入リンパ球の調製が終了した後、再度患者より文書にて同意を取得する。二次登録時の選択基準を全て満たし、かつ除外基準のいずれにも抵触しないことを確認し、登録を行う。

#### IX. 2. 2. 1 選択基準（二次登録）

以下の全ての基準を満たす患者を対象とする。

- 1) 本臨床研究における最小輸注量 ( $2 \times 10^8$  個) の TCR 遺伝子導入リンパ球が得られた患者
- 2) 画像診断等による臨床効果判定に必要とされる測定可能な腫瘍病変を有する患者
- 3) ECOG Performance Status 0~1 の患者
- 4) 主要臓器（骨髄、心、肺、肝、腎等）に高度な障害がなく、臨床検査が以下の基準を満たす患者

- ・白血球数  $\geq 3,000/\text{mm}^3$
- ・好中球数  $\geq 1,500/\text{mm}^3$
- ・ヘモグロビン  $\geq 8.0 \text{ g/dL}$
- ・血小板数  $\geq 100,000/\text{mm}^3$
- ・総ビリルビン (T-Bil)  $\leq 2.0 \text{ mg/dL}$
- ・AST (GOT)、ALT (GPT)  $\leq 150 \text{ IU/dL}$
- ・クレアチニン (Cr)  $\leq 2.0 \text{ mg/dL}$
- ・動脈血酸素分圧 70torr 以上、または動脈血酸素飽和度 94%以上

- 5) 一次登録後に同意撤回がなく、治療内容を理解し、本人の自由意思による同意を文書で得られた患者

#### IX.2.2.2 除外基準（二次登録）

以下のいずれかの基準に抵触する患者は除外する。

- 1) 以下の重篤な合併症を有する患者
  - ・不安定狭心症、心筋梗塞又は心不全
  - ・コントロール不良な糖尿病又は高血圧症
  - ・活動性の感染症
  - ・胸部 X 線検査による明らかな間質性肺炎又は肺線維症
  - ・自己免疫疾患
  - ・出血傾向（プロトロンビン時間 (PT) <50%、活性化トロンボプラスチン時間 (APTT) >60 sec、フィブリノゲン (Fbg) <100 mg/dL、フィブリン分解産物 (FDP) >20  $\mu$ g/mL)
  - ・血栓形成傾向
- 2) 重篤な過敏症の既往歴を有する患者
- 3) コントロール不能な胸水・腹水・心嚢水を有する患者
- 4) 制御困難な脳内転移を有する患者
- 5) 副腎皮質ステロイド剤又は免疫抑制剤を全身投与中の患者
- 6) MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチド投与に適さない患者（例えば MAGE-A4<sub>143-151</sub> ペプチドの成分、アジュバントに対して過敏症の既往を有する患者）
- 7) 本臨床研究参加への同意に影響を及ぼすような精神疾患、薬物依存症等の疾患を有する患者
- 8) 妊娠中、授乳中、妊娠している可能性のある女性又は妊娠を希望している女性患者。又は挙子希望の男性患者（ただし、遺伝子治療前に精子を凍結保存し、その精子を用いて子供をもうける場合は該当しない）
- 9) その他、総括責任者又は分担研究者が不相当と認めた患者

### IX.3 被験者の同意の取得方法

本臨床研究の開始に先立ち、総括責任者又は分担研究者は被験者の同意を得るに際し、三重大学医学部附属病院内に設置された遺伝子治療臨床研究審査委員会の承認が得られた同意・説明文書（X.7）を説明の前又は説明するときに渡し、以下の内容を口頭で詳しく説明する。その後、自由意思による同意を文書にて取得する（文書による同意取得は一次登録時及び二次登録時の計2回行う）。なお、同意を取得する前には、質問する機会と本臨床研究に参加するか否かを判断するのに十分な時間を被験者本人に与え、全ての質問に対して被験者が満足するように答えるものとする。また、総括責任者又は分担研究者以外の臨床研究コーディネーター等が説明補助を行うことも可能とする。

1. はじめに
2. 臨床研究について
3. あなたの食道癌について
4. 遺伝子治療臨床研究の概要について
5. TCR 遺伝子治療臨床研究の海外での状況について
6. 臨床研究の方法
7. 参加できる方、参加できない方
8. 臨床研究のスケジュール
9. 期待される効果
10. 予想される危険性および副作用
11. 臨床研究への参加予定期間
12. 臨床研究への参加患者数
13. 他の治療法について
14. 臨床研究への参加の自由と、参加の取りやめについて
15. 健康被害の補償について
16. 新たな情報のお知らせについて
17. 遺伝子治療臨床研究の中止について
18. あなたに守っていただきたいこと
19. あなたの費用負担について
20. 個人情報の保護について
21. 個人情報の第三者への提供の制限について
22. 個人情報の開示、訂正、利用停止や問い合わせ・相談・苦情の窓口について
23. 緊急連絡先およびお問い合わせ先について
24. 遺伝子治療臨床研究の名称と実施組織体制

#### IX. 4 実施期間及び目標症例数

実施期間は厚生労働大臣から実施が差し支えない旨の回答を得た時点から3年間とする。症例毎の実施期間は TCR 遺伝子導入リンパ球輸注後 63 日であるが、本臨床研究終了後も当該被験者の生存期間（FDA のガイドライン(76)に従い、最短 15 年間）にわたり、1 年に 1 回の頻度で遺伝子導入 T リンパ球の血中動態及び二次発癌や RCR の有無について追跡調査を実施する。

目標症例数は以下のとおり、全施設の症例を合わせて 9 例とするが、有害事象が発現した場合には、「IX. 1.2 本臨床研究の実施手順」の投与量増加基準に従って、安全性の評価を強化する。

##### 1 回当たりの TCR 遺伝子導入リンパ球輸注量

コホート 1	$2 \times 10^8$ 個	3 例
コホート 2	$1 \times 10^9$ 個	3 例
コホート 3	$5 \times 10^9$ 個	3 例

また、TCR 遺伝子導入リンパ球の増殖率は培養ごとに予測することができないため、症例の取り扱いを以下のとおりとする。

- ・コホート 1 で定められた TCR 遺伝子導入リンパ球輸注量 ( $2 \times 10^8$  個) を本臨床研究における最小輸注量とする。最小輸注量に満たない場合には TCR 遺伝子導入リンパ球を投与せず、本臨床研究における脱落例とする。
- ・コホート 2 で定められた TCR 遺伝子導入リンパ球輸注量 ( $1 \times 10^9$  個) が得られなかった場合にはその被験者に輸注可能な全ての TCR 遺伝子導入リンパ球を投与する。投与した TCR 遺伝子導入リンパ球輸注量が  $0.8 \times 10^9$  個以上の場合、コホート 2 の症例数として数えるが、それ未満の場合は投与量増加の評価例としない。
- ・コホート 3 で定められた TCR 遺伝子導入リンパ球輸注量 ( $5 \times 10^9$  個) が得られなかった場合にはその被験者に輸注可能な全ての TCR 遺伝子導入リンパ球を投与する。投与した TCR 遺伝子導入リンパ球輸注量が  $4 \times 10^9$  個以上の場合、コホート 3 の症例数として数えるが、それ未満の場合は投与量増加の評価例としない。
- ・コホート 2 及び 3 の投与量増加のための評価対象としない症例における臨床観察項目データは、当臨床研究の安全性評価解析対象とする。
- ・投与量増加の評価対象としない症例数は、コホート 2、3 において最大 3 例までとし、その症例をもって当該コホートへの登録を終了し、本臨床研究における TCR 遺伝子導入リンパ球の臨床至適用量を決定する。

## IX. 5 遺伝子治療臨床研究の実施方法

### IX. 5.1 対照群の設定方法

本臨床研究では対照群を設定しない。

### IX. 5.2 遺伝子導入方法

#### IX. 5.2.1 PBMC の採取

三重大学医学部附属病院輸血部において採取機種 COBE SPECTRA (GAMBRO BCT 社) を用いて、被験者より PBMC、及び T リンパ球培養に必要な血漿を採取する。被験者からの PBMC 採取条件及び被験者のアフエレーシス実施条件は以下のとおりとする。なお、アフエレーシスは日本造血細胞移植学会のガイドラインに準じて、手技に習熟した医師が被験者の状態を十分に観察しながら実施する。

#### 被験者からの PBMC 採取条件

- ・血液処理量：約 5,000 mL (最大で 150 mL/kg)
- ・処理速度：0.8~1.5 mL/kg/min
- ・処理時間：通常 90 分以内 (最大 120 分まで)

#### 被験者のアフエレーシス実施条件

- ・採取当日の身体的、精神的状態が良好であること
- ・採取当日に 37.5°C を超える発熱を有しないこと
- ・採取当日の収縮期血圧が 90 mmHg 以下又は 180 mmHg 以上でないこと
- ・その他、アフエレーシス実施医師が不可能と判断した場合は実施を延期する。

#### IX. 5.2.2 遺伝子導入 T リンパ球のながれ

被験者より採血した PBMC 画分と血漿は、三重大学に設置している細胞調製施設へ搬送する。また、三重大学にて細胞調製完了後、凍結保存した TCR 遺伝子導入用 T リンパ球は各医療機関へ搬送される。なお、細胞調製施設と各医療機関の搬送方法、条件については別途手順書にて定める (参考資料 18)。

#### IX. 5.2.3 TCR 遺伝子導入リンパ球の調製

採取された PBMC 画分を用いて、「VII. 3.1 遺伝子導入リンパ球の調製方法」に従い、細胞調製を行う。細胞調製後、「VII. 3.4 被験者に投与する細胞の安全性」に示した各種試験により、TCR 遺伝子導入リンパ球としての品質を確認したうえで投与に用いる。また、輸注用細胞と同時に搬送した凍結保存バイアルを用い実施施設にて凍結保存細胞の生存率を測定する。